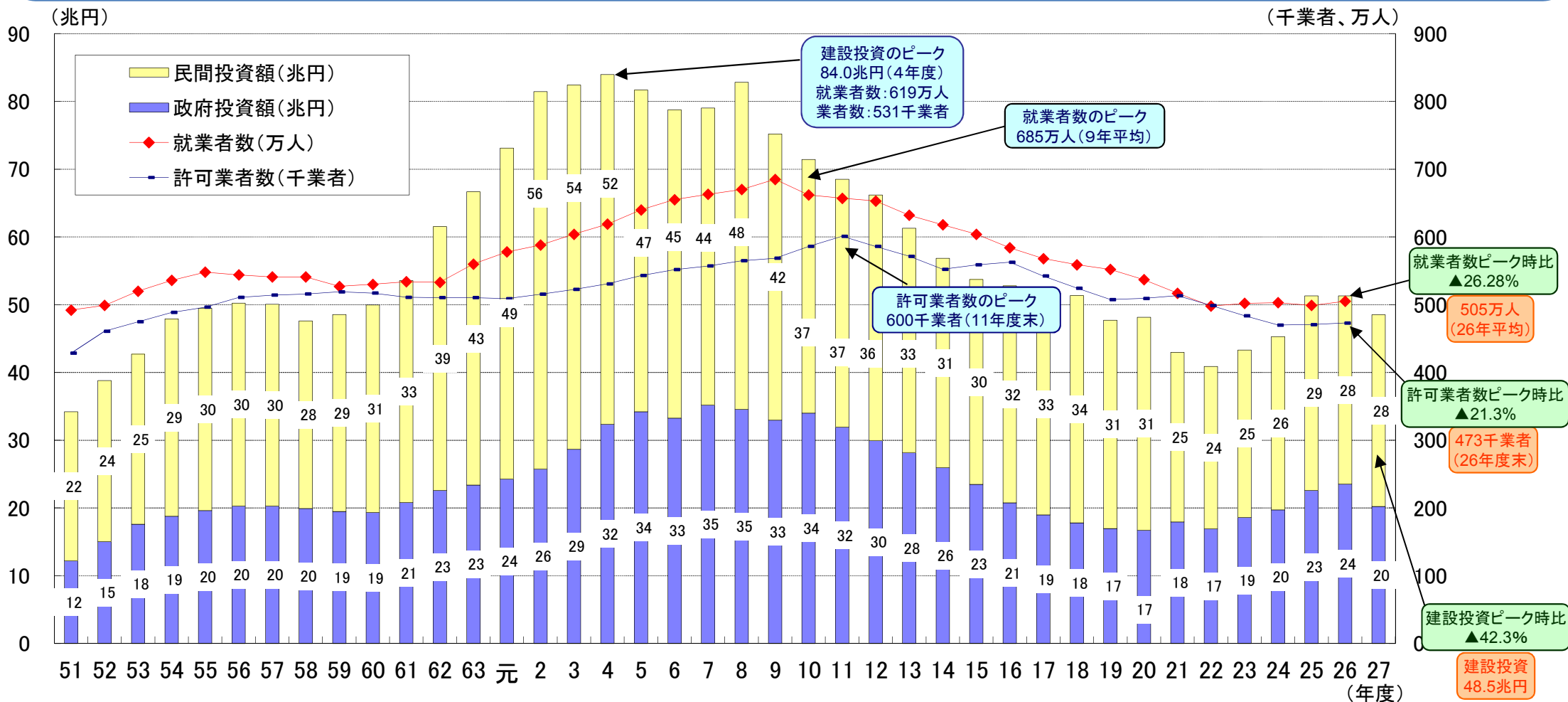


建設業を取り巻く主な情勢

平成28年1月27日

建設市場の動向①：建設投資の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、27年度は約48兆円となる見通し（ピーク時から約42%減）。
- 建設業者数（26年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（26年平均）は505万人で、ピーク時（9年平均）から約26%減。



出所：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成24年度まで実績、25年度・26年度は見込み、27年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

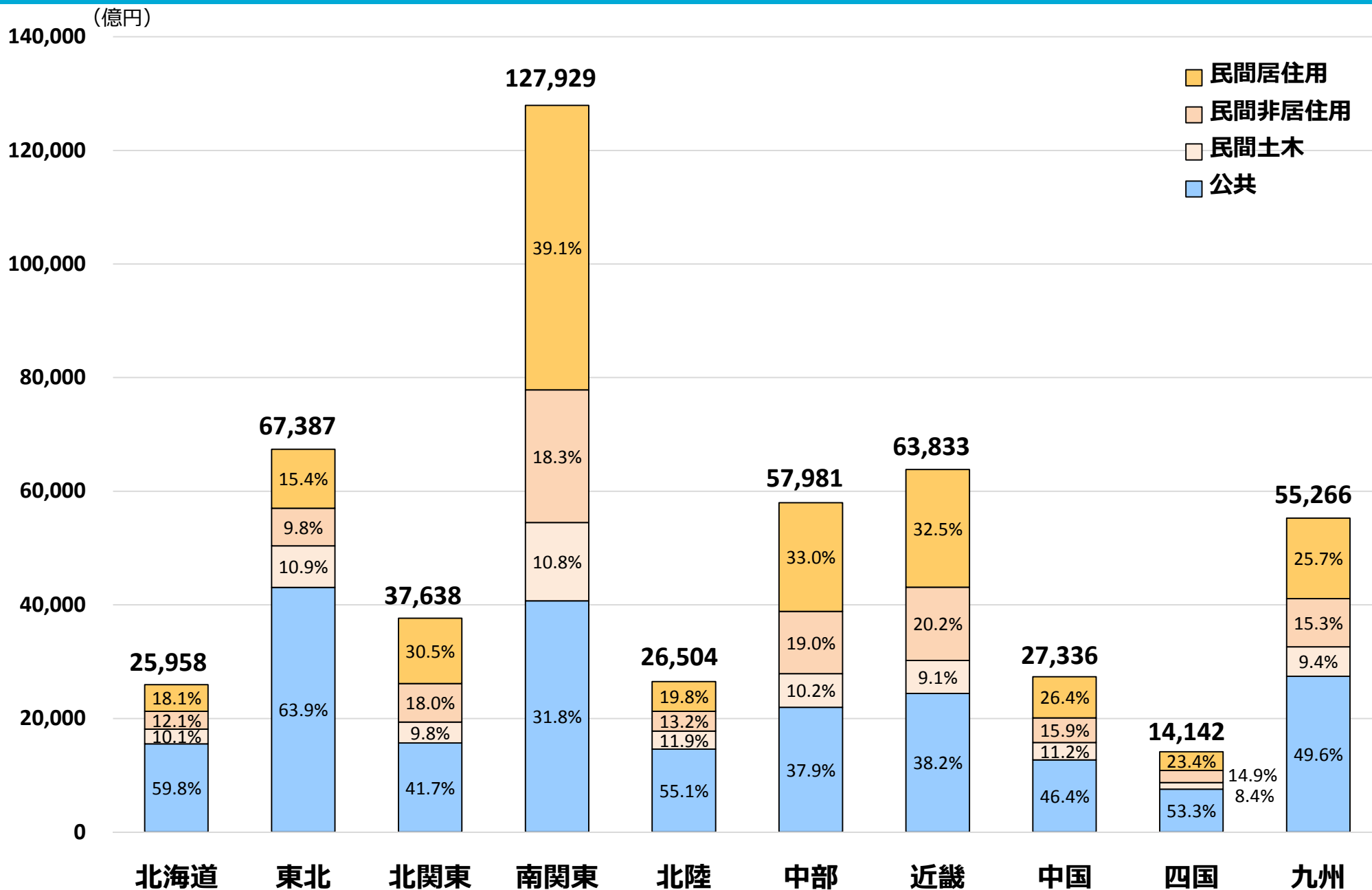
○ 公共工事は「土木」、民間工事は「建築」が太宗。

【公共 20.2兆円】

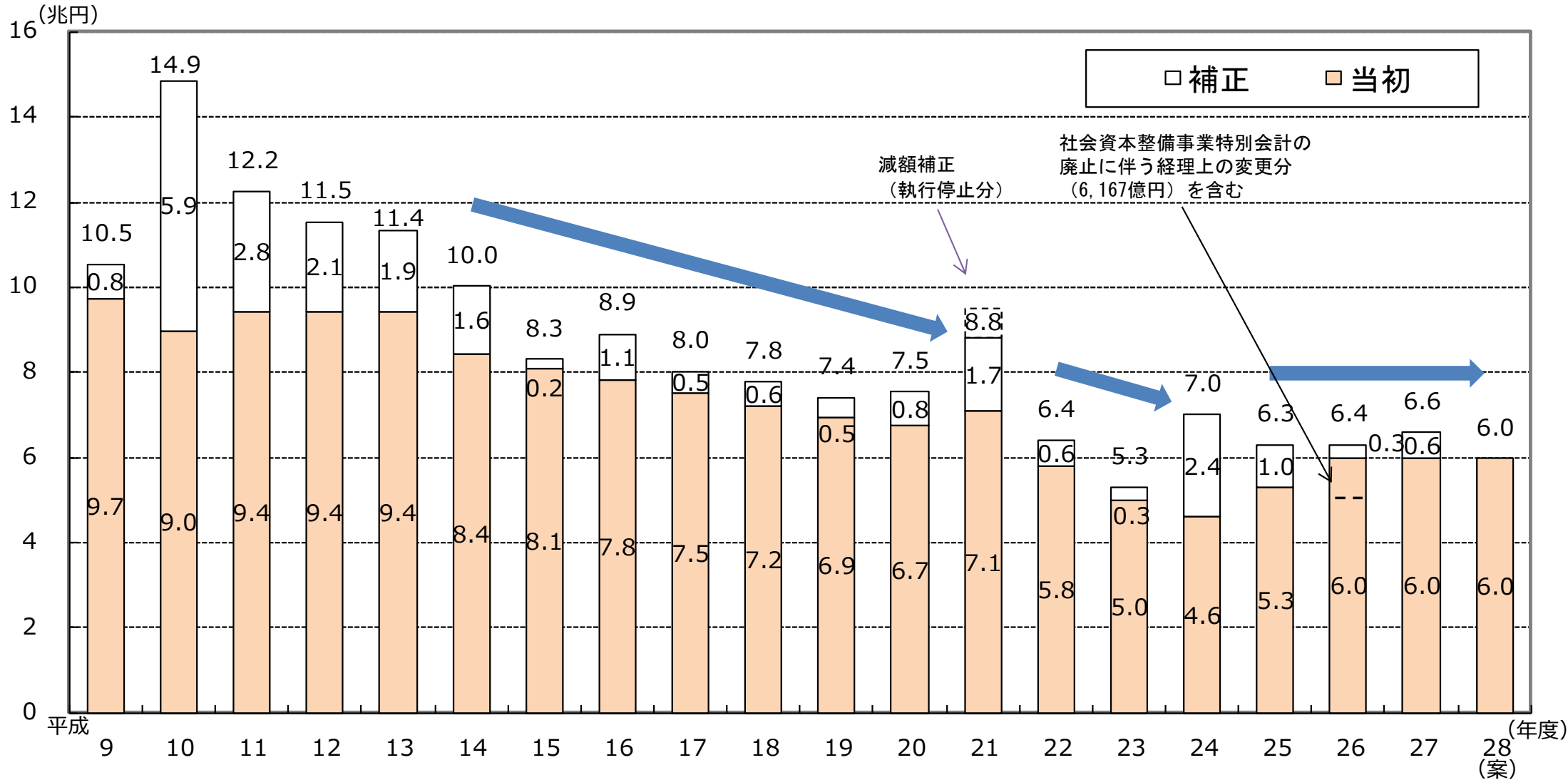
【民間 28.3兆円】



建設市場の動向③：地域別の建設投資の内訳



建設市場の動向④：公共事業関係費(政府全体)の推移



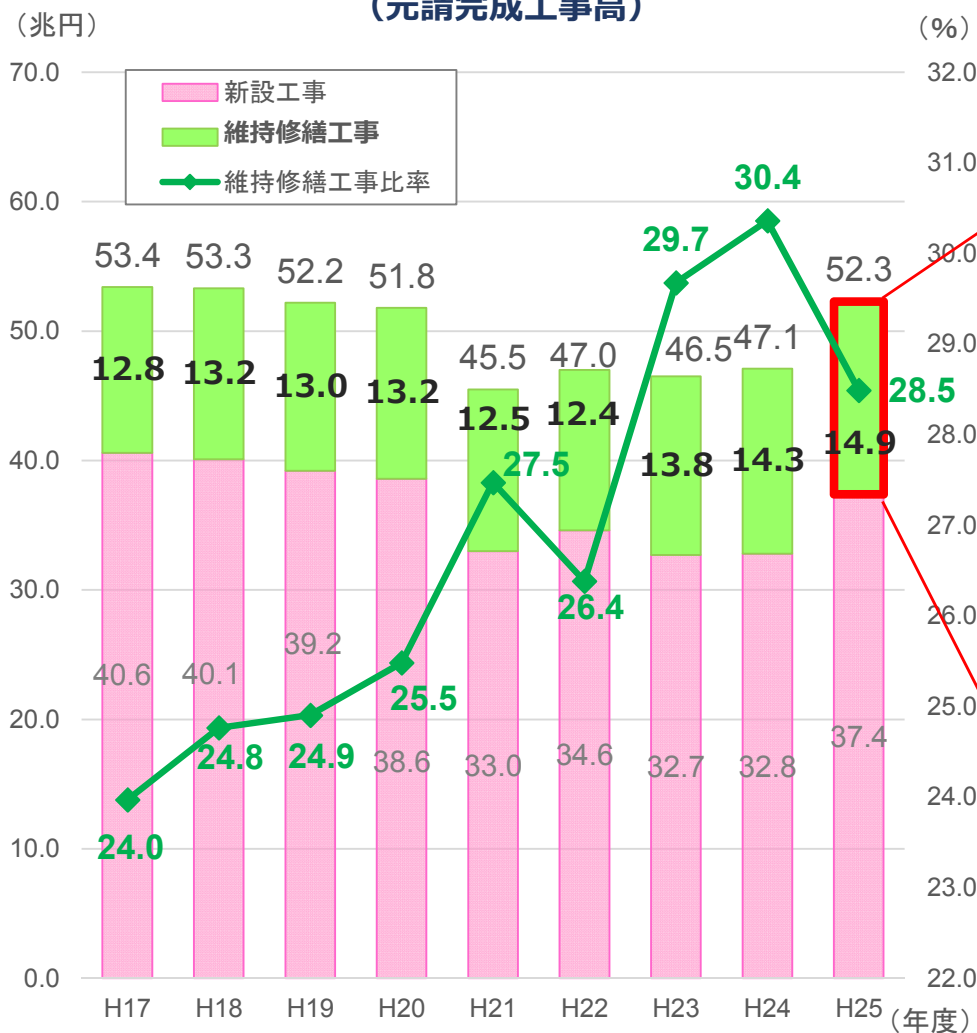
※本表は、予算ベースである。
 ※平成21年度は、平成20年度で特別会計に直入されていた「地方道路整備臨時交付金」相当額(0.7兆円)が一般会計計上に切り替わったため、見かけ上は前年度よりも増加(+5.0%)しているが、この特殊要因を除けば6.4兆円(▲5.2%)である。
 ※平成23年度及び平成24年度については同年度に地域自主戦略交付金へ移行した額を含まない。
 ※平成25年度は東日本大震災復興特別会計繰入れ(356億円)及び国有林野特別会計の一般会計化に伴い計上されることとなった直轄事業負担金(29億円)を含む。また、これら及び地域自主戦略交付金の廃止という特殊要因を考慮すれば、対前年度+182億円(+0.3%)である。
 ※平成23~28年度において、東日本大震災の被災地の復旧・復興や全国的な防災・減災等のための公共事業関係予算を計上しており、その額は以下の通りである。
 H23一次補正:1.2兆円、H23三次補正:1.3兆円、H24当初:0.7兆円、H24一次補正:0.01兆円、H25当初:0.8兆円、H25一次補正:0.1兆円、H26当初:0.9兆円、H26補正:0.002兆円、H27当初:1.0兆円、H28当初:0.9兆円 (平成23年度3次補正までは一般会計ベース、平成24年度当初以降は東日本大震災復興特別会計ベース。また、このほか東日本大震災復興交付金がある。)
 ※平成26年度については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う経理上の変更分(これまで同特別会計に計上されていた地方公共団体の直轄事業負担金等を一般会計に計上)を除いた額(5.4兆円)と、前年度(東日本大震災復興特別会計繰入れ(356億円)を除く。)を比較すると、前年度比+1,022億円(+1.9%)である。なお、消費税率引き上げの影響を除けば、ほぼ横ばいの水準である。

建設市場の動向⑤：維持修繕工事の増加

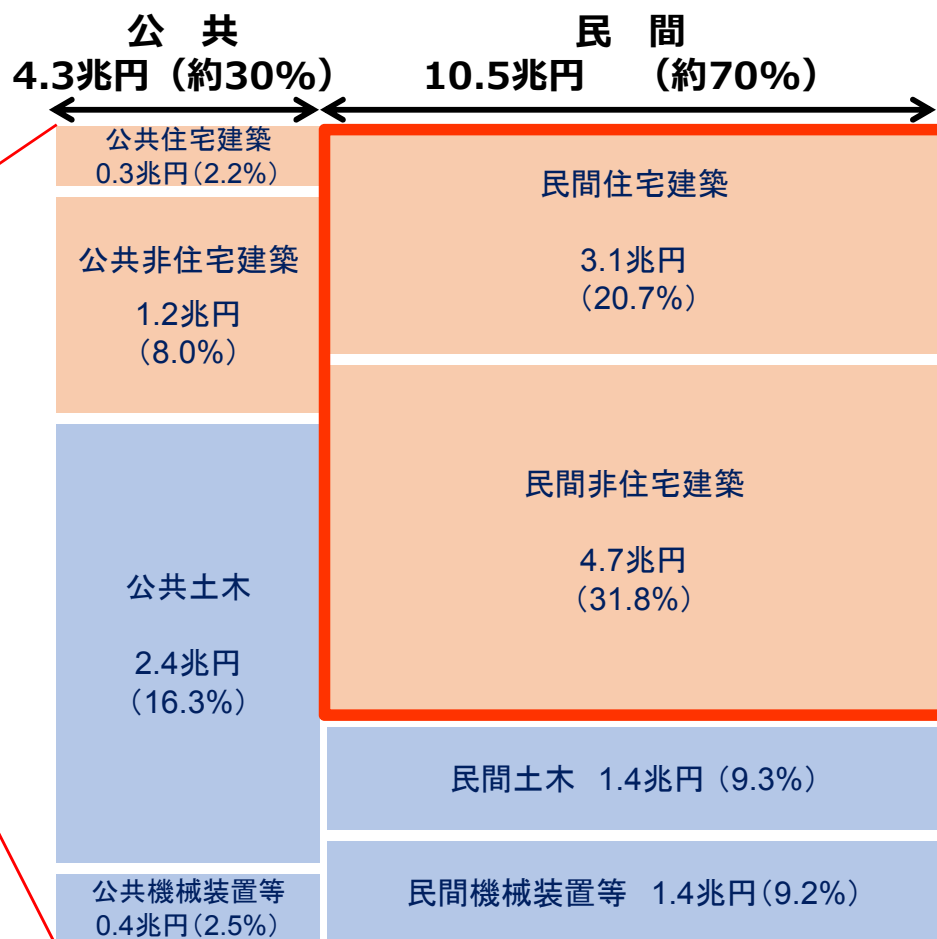
- 近年、維持修繕工事高は増加基調（平成25年度は比率が減少するも、工事高は増加）。
- 維持修繕工事の内訳をみると、民間工事（特に建築工事）のシェアが大きい。

維持修繕工事高の推移

(元請完成工事高)



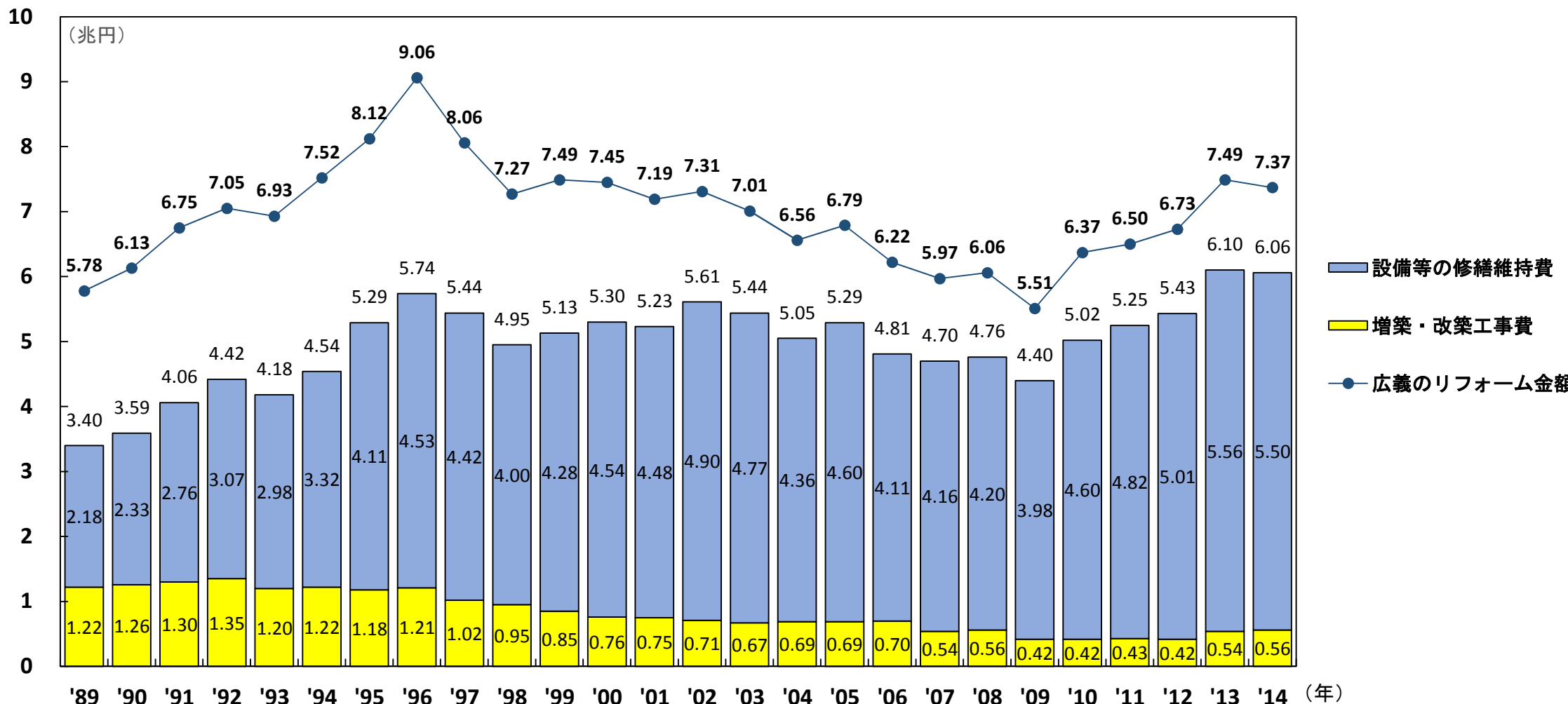
平成25年度 維持修繕工事高(14.9兆円)の内訳



※機械装置等：工場等における動力設備、機械装置、変動設備等

出所：国土交通省「建設工事施工統計」

建設市場の動向⑥：住宅リフォームの市場規模



- 注)①「広義のリフォーム市場規模」とは、住宅着工統計上「新設住宅」に計上される増築・改築工事と、エアコンや家具等のリフォームに関連する耐久消費財、インテリア商品等の購入費を含めた金額を言う。
- ②推計した市場規模には、分譲マンションの大規模修繕等、共用部分のリフォーム、賃貸住宅所有者による賃貸住宅のリフォーム、外構等のエクステリア工事は含まれない。
- ③本市場規模は、「建築着工統計年報」(国土交通省)、「家計調査年報」(総務省)、「全国人口・世帯数・人口動態表」(総務省)等により公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが推計したものである。

○社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会「社会資本メンテナンス戦略小委員会」での審議を踏まえ、国土交通省において一定の推定のもと試算した結果によると、2013年度の維持管理・更新費は約3.6兆円、10年後は4.3～5.1兆円、20年後は4.6～5.5兆円程度になるものと推定される。

年度	推計結果
2013年度	約3.6兆円
2023年度 (10年後)	約4.3～5.1兆円
2033年度 (20年後)	約4.6～5.5兆円

※1. 国土交通省所管の社会資本10分野(道路、治水、下水道、港湾、公営住宅、公園、海岸、空港、航路標識、官庁施設)の、国、地方公共団体、地方道路公社、(独)資源機構が管理者のものを対象に、建設年度毎の施設数を調査し、過去の維持管理、更新実績等を踏まえて推計。

※2. 今後の新設、除却量は推定が困難であるため考慮していない。

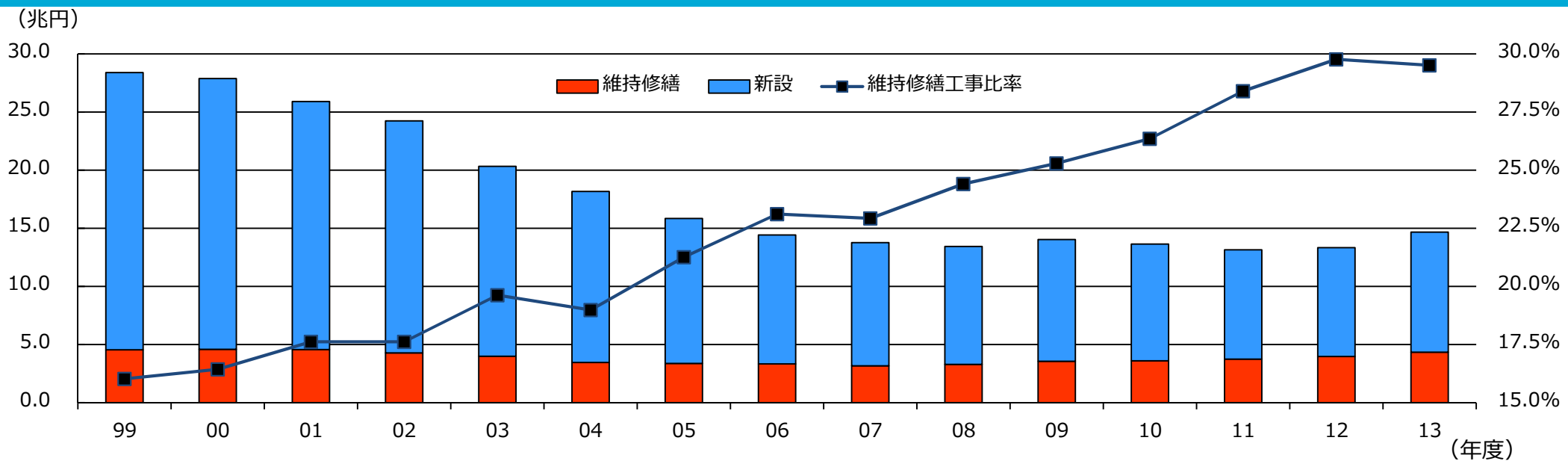
※3. 施設更新時の機能向上については、同等の機能で更新(但し、現行の耐震基準等への対応は含む。)するものとしている。

※4. 用地費、補償費、災害復旧費は含まない。

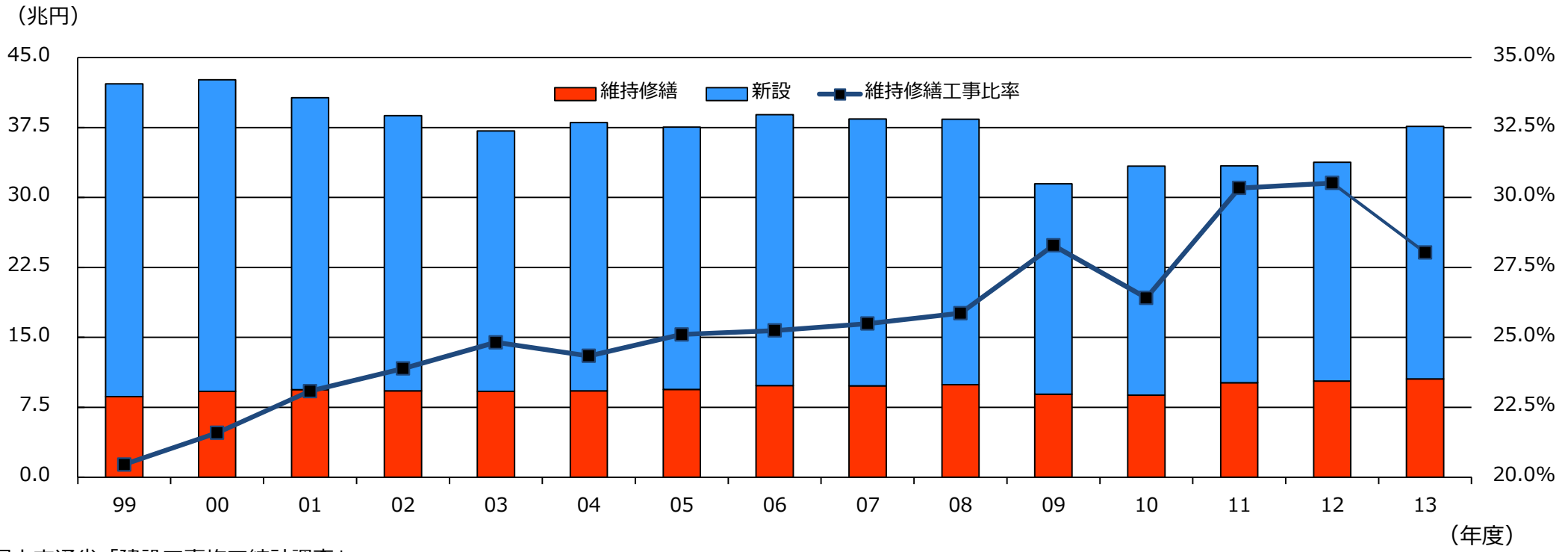
※5. 個々の社会資本で、施設の立地条件の違いによる損傷程度の差異や維持管理・更新工事での制約条件が異なる等の理由により、維持管理・更新単価や更新時期に幅があるため、推計額は幅を持った値としている。

建設市場の動向⑧：元請完成工事高に占める維持修繕工事の割合(公共・民間)

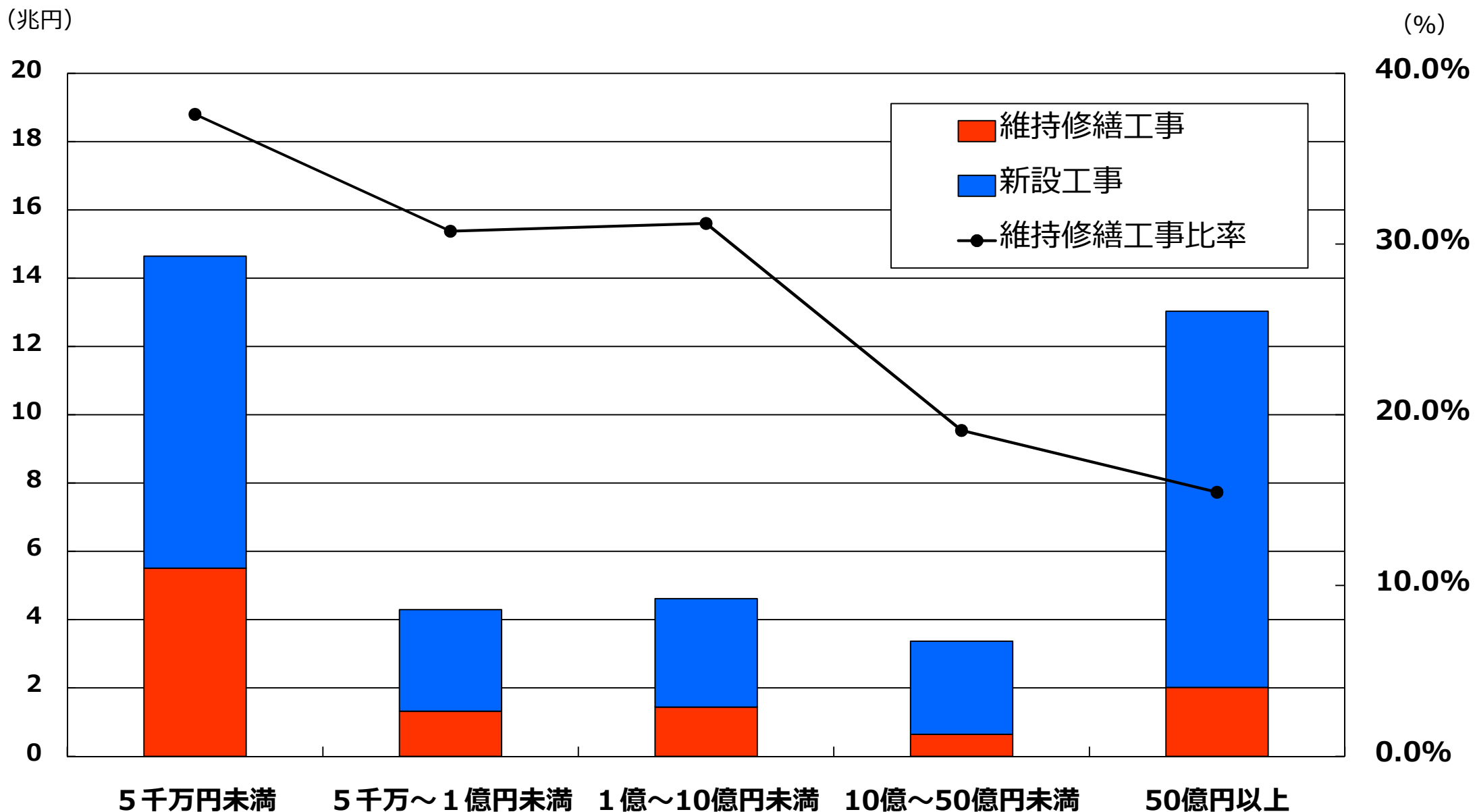
公共工事



民間工事



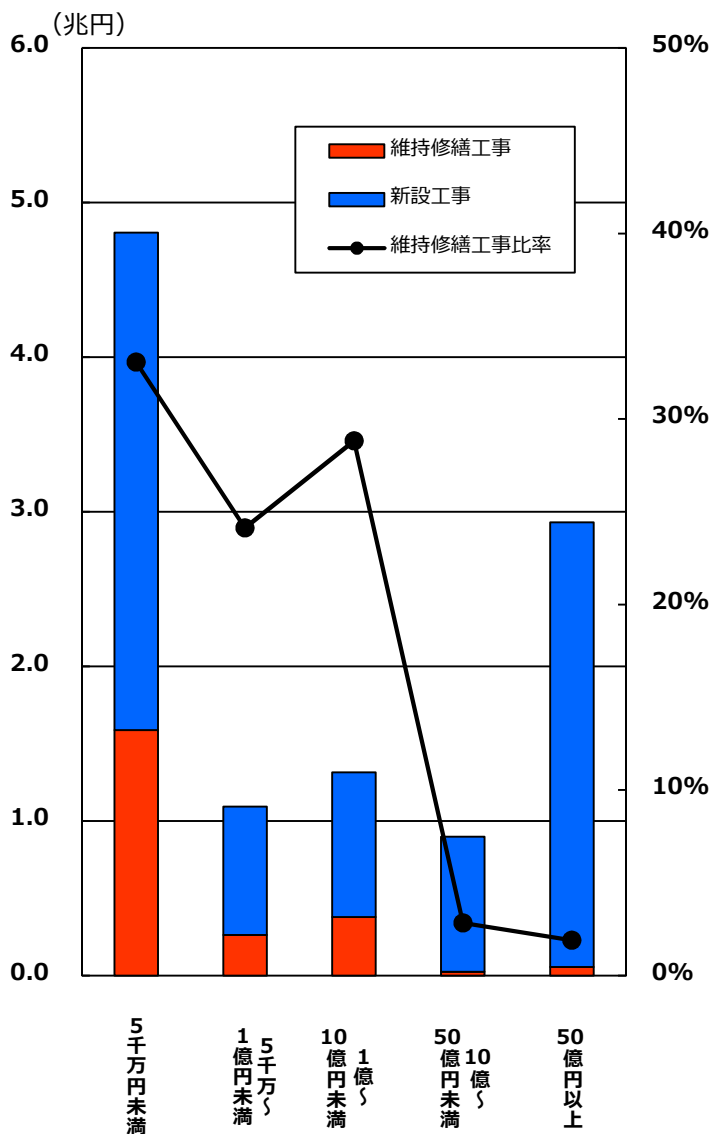
出所：国土交通省「建設工事施工統計調査」
 ※建設業許可業者から標本抽出したサンプリング調査で、両グラフの金額は元請完成工事高に基づくもの。



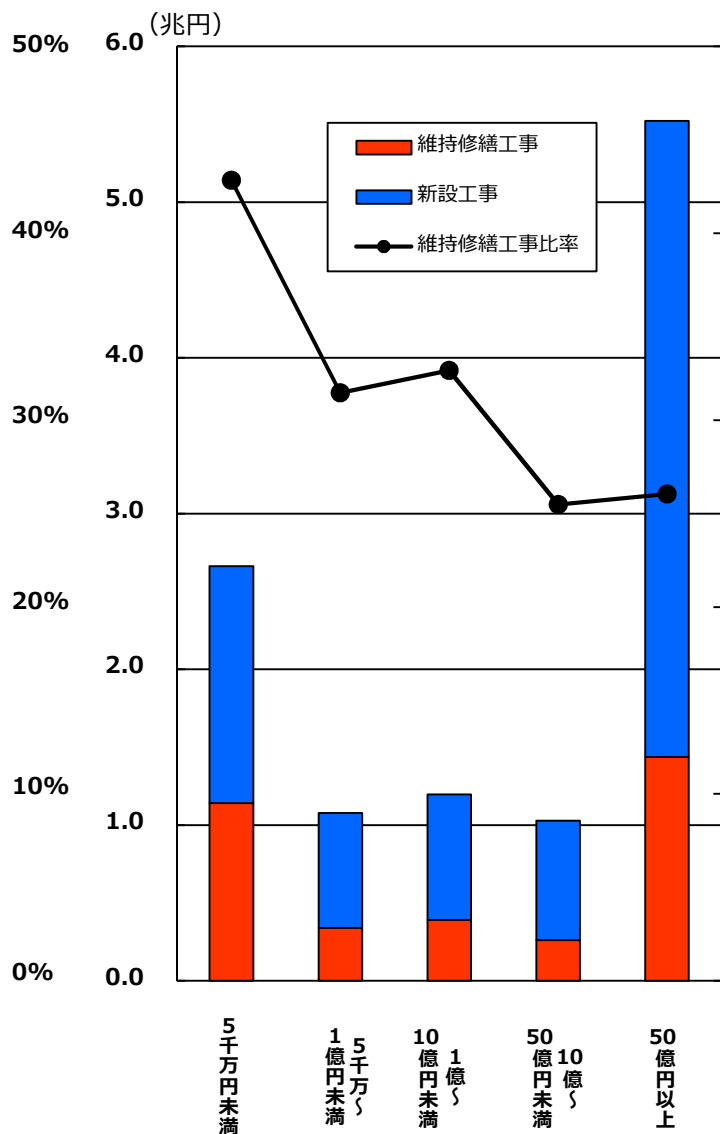
出所：国土交通省「建設工事施工統計調査」(平成25年度)

※建設業許可業者(個人経営の業者を除く。)から標本抽出したサンプリング調査で、両グラフの金額は元請完成工事高に基づくもの。

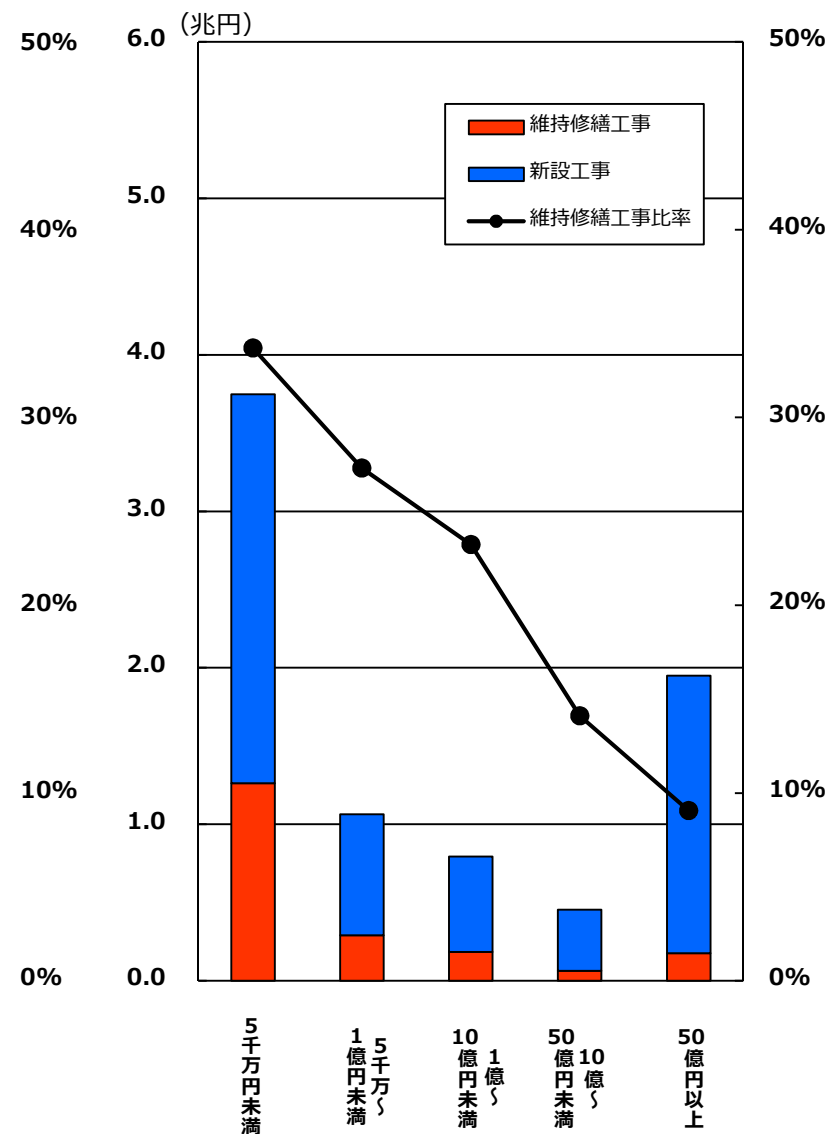
民間建築 (住宅)



民間建築 (非住宅)



公共土木

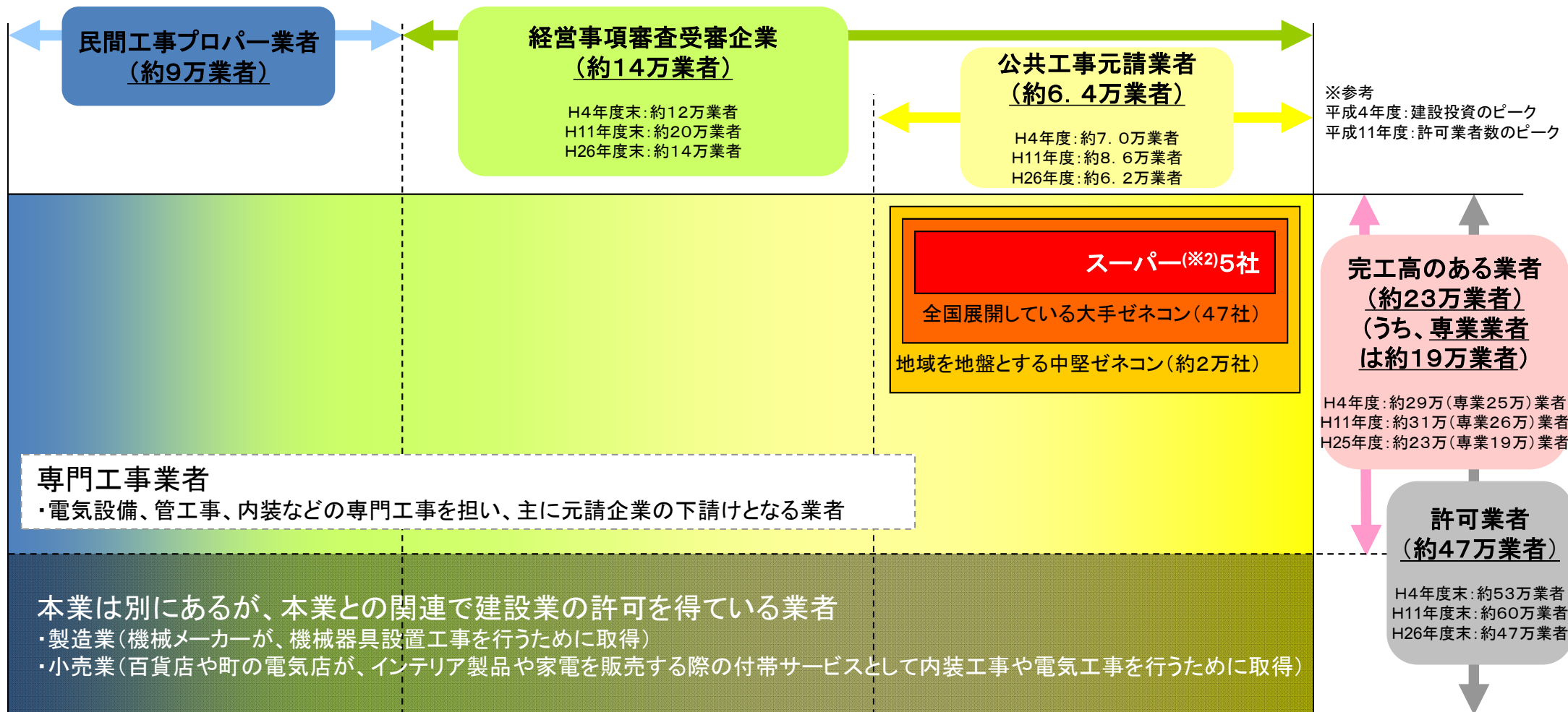


出所：国土交通省「建設工事施工統計調査」(平成25年度)

※建設業許可業者(個人経営の業者を除く。)から標本抽出したサンプリング調査で、両グラフの金額は元請完成工事高に基づくもの。

建設業の産業構造①：建設業許可業者の構成

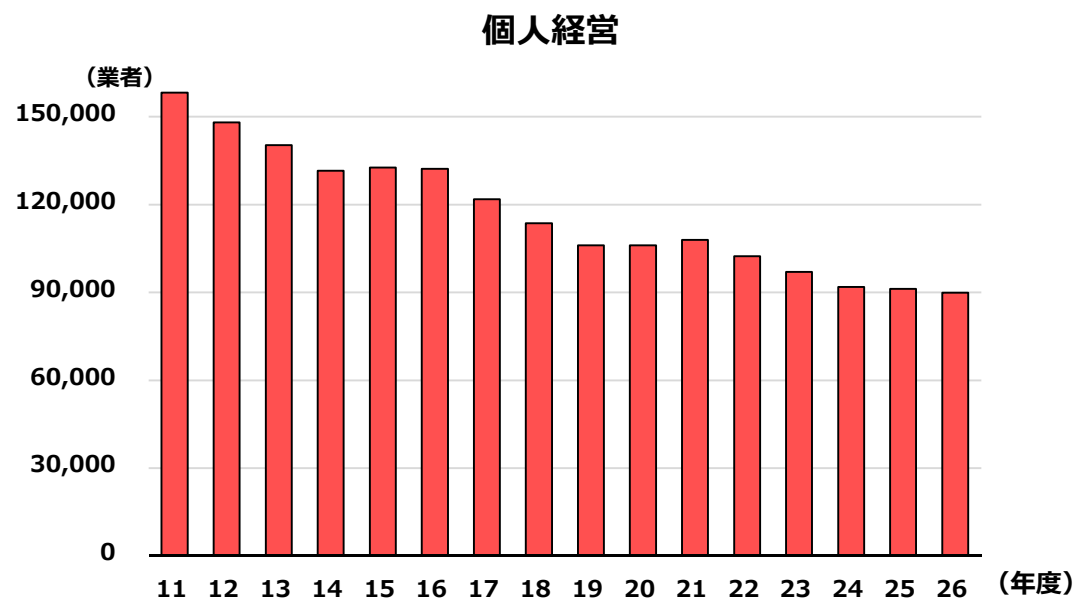
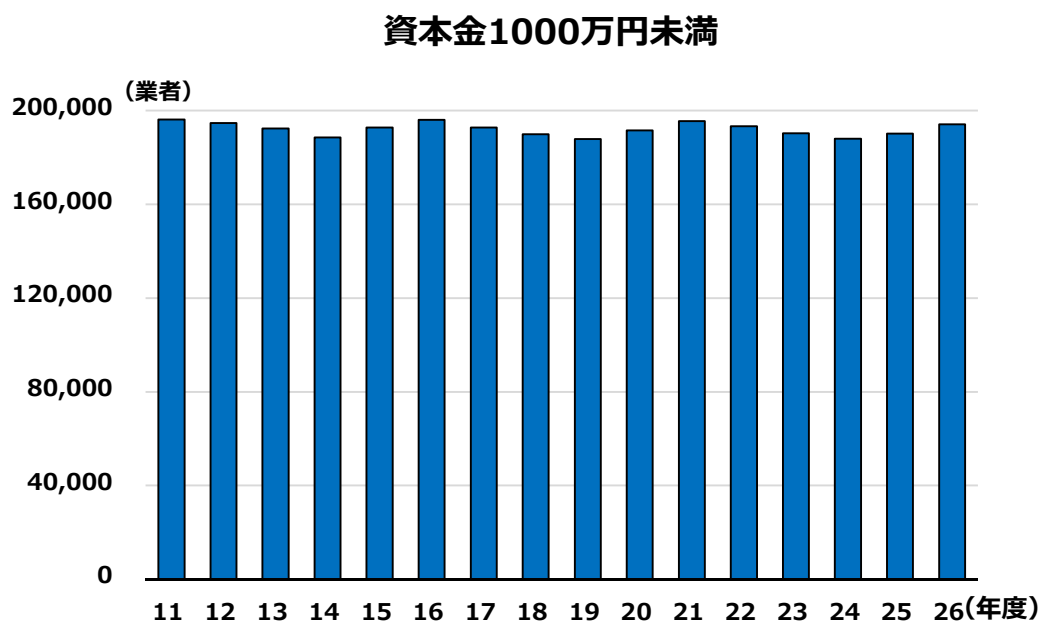
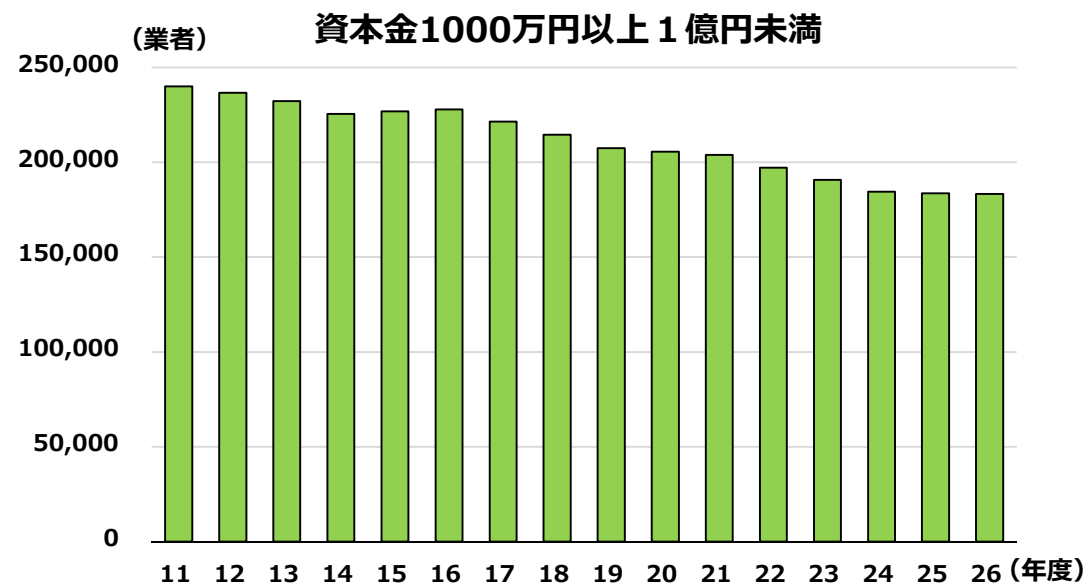
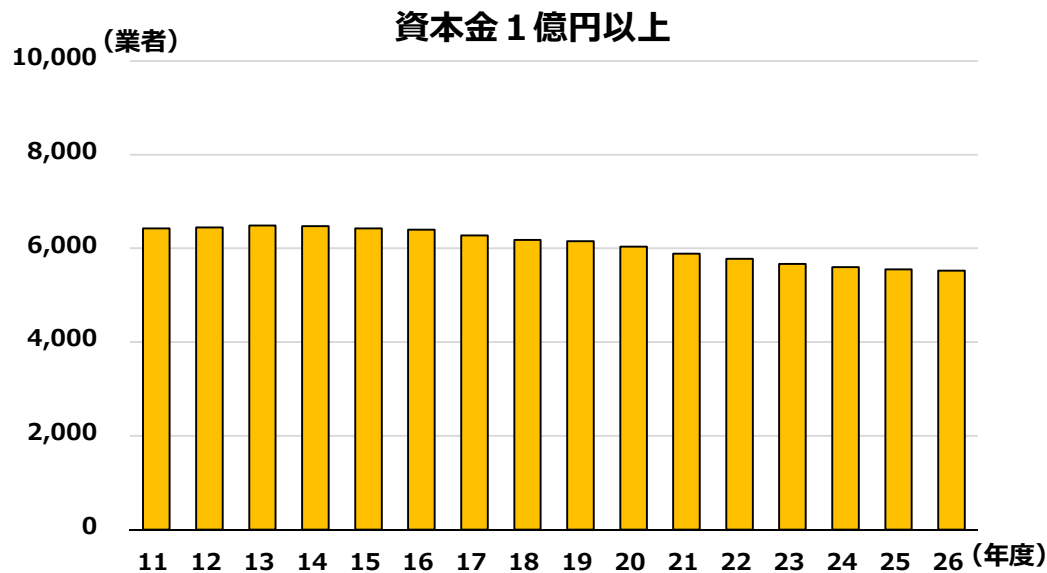
- 建設業許可業者数約47万業者のうち、平成25年度に建設工事完成工事高のある業者^(※1)は23.3万業者(前年度比6.3%増加)。そのうち、建設業専業業者(総売上高に占める建設工事完成高の比率が80%以上)は19.3万業者(前年度比7.0%増加)。
※建設業許可業者数は平成27年3月末現在



※1: 完成工事高のある業者とは、建設工事施工統計調査票に施工実績(100万円以上)の記載があった業者

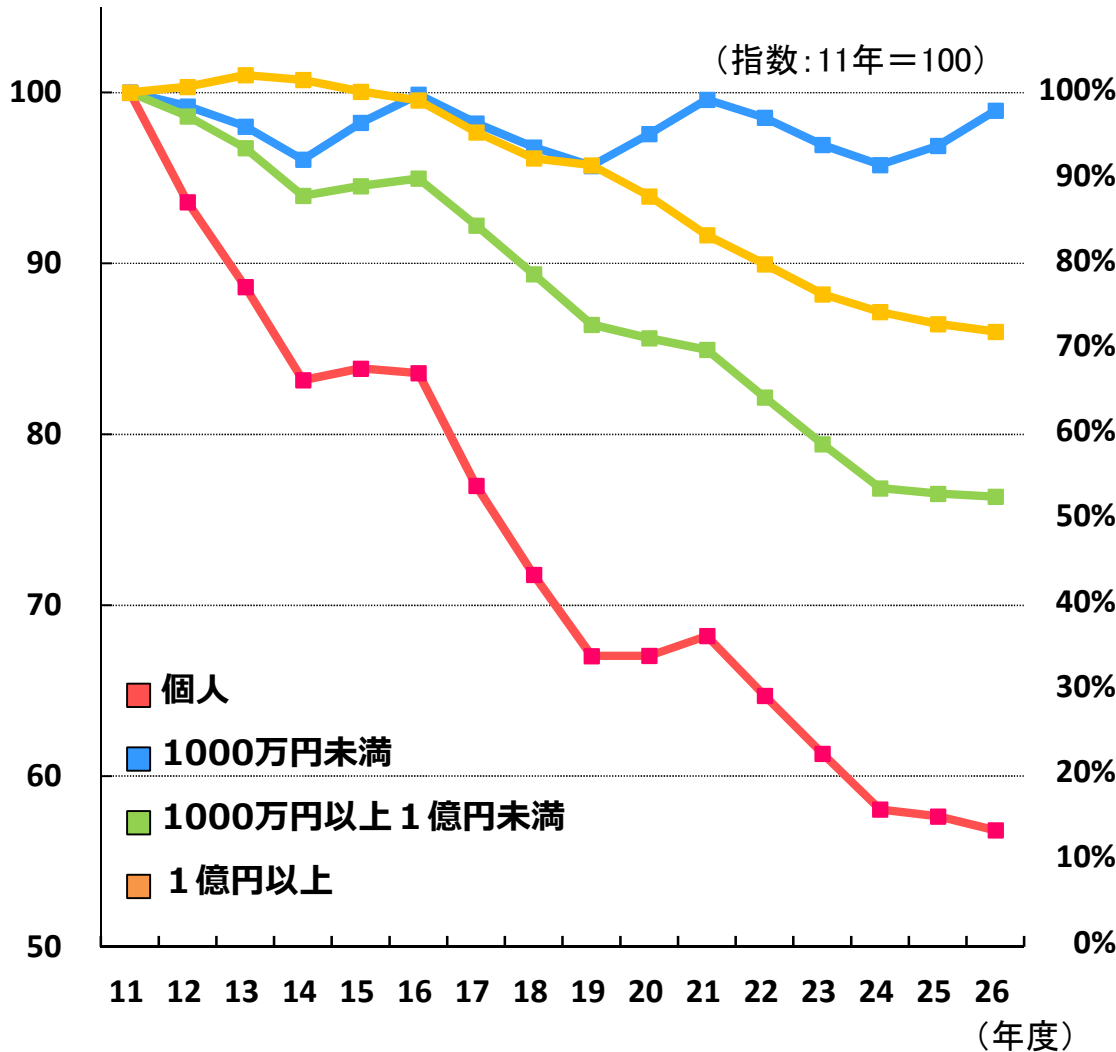
※2: 完成工事高約1兆円クラス(大成・鹿島・清水・大林・竹中)

(出所) 許可業者数 : 国土交通省「建設業許可業者数調査」
 完工高のある業者数 : 国土交通省「建設工事施工統計調査報告」
 公共工事元請業者数 : 東日本建設業保証、西日本建設業保証、北海道建設業保証調べ
 経営事項審査受審業者数 : 国土交通省調べ

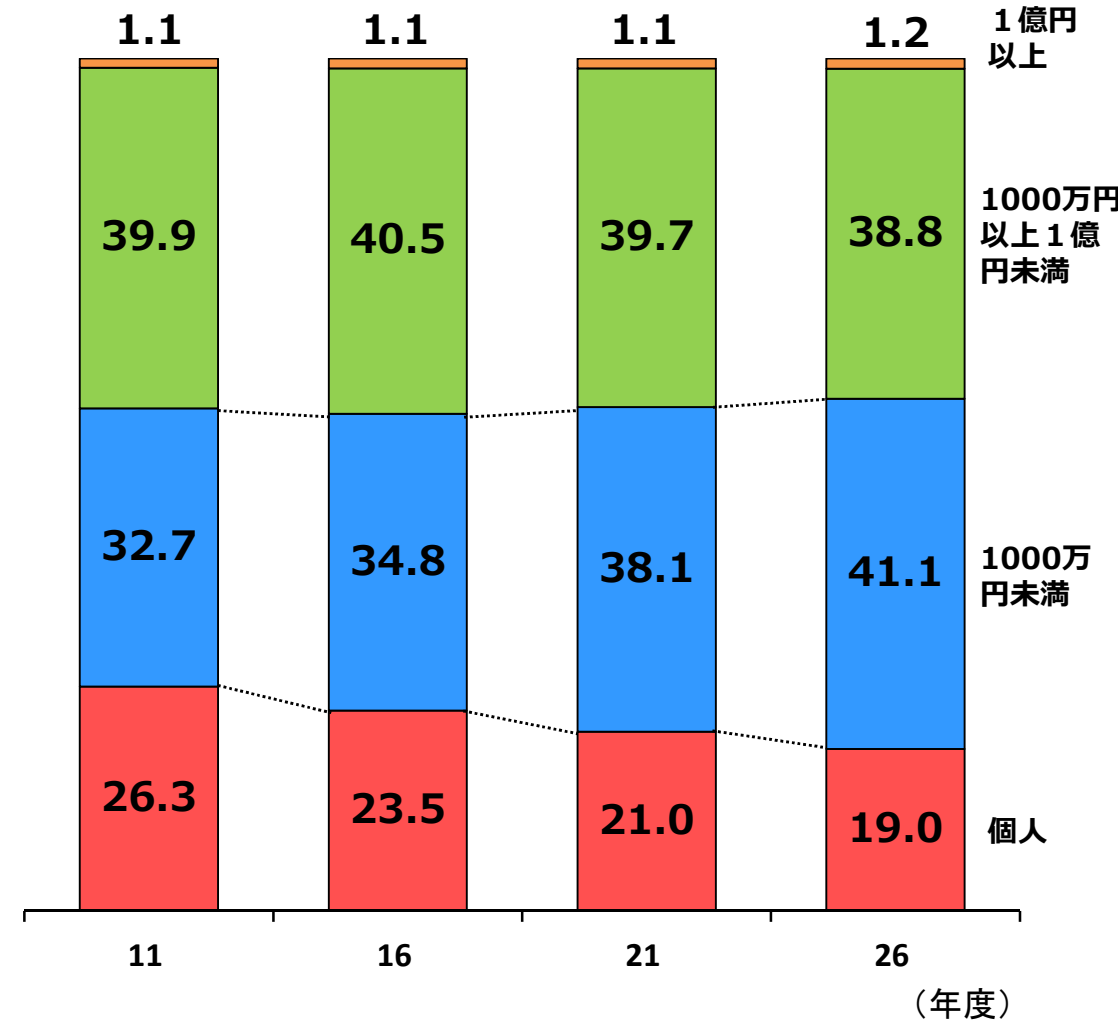


○ 資本金1000万円未満の階層の法人企業の減少は緩やかで、業者数全体に占める割合も高まっている。

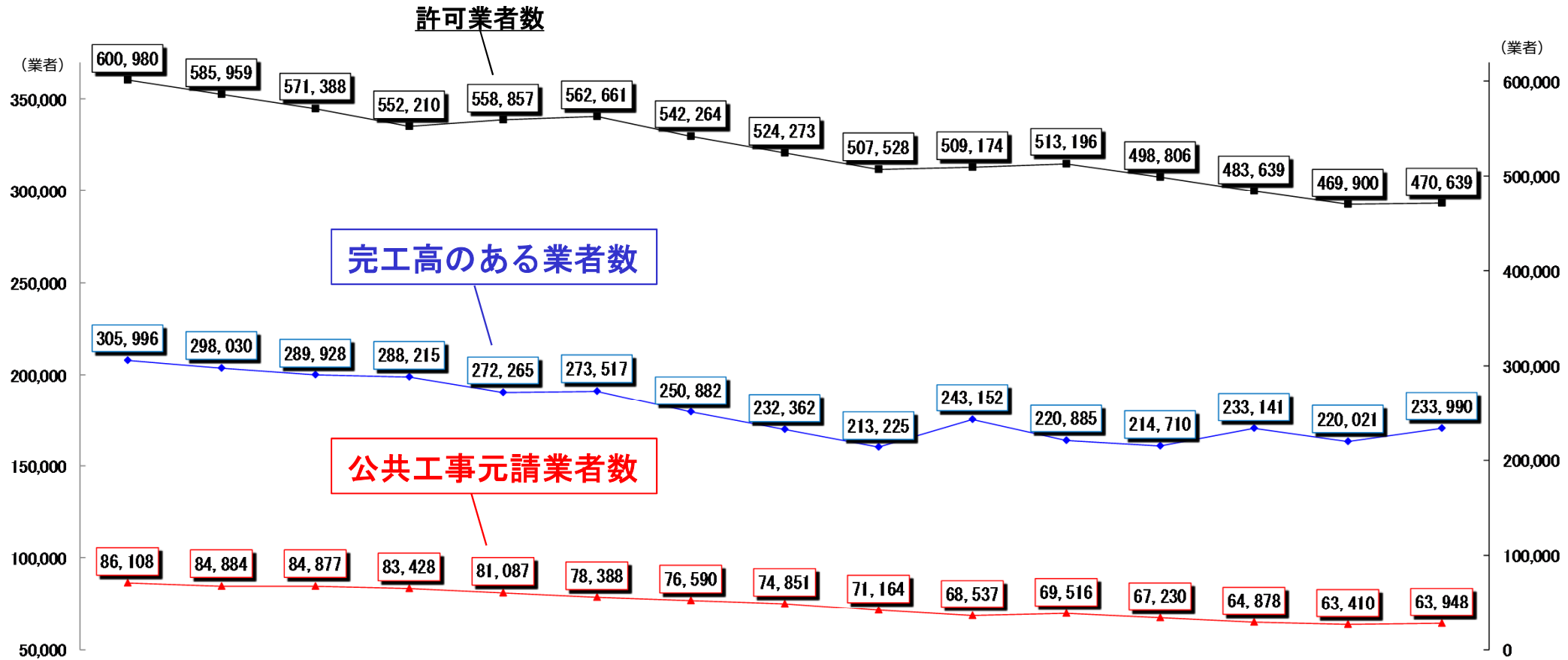
資本金階層別許可業者数の動向



資本金階層別許可業者数の推移



建設業の産業構造④：施工実績のある建設業者の動向



	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
許可業者数	600,980	585,959	571,388	552,210	558,857	562,661	542,264	524,273	507,528	509,174	513,196	498,806	483,639	469,900	470,639
完工高のある業者数	305,996	298,030	289,928	288,215	272,265	273,517	250,882	232,362	213,225	243,152	220,885	214,710	233,141	220,021	233,990
公共工事元請業者	86,108	84,884	84,877	83,428	81,087	78,388	76,590	74,851	71,164	68,537	69,516	67,230	64,878	63,410	63,948

(出所) 許可業者数

完工高のある業者数

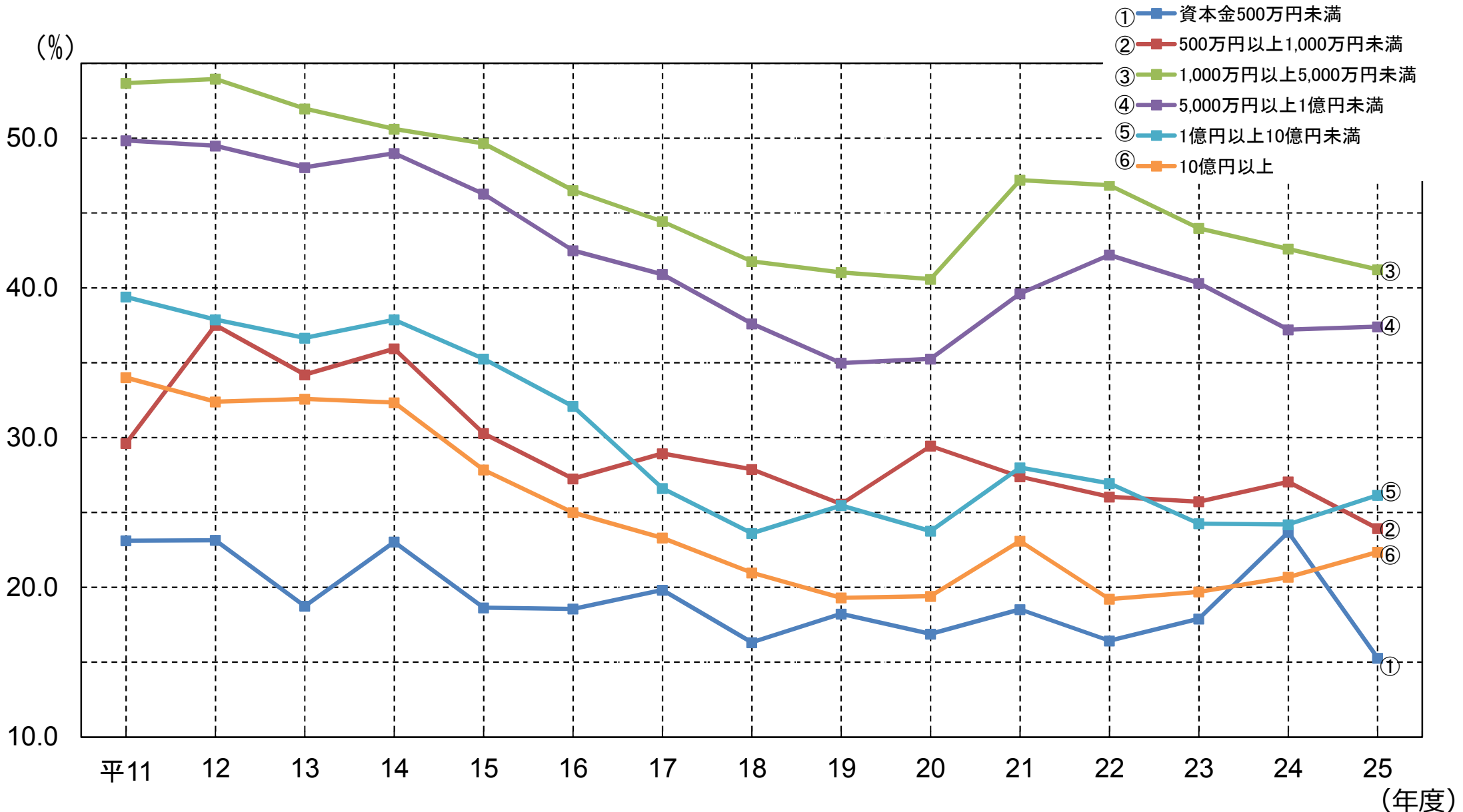
公共工事元請業者数

: 国土交通省「建設業許可業者数調査」

: 国土交通省「建設工事施工統計調査報告」

: 東日本建設業保証、西日本建設業保証、北海道建設業保証調べ

專業建設業者の元請完成工事高に占める公共工事の割合



資本金階層別にみた専門建設業者の状況（平成25年度）

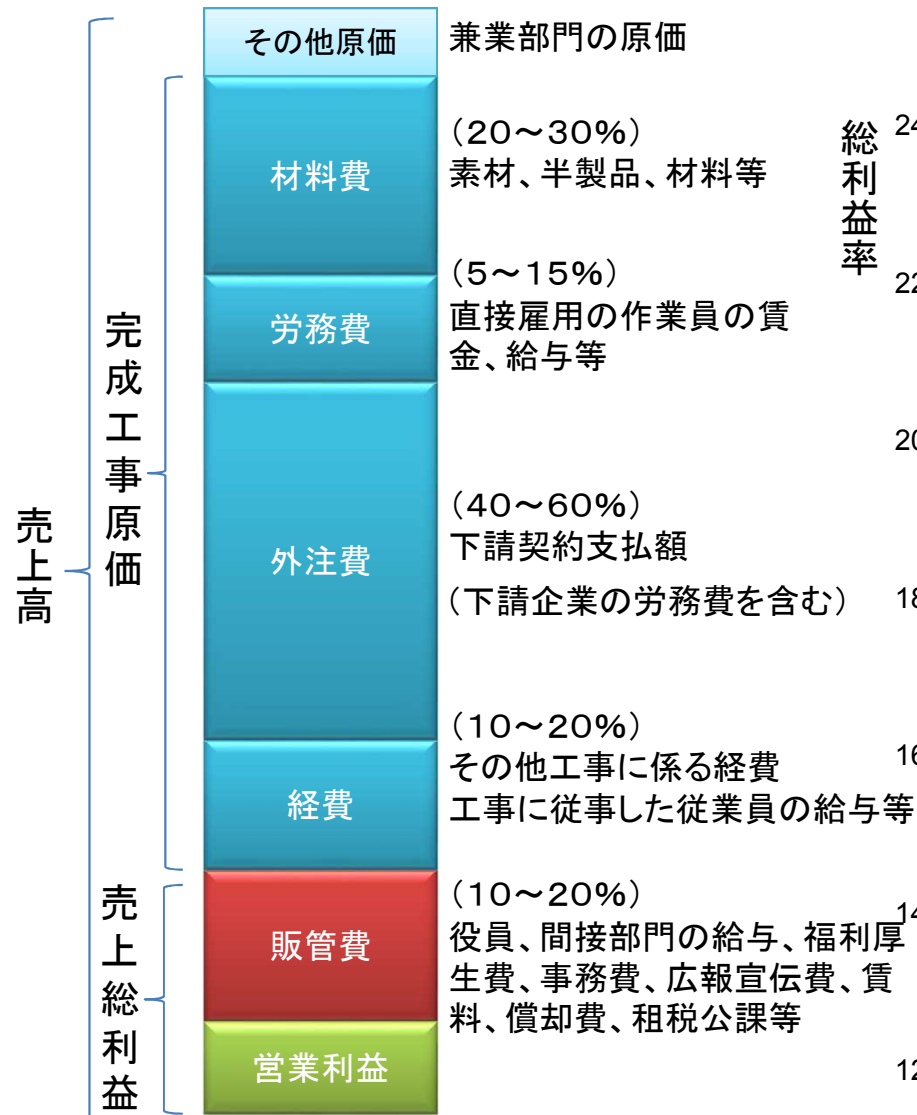
	許可業者数	専門業者数		専門業者の割合
			構成比	
総数	470,639	193,606	100.0%	41.1%
個人	91,204	32,751	16.9%	35.9%
法人	379,435	160,855	83.1%	42.4%
200万円未満	8,972	2,914	1.5%	32.5%
200万円以上500万円未満	112,793	45,683	23.6%	40.5%
500万円以上1000万円未満	68,393	29,284	15.1%	42.8%
1千万～5千万未満	172,427	78,035	40.3%	45.3%
5千万～1億未満	11,296	3,949	2.0%	35.0%
1億～10億未満	4,201	812	0.4%	19.3%
10億以上	1,353	178	0.1%	13.2%

出所：許可業者数は、国土交通省「建設業許可業者数調査」
 専門業者数は、国土交通省「建設工事施工統計調査」

※「専門業者」は、当該年度に建設工事の実績があって、かつ総売上高のうち建設工事完成工事高が80%以上を占める業者をいう。

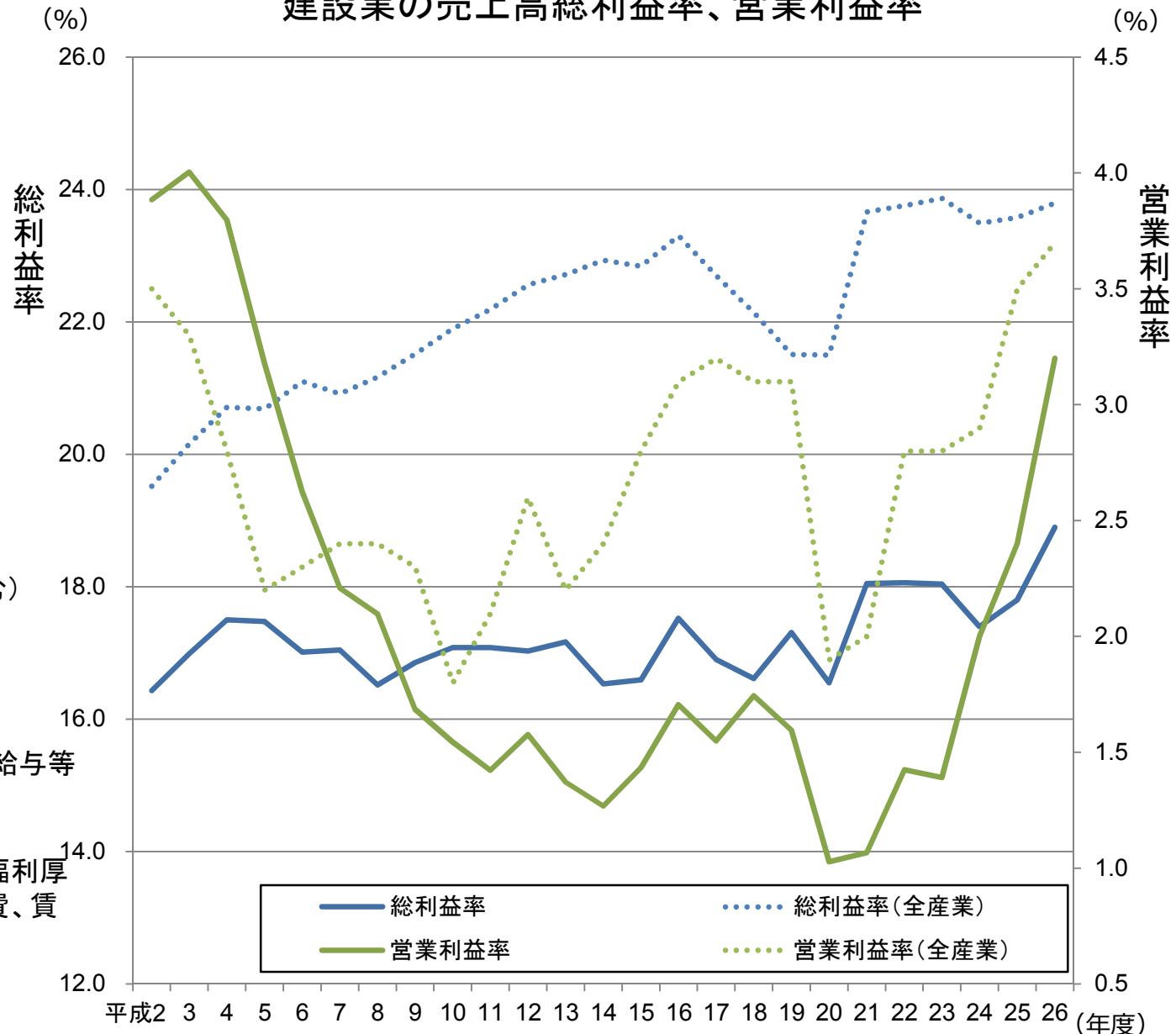
経営に関する状況①：建設業の利益率の推移

○ 営業利益率は持ち直し



※()内は売上高に占める各項目の標準的な割合

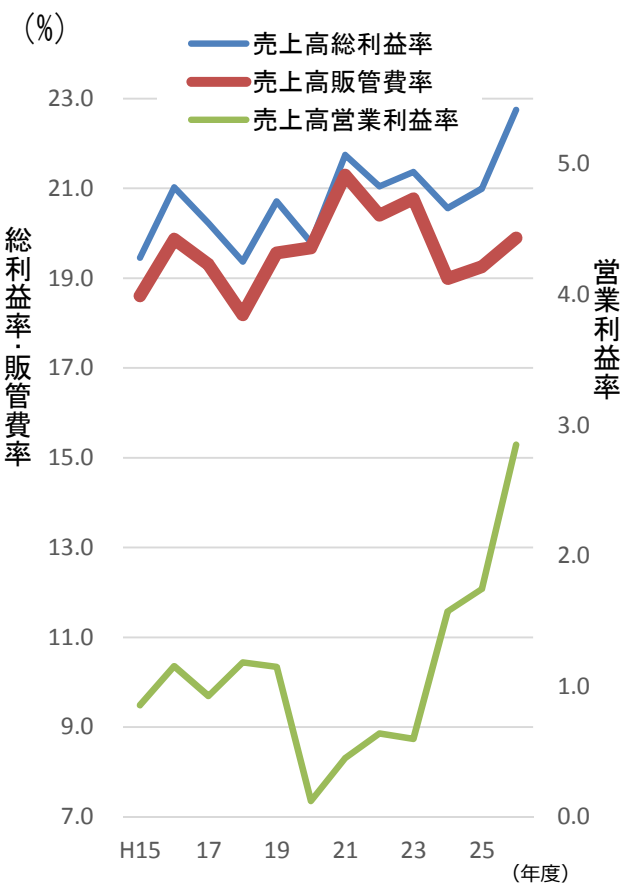
建設業の売上高総利益率、営業利益率



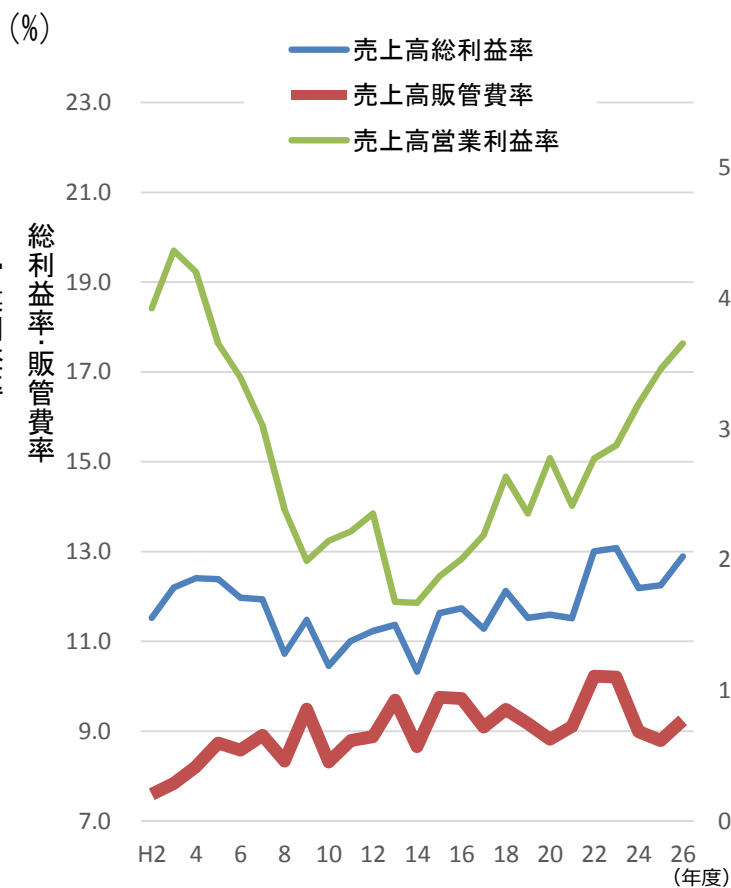
※資本金10億円以上の企業では、売上高総利益率は11%程度から12%程度に上昇。

- 企業規模を問わず、営業利益は改善傾向。
- 小規模な建設業者ほど総利益率（粗利）が高い一方で、営業利益率が低くなる。

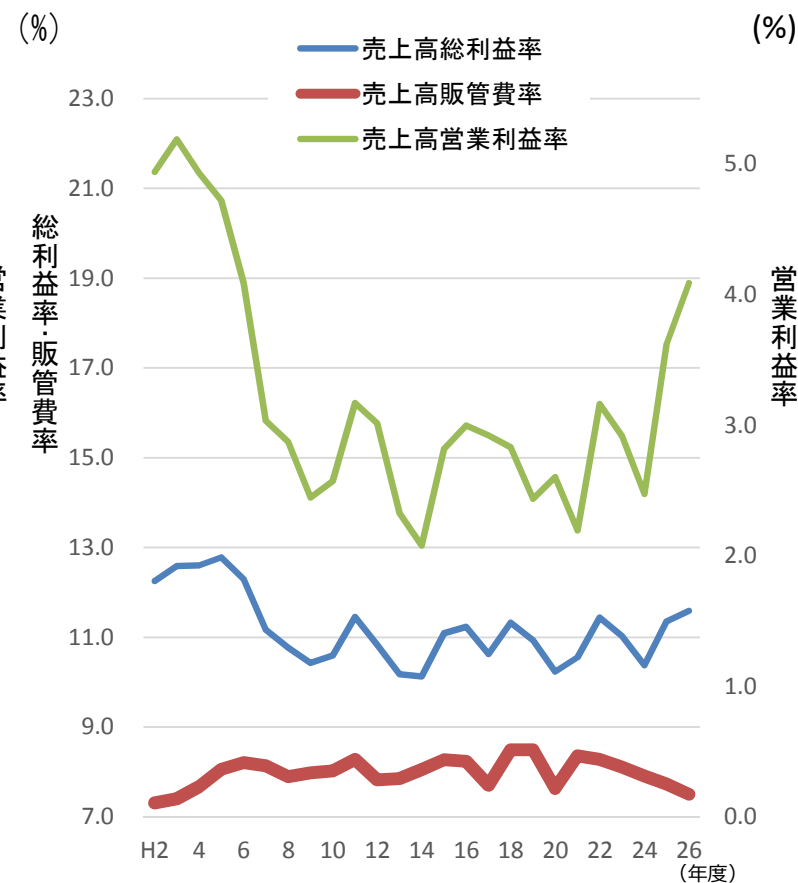
小企業(資本金1億円未満)



中企業(資本金1億~10億円未満)



大企業(資本金10億円以上)



出所：財務省「法人企業統計」

総利益率 = (売上高 - 売上原価) ÷ 売上高
 販管费率 = 一般販売管理費(※) ÷ 売上高
 営業利益率 = (売上高 - 売上原価 - 一般販売管理費) ÷ 売上高

(※)一般販売管理費：役員や本社職員等の給与、福利厚生費、事務費、広報宣伝費、賃料、償却費、租税公課 等

一企業あたりの完成工事高の推移

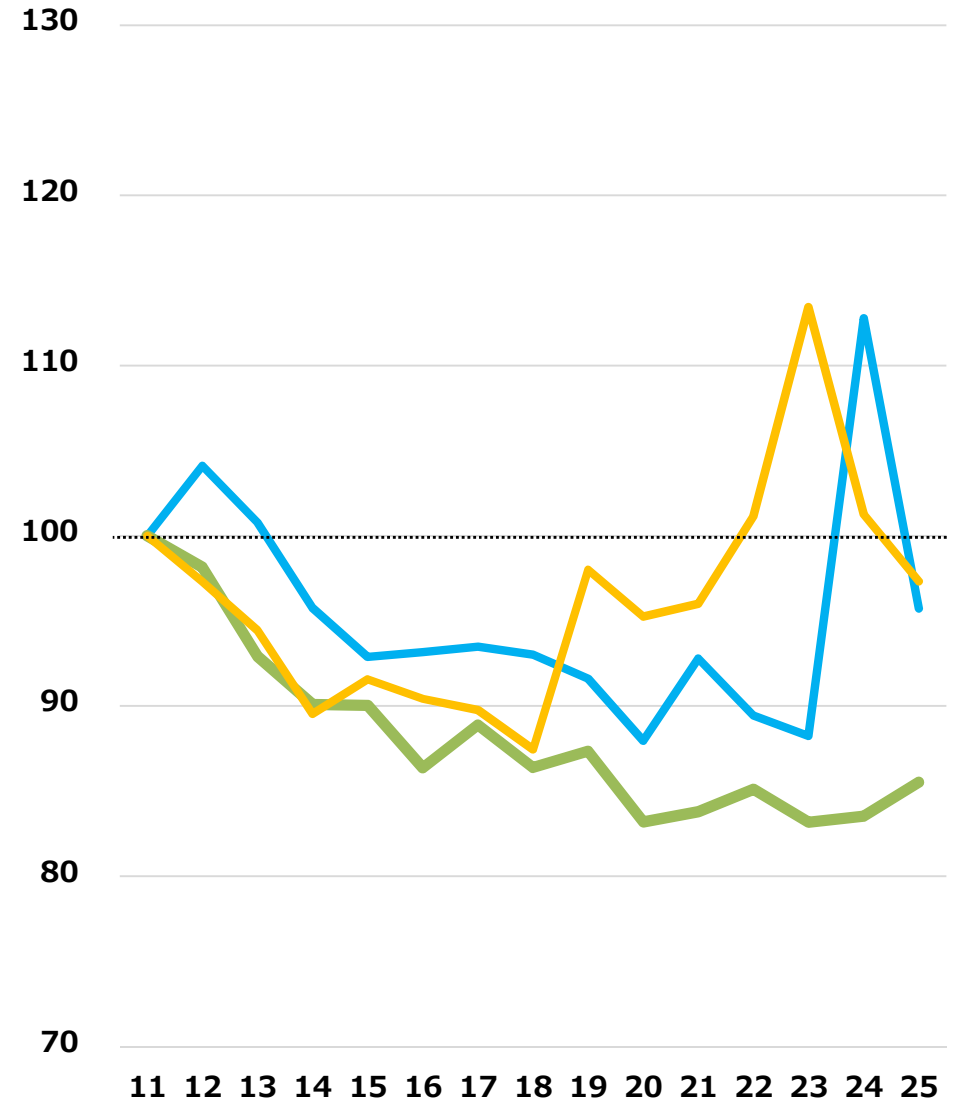
(指数：11年=100)



(年度)

一企業あたりの従業者数の推移

(指数：11年=100)

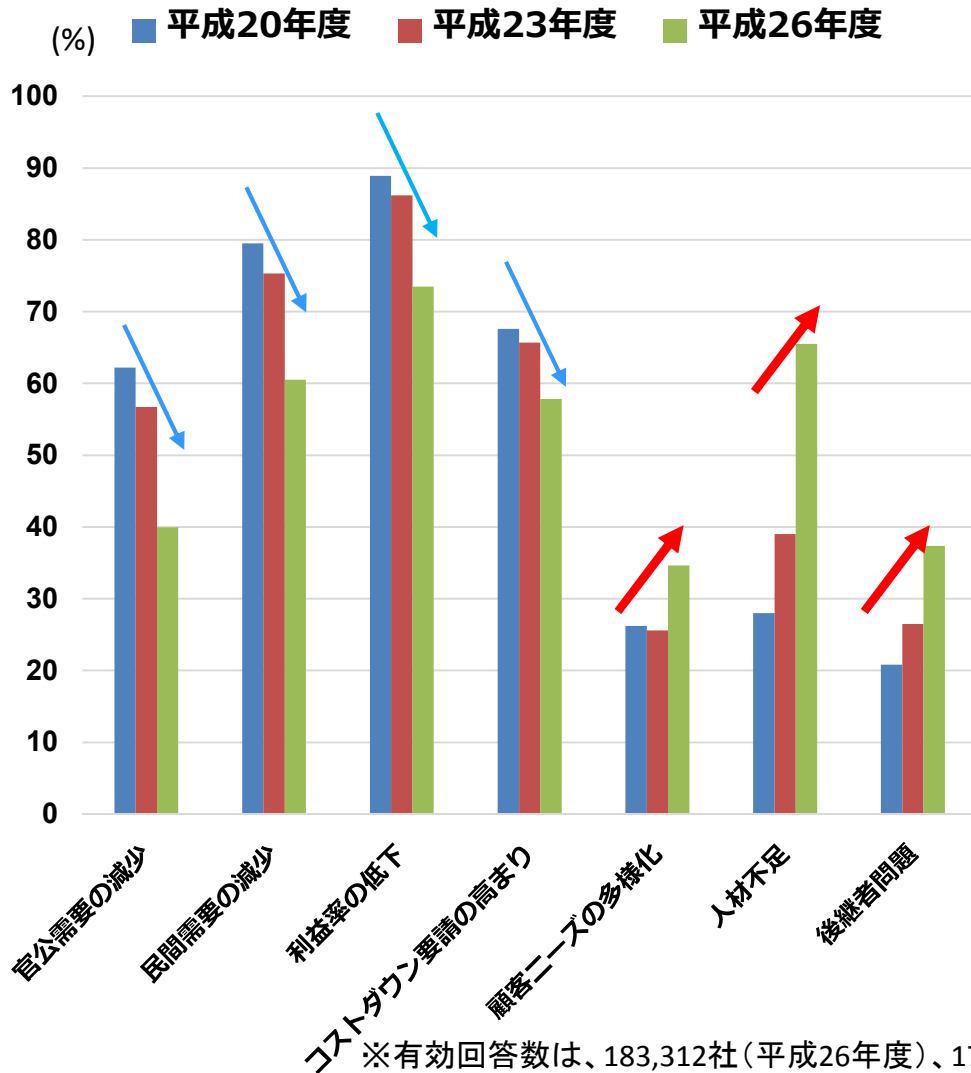


(年度)

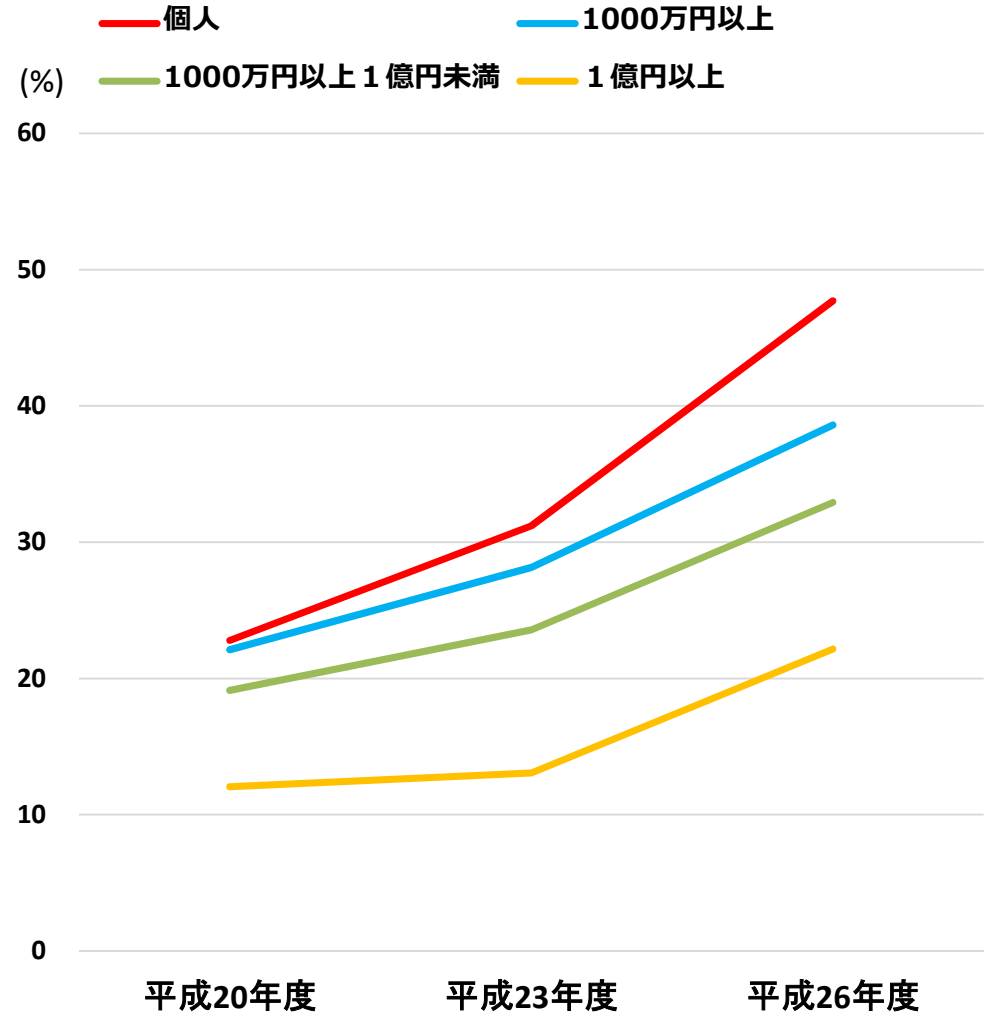
○ 工事量、利益率等は一定の改善傾向が見られる一方、人手や後継者問題等、新たな課題の比重が高まっている。

○ 小規模な建設業者ほど、後継者問題を課題としている割合が高い。

建設業の経営上の課題



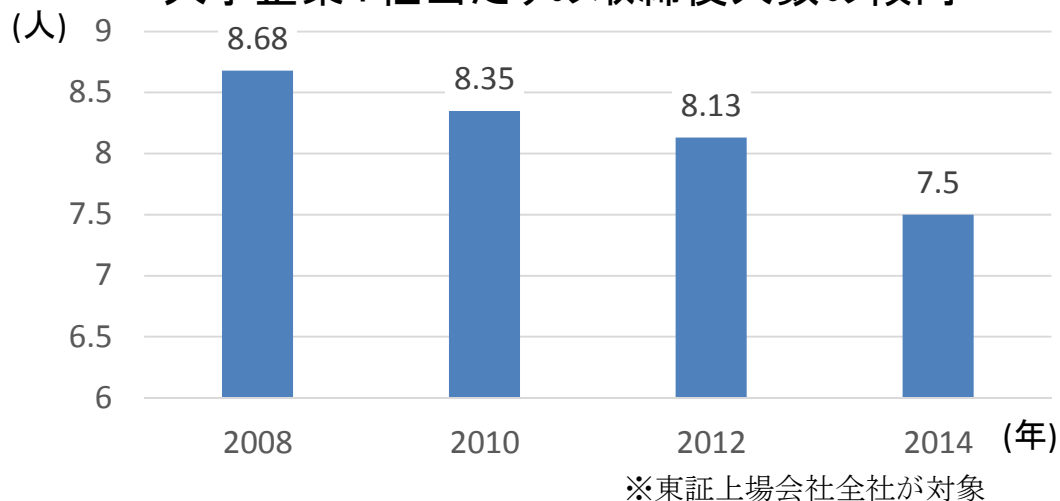
後継者問題を課題とする建設業者の推移



※有効回答数は、183,312社(平成26年度)、172,909社(平成23年度)、171,545社(平成26年度) 出所:国土交通省「建設業構造実態調査」

- 大手企業における取締役人数は減少傾向にあり、2014年は7.5人。
- 一方、具体的な業務執行は、取締役会等で委任を受けた執行役員が行う会社が増加。

大手企業1社当たりの取締役人数の傾向

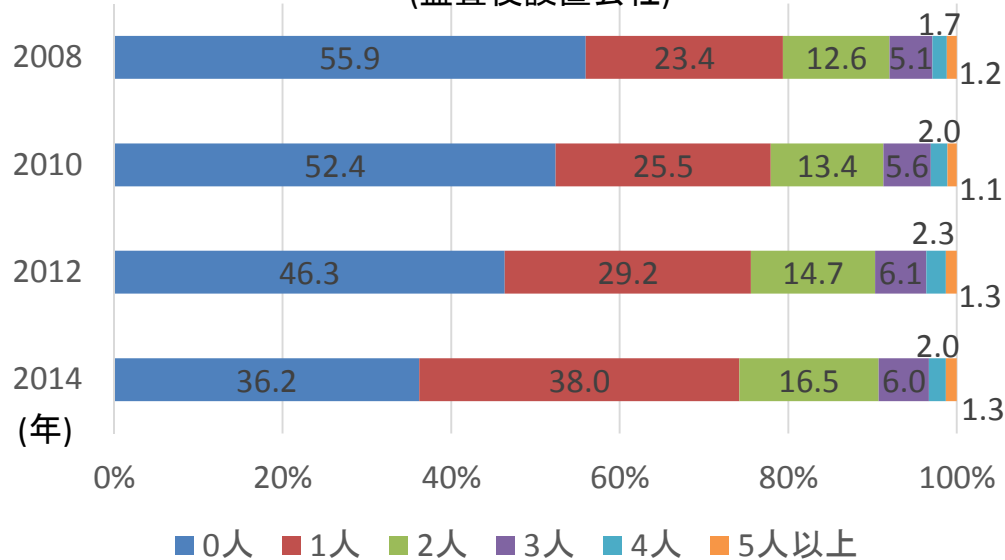


執行役員に関する状況

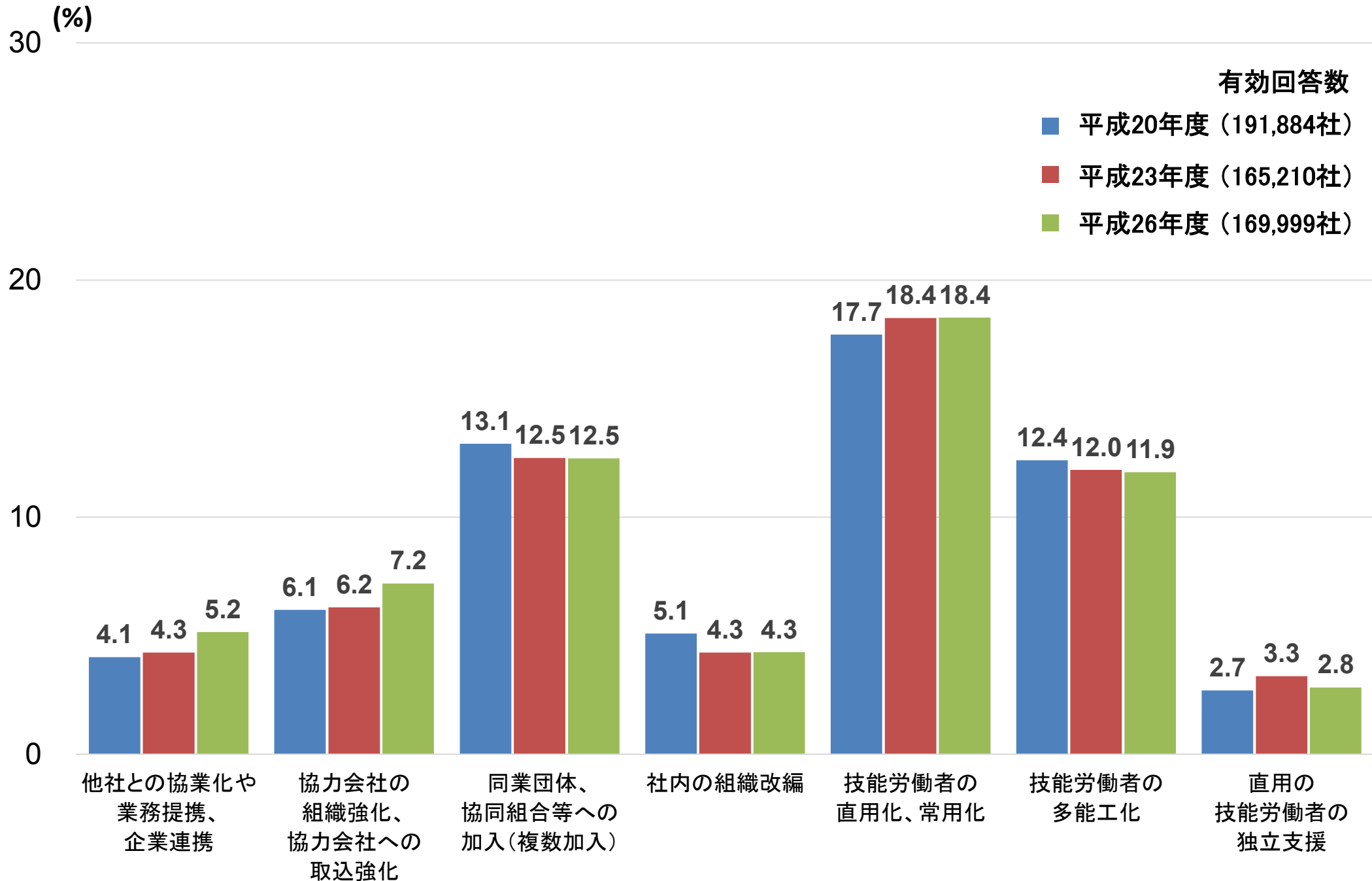
○近年、コーポレート・ガバナンスの観点から、業務執行のための負担が重く経営状況を客観的に把握することが困難であり、取締役の企業経営に対する意思決定や監督を強化する等の観点から、意思決定機能・監督機能と業務執行機能とを分離すべきとの議論がある。

○その方策として、具体的な業務執行については、取締役ではなく業務を執行する役員(執行役員)が行う社内体制を導入する会社がある。執行役員に付与される業務執行権限の内容は様々であるが、例えば、取締役会の決議により業務執行の権限が委譲され、報告義務等の監理・監督を受けて業務を執行することとなる。

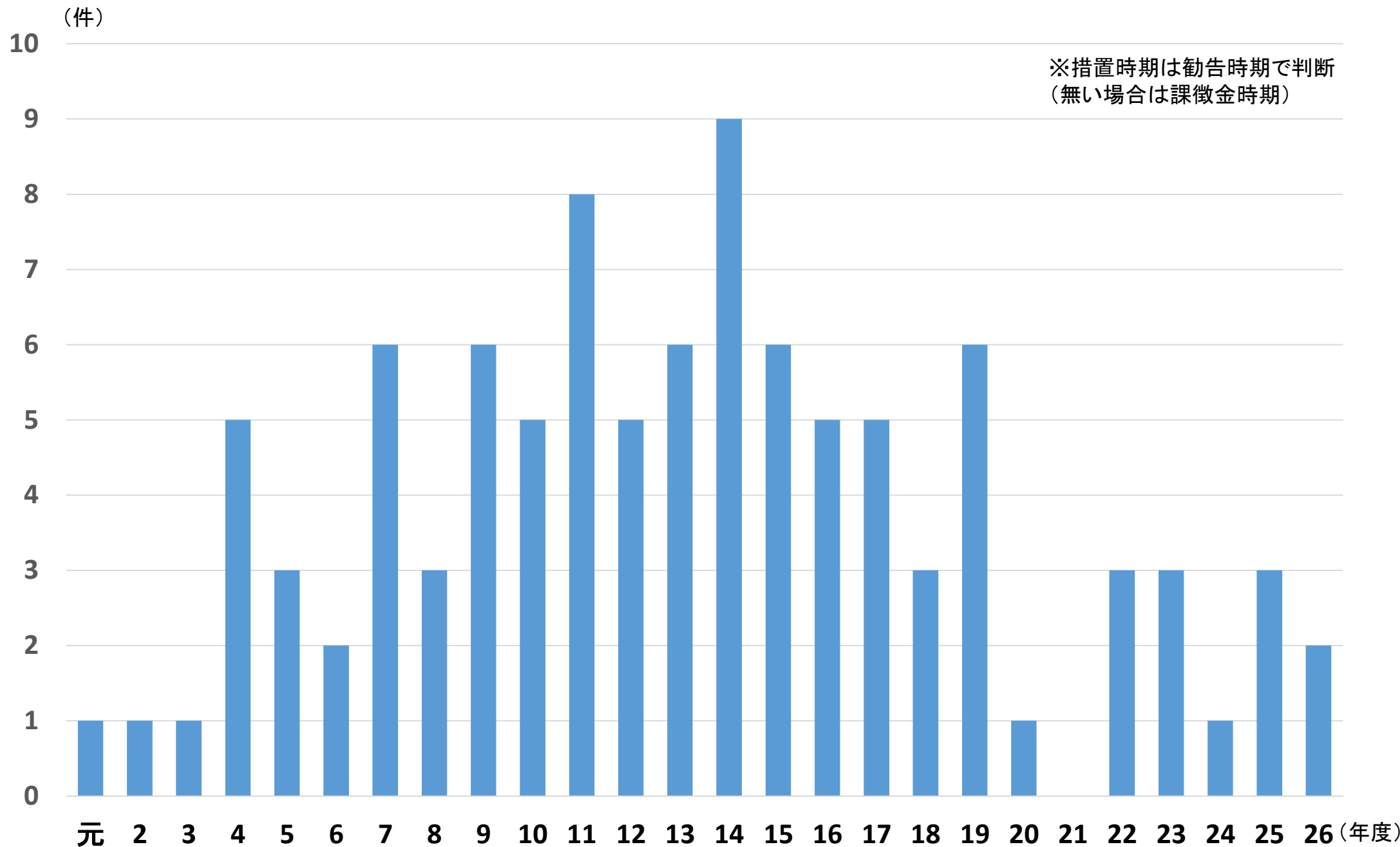
社外取締役の人数別の会社数の構成比率 (監査役設置会社)



(出典、参考文献)
 東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2015 (株式会社東京証券取引所)
 執行役員制度—導入のための理論と実務— (第四版、浜辺陽一郎、2013)



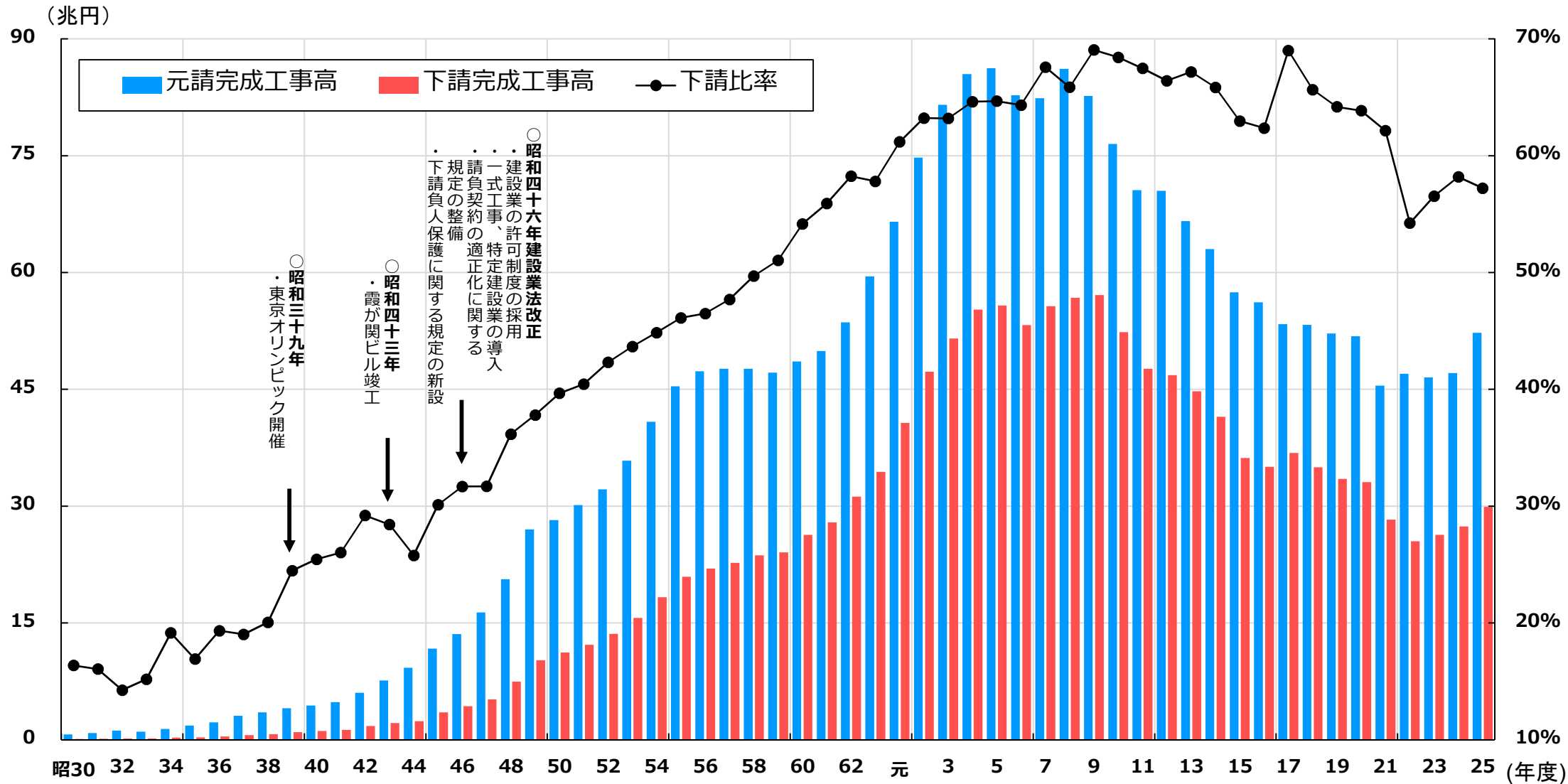
経営に関する状況⑦：建設業者関係の独占禁止法上の措置件数の推移



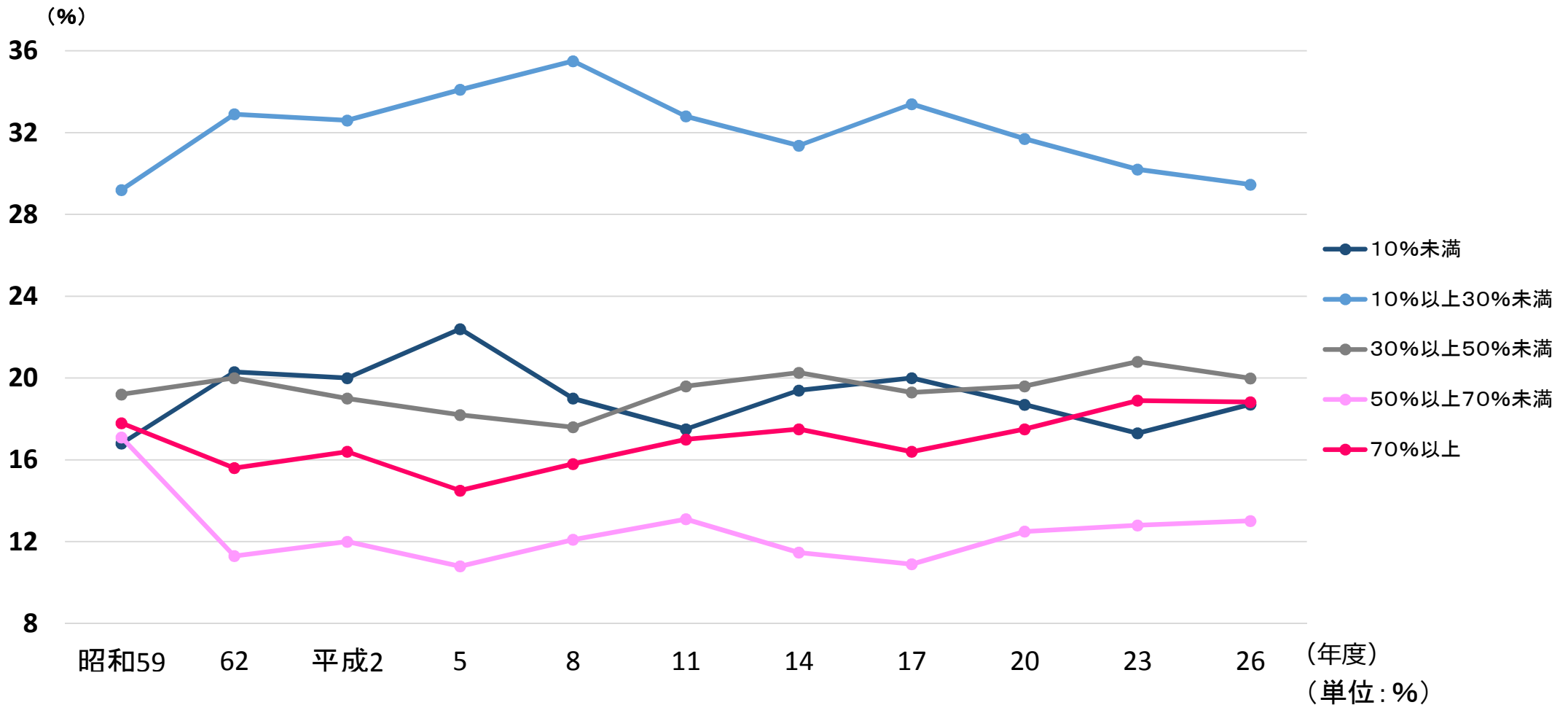
※「措置件数」とは、独占禁止法上の勧告、審決及び課徴金等の件数をいう。
※出典「建設業とその関連業のための独占禁止法遵守の手引き」より作成

重層構造等の生産システム①：下請比率の推移

○ 下請比率（下請完成工事高÷元請完成工事高）は下請構造の重層化に伴って上昇傾向にあったが、近年では50%後半で推移。



特定業者への専属比率別企業数の推移

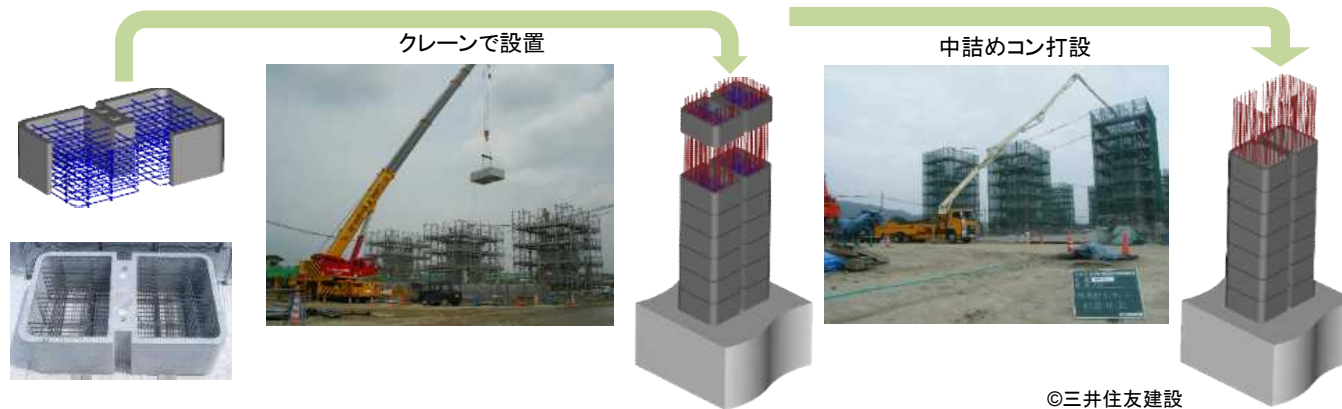


	昭和59	62	平成2	5	8	11	14	17	20	23	26
10%未満	16.8	20.3	20.0	22.4	19.0	17.5	19.4	20.0	18.7	17.3	18.7
10%以上30%未満	29.2	32.9	32.6	34.1	35.5	32.8	31.4	33.4	31.7	30.2	29.5
30%以上50%未満	19.2	20.0	19.0	18.2	17.6	19.6	20.3	19.3	19.6	20.8	20.0
50%以上70%未満	17.1	11.3	12.0	10.8	12.1	13.1	11.5	10.9	12.5	12.8	13.0
70%以上	17.8	15.6	16.4	14.5	15.8	17.0	17.5	16.4	17.5	18.9	18.8

○効率的な工法による省力化、工期短縮（施工）

（例）鉄筋をプレハブ化、型枠をプレキャスト化することにより、型枠設置作業等をなくし施工

現場打ちの効率化



鉄筋、型枠の
高所作業なし

脱型不要

従来方法



鉄筋組立



型枠設置



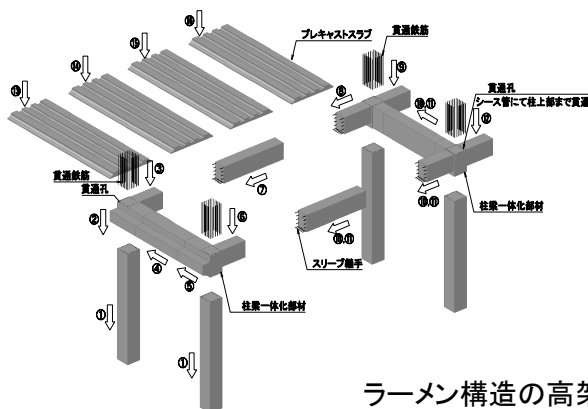
生コン打設



脱型

（例）各部材の規格（サイズ）を標準化し、定型部材を組み合わせて施工

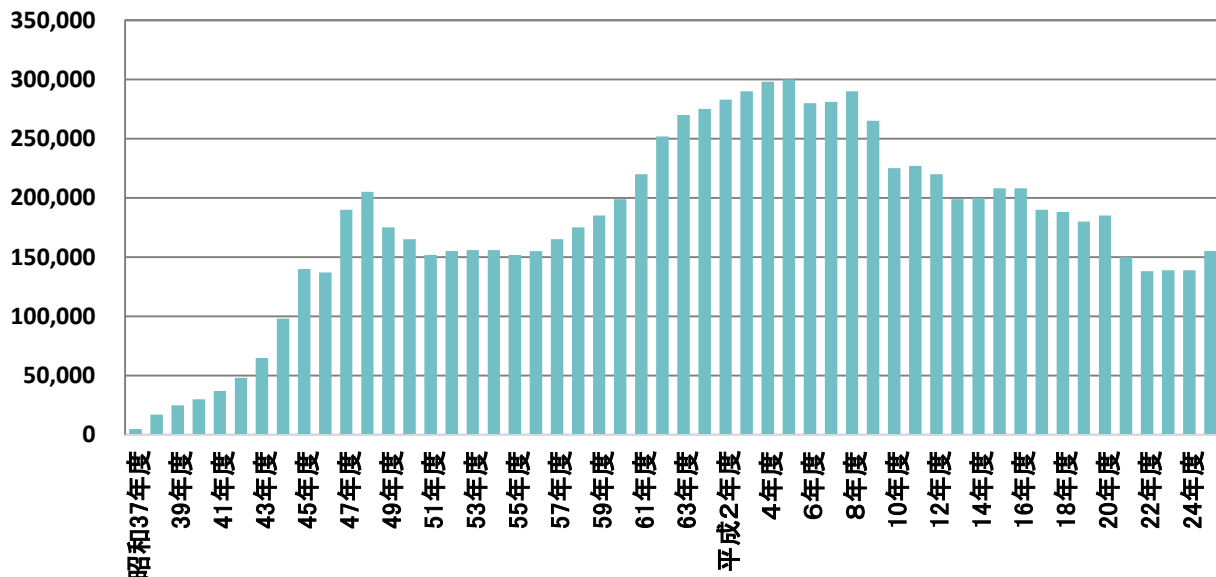
プレキャストの進化



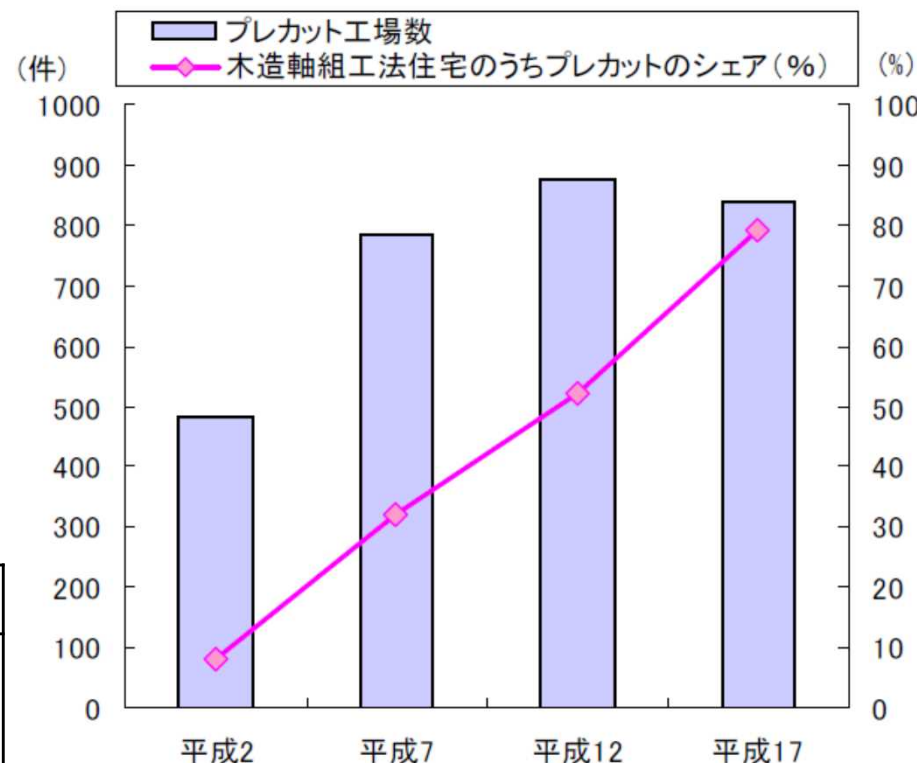
ラーメン構造の高架橋の例

◎大林組

プレハブ住宅着工戸数の推移



プレカット工場数とプレカットのシェアの推移



出所:「住宅産業のニューパラダイム(案)」(H20.3月、今後の住宅産業のあり方に関する研究会、経済産業省)より抜粋。

出典:全国木造住宅機械プレカット協会

(注)「プレカット」とは:機械プレカット加工は、木造住宅の柱や梁の継ぎ手、仕口について、従来は墨付けにしたがって手工具で加工していたものを機械で行う技術。

最近のプレカット機械は、CAD/CAM全自動機であり、木造住宅の平面図や立面図等を基に加工データをCAD入力し、その情報をCAMに転送して自動的に切削することで加工精度の高い柱や梁、羽板材、パネル等を生産することが可能。

出所)(一社)プレハブ建築協会ホームページより

注)平成26年3月末時点のプレハブ住宅供給実績(約925万戸)

		内 訳	小 計	
一戸建て	木質系	1,229,950	4,356,316	
	鉄鋼系	2,975,911		
	コンクリート系	150,455		
共同建て	低層	木質系	318,330	3,268,458
		鉄鋼系	2,726,901	
		コンクリート系	223,227	
	中高層	木質系	4,763	1,627,251
		鉄鋼系	384,087	
		コンクリート系	1,238,401	
		総 累 計	9,252,025	

①ドローン等による3次元測量

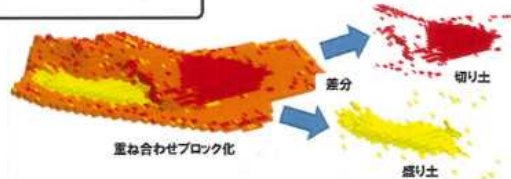


ドローン等による写真測量等により、短時間で面的(高密度)な3次元測量を実施。

②3次元測量データによる設計・施工計画

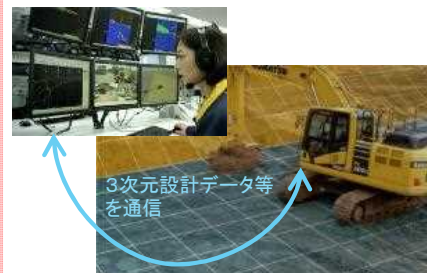


3次元測量データ(現況地形)と設計図面との差分から、施工量(切り土、盛り土量)を自動算出。



③ICT建設機械による施工

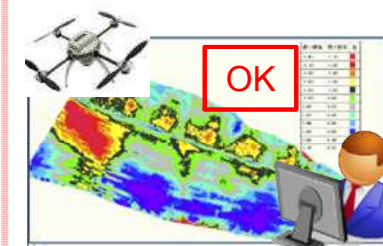
3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のIoT(*)を実施。



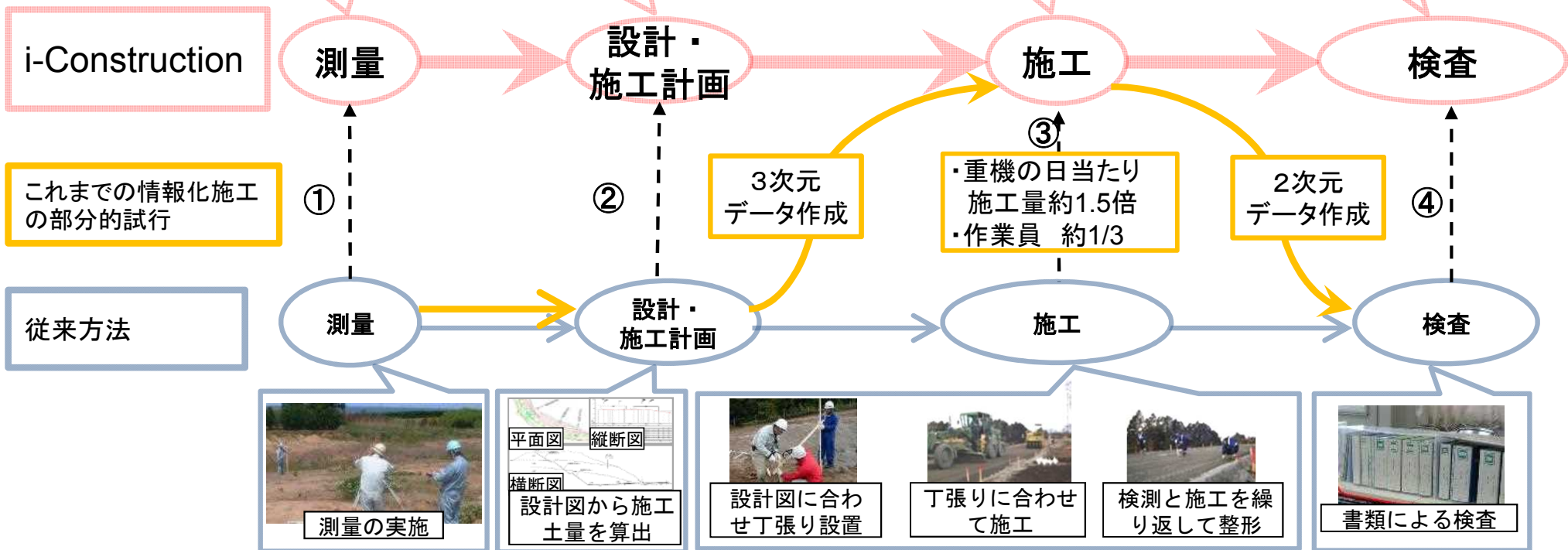
*IoT(Internet of Things)とは、様々なモノにセンサーなどが付され、ネットワークにつながる状態のこと。

④検査の省力化

ドローン等による3次元測量を活用した検査等により、出来形の書類が不要となり、検査項目が半減。



発注者



- 労働原単位（請負工事費100万円あたりに必要な現場就業者数（人・日））は、政府土木分野で大幅に減少。
- 建築分野では概ね横ばい（非住宅分野では増加傾向）。

	土 木		建 築			
		政 府	民 間	住 宅	非 住 宅	
昭和63年度	14.5人	14.8人	13.2人	11.1人	13.0人	8.8人
平成 3年度	11.7人	12.0人	10.7人	9.2人	11.4人	7.1人
平成 6年度	11.8人	12.0人	11.3人	11.6人	13.1人	9.1人
平成 9年度	10.8人	10.8人	11.0人	12.3人	13.9人	10.0人
平成12年度	9.9人	9.6人	11.4人	11.5人	12.8人	9.3人
平成15年度	9.8人	9.2人	11.9人	11.4人	12.3人	9.6人
平成18年度	9.8人	9.0人	12.0人	11.3人	12.3人	9.5人
平成21年度 ※	10.2人	9.7人	12.0人	10.9人	12.0人	9.1人
平成23年度 ※	9.4人	9.4人	12.5人	11.0人	10.4人	11.3人

出所：国土交通省「建設資材・労働力需要実態調査」

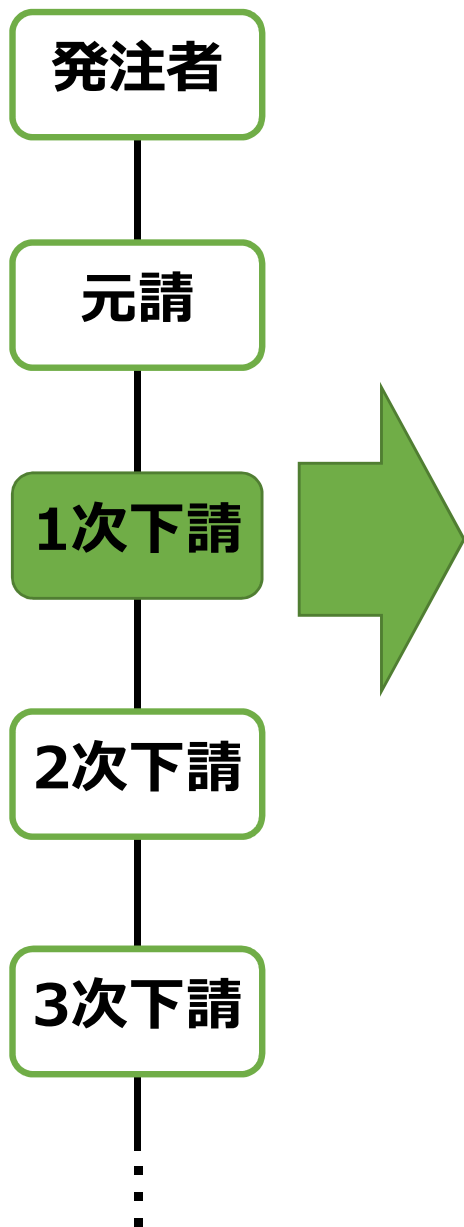
※ 平成21、23年度の土木工事はそれぞれ平成22、24年度の数値

※ 「就業者」とは、以下12職種の合計就業者で、いわゆる技能労働者のこと。（土木一般世話役、特殊作業員、普通作業員、軽作業員、鉄筋工、とび工、型枠工、大工（造作）、左官、運転手（特殊）、運転手（一般）、その他の職種）

※ 上記数値は建設工事費デフレーターにより実質値としている

（計算式） 実質値での就業者の投入量 = 就業者の全投入量 ÷ (名目請負工事費総額 ÷ 建設工事費デフレーター)

参考：建設投資額シェア	48%	39%	9%	52%	32%	20%
-------------	-----	-----	----	-----	-----	-----



＜一般的な役割＞

- 建設資材の販売代理店的役割を担っている
- 資材の納入管理等の管理業務は行うものの、実質的に施工に携わらない

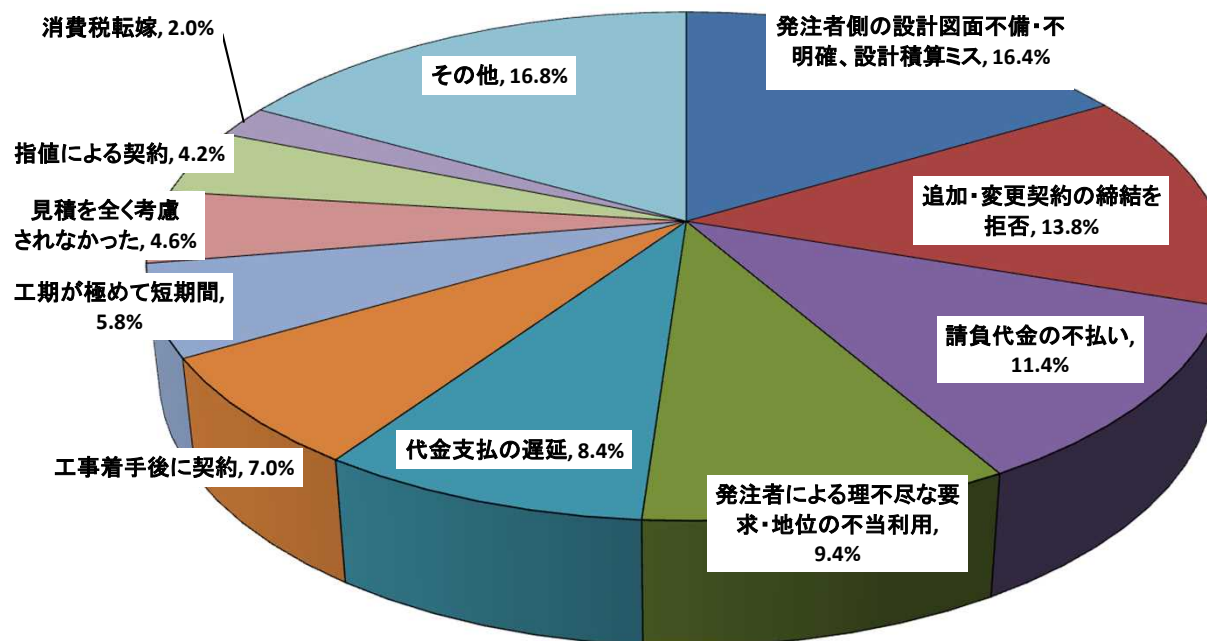
＜問題点＞

- 施工上の役割・責任が不明確
- 円滑な連絡・情報共有への支障
- 工事の品質低下
- 価格への影響
- 等

＜横浜市のマンション事案における役割(日立ハイテクノロジーズ)＞

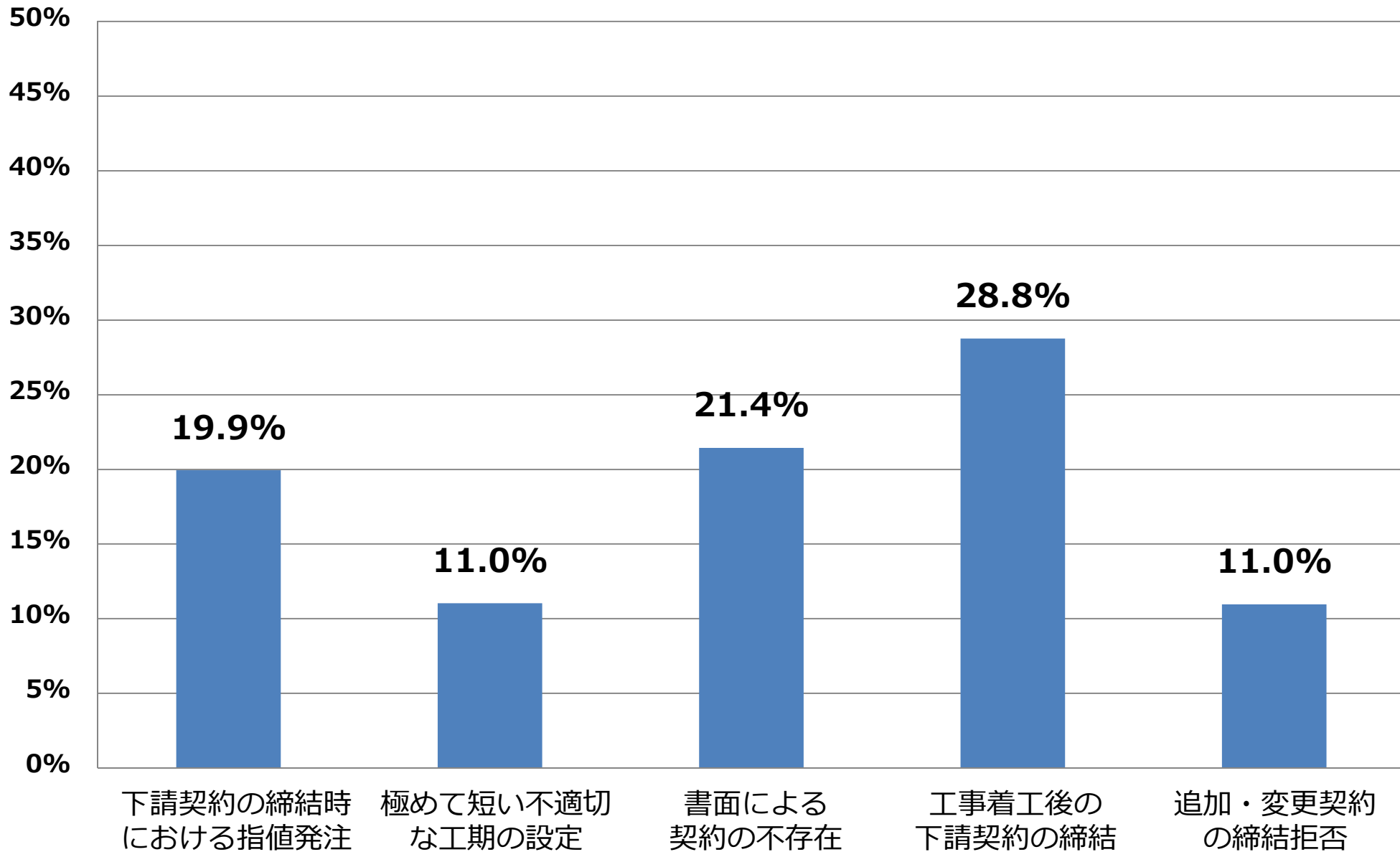
- 請け負った基礎ぐい工事の主たる部分を2次下請に請け負わせており、自社では基礎ぐい工事の進捗管理や安全管理のほか、くい製造会社に対する納期の確認指示等を行っていた。
- くい工事に関する施工計画書の作成、工程管理、出来形・品質管理、完成検査等を行っていなかった。施工計画書については2次下請が作成したものをほぼそのまま元請に提出していた。
- 本ぐいの支持層への到達の判断は特段行っていなかった。

発注者による不適正な取引の内容

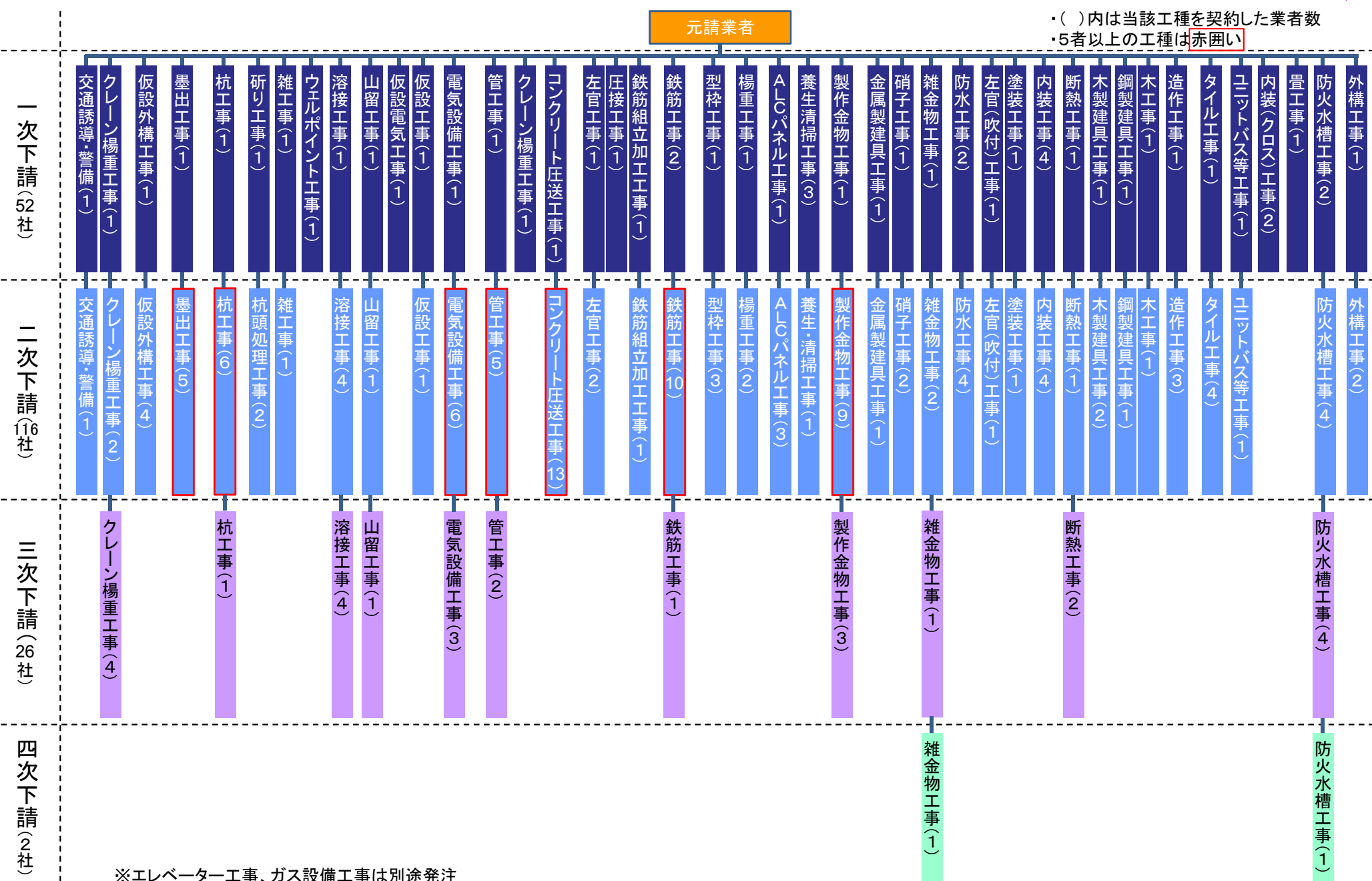


発注者の内訳





工程 準備工・土工 躯体・設備 外装 内装 外構



※エレベーター工事、ガス設備工事は別途発注

1. 現状・課題

- 建設生産の内容の高度化による専門化・分業化の進展
- 受注産業の特性としての業務量の増減及び繁閑の発生への対応

- 建設投資の急激な減少に伴う市場規模縮小による競争激化
- 外注によるコスト削減等による重層下請の過度な進行

- 間接経費の増加による生産性の低下
- 下請企業・技能労働者へのしわ寄せ
- 指揮命令系統の煩雑化による品質・安全性の低下

2. 目的

- 将来にわたる社会資本の品質確保と適切な機能維持を図るためには、建設業の将来を担う若者の入職・定着を促し、人材を確保することが最重要課題。
- 労働力人口が総じて減少する中、我が国の経済発展に資する社会資本の効果的な整備を図るため、人材確保と並ぶ対策の柱として、生産性向上を推進することが不可欠。
- 行き過ぎた重層化の回避を生産性向上の柱の一つに位置付け、官民で対策を開始。日本建設業連合会において、会員企業による下請次数目標の設定など、先駆的な取組がスタート。また、一部の地方公共団体では、自らの発注工事について下請次数を一定までに制限するなどの取組を実施。
- 重層下請構造の実態を把握し、下請構造が過度に重層化する要因を分析することにより、不要な下請契約の回避に資する施策を検討し、建設生産システム全体の生産性向上及び下請へのしわ寄せの抑制等を図る。

3. 調査の流れ (H27実施中内容)

重層下請構造実態調査

工種・規模・地域別に施工体制を調査し、分類ごと比較。一般的な下請構造や、重層化しやすい工種・規模・地域を調査。

重層化発生要因分析調査

H27年度調査を踏まえ、下請次数が標準的な回数と大きく異なる工事を抽出し、個々の工事現場について、各下請契約の内容や、重層化に伴い懸念される問題の発生状況を調査。下請構造が重層化する要因等を分析。

重層化に伴う弊害の回避のための施策検討

下請企業の能力評価など、監理能力・施工能力を有する企業を下請先として選択できるような施策等を検討。

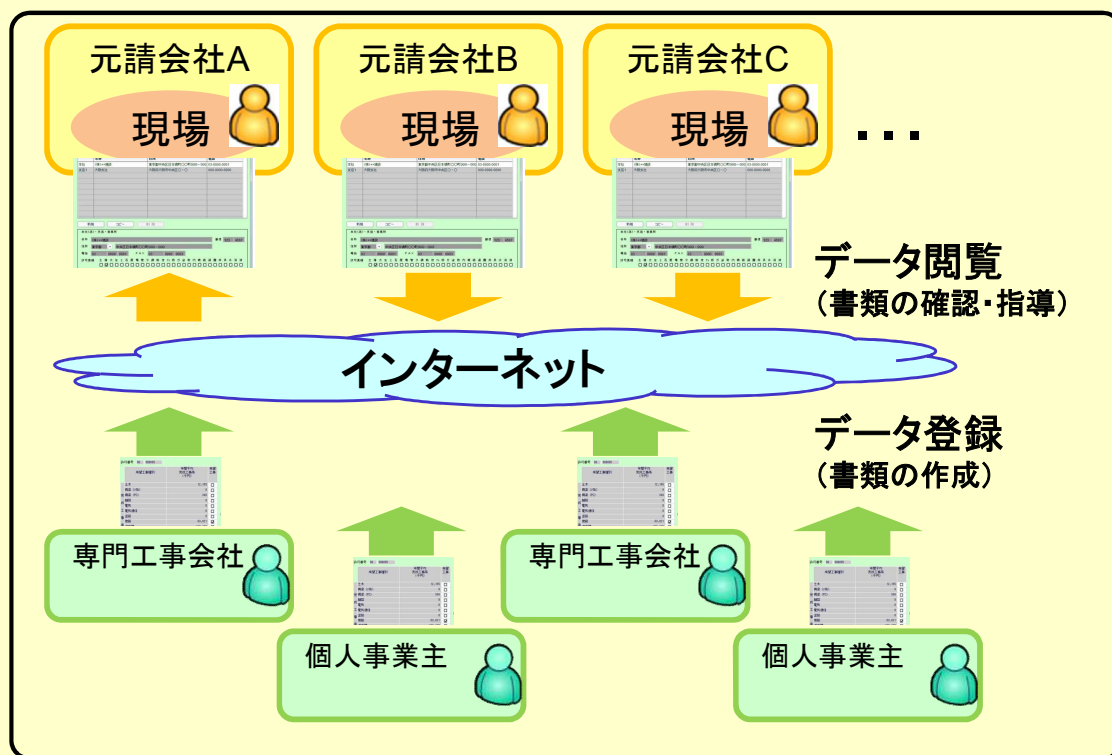
- 一般的な下請構造の実態
- 重層化しやすい工種等の傾向

- 下請構造が重層化する要因
- 重層化に伴う弊害と関係性の高い要素
- 下請次数が少ない工事の特徴

- 建設生産システムの生産性向上
- 下請企業の経営環境や技能労働者の就労環境の改善

- 施工体制台帳、施工体系図、作業員名簿等をインターネット上で電子的に作成・提出・管理するためのシステムサービスが提供されている。
- 当該サービスを通じて蓄積された様々なデータを統計的に整理・分析を行う。
- 調査対象工事は、2012年4月から2015年3月末までに工期末を迎えた工事とする。

システムサービスの概要



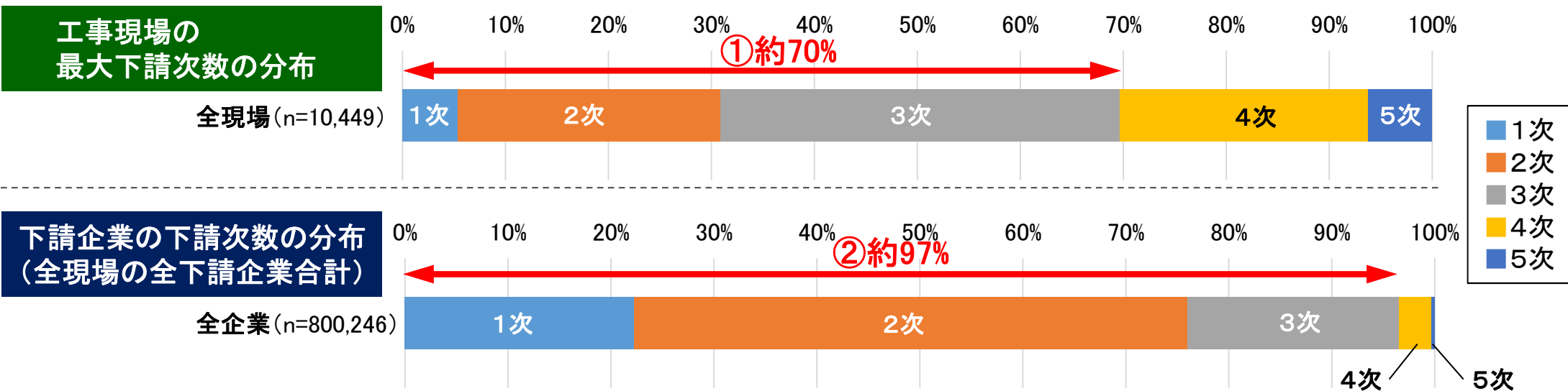
This section displays three examples of forms generated by the system:

- (施工体制台帳)**: A detailed form for recording construction system accounts, including fields for project name, location, dates, and various organizational roles.
- (施工体系図)**: A form for recording construction system diagrams, featuring a grid for mapping different construction phases and their relationships.
- (作業員名簿)**: A form for recording worker rosters, including fields for worker name, gender, date of birth, and various identification numbers.

< サービスにより蓄積されているデータ >

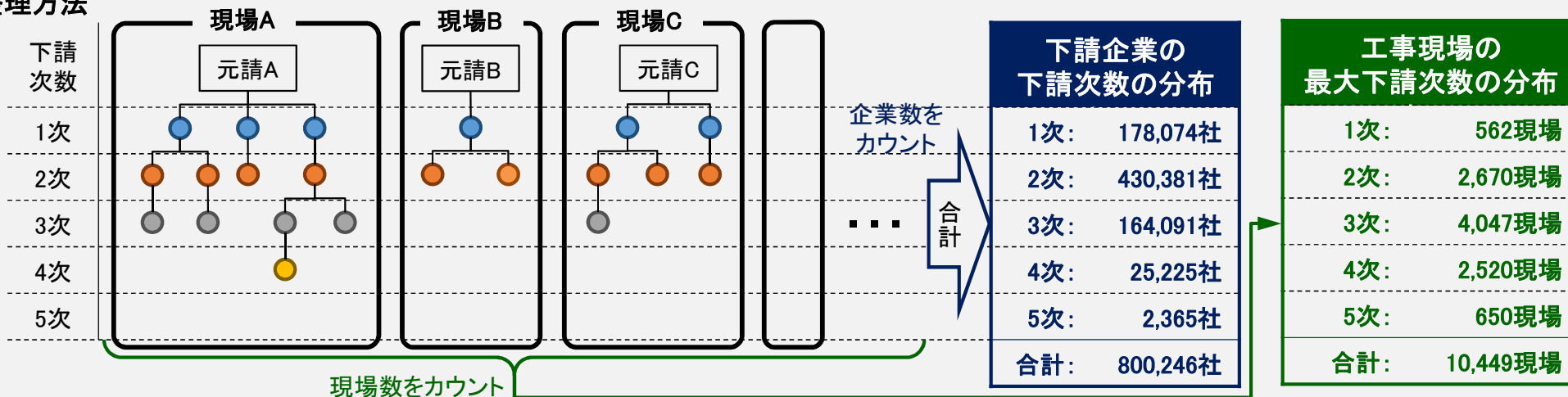
- 建設工事データ：工事内容、工期日数、現場住所、元請会社の監理（主任）技術者の資格内容、下請企業の担当工事内容、下請編成の内容等
- 企業データ：元請企業・下請企業の建設業許可業種 等
- 作業員データ：建設作業員の保有資格等

- ① 約70%の工事現場が1次～3次下請で完結している。
- ② 約97%の企業が1次～3次下請として工事に参加している。



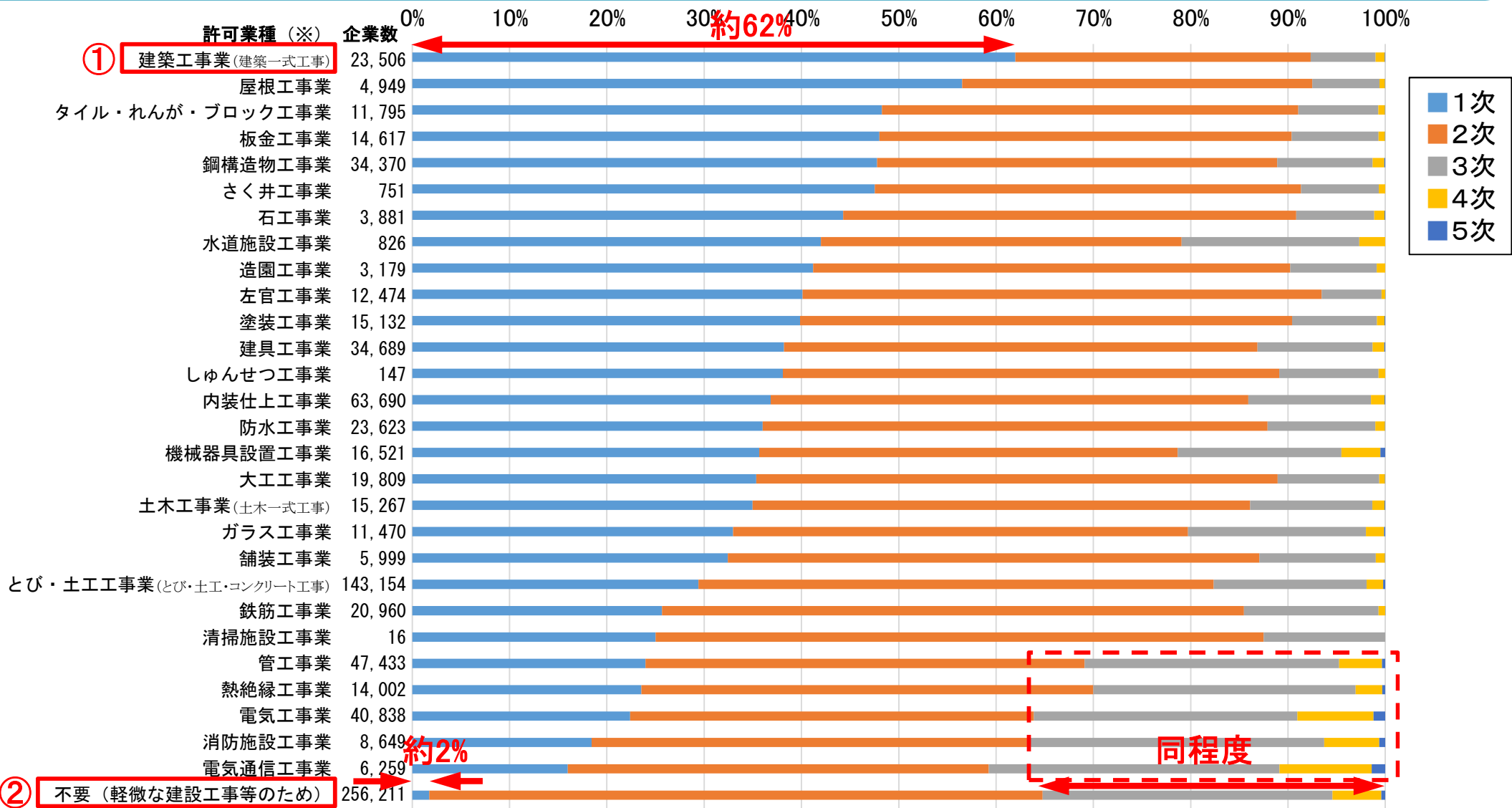
注) 数値等は重層下請構造実態調査の調査中段階のものであり、今後変動する可能性がある。

データの整理方法



- ① 建築工事業は1次下請の割合が約62%と比較的多い。
- ② 軽微な工事で許可を要しない建設業は、他の許可建設業と比べて、1次下請の割合が約2%と極端に低いですが、3次～5次下請の割合は同程度。

下請企業の下請次数の分布(全現場の全下請企業合計)

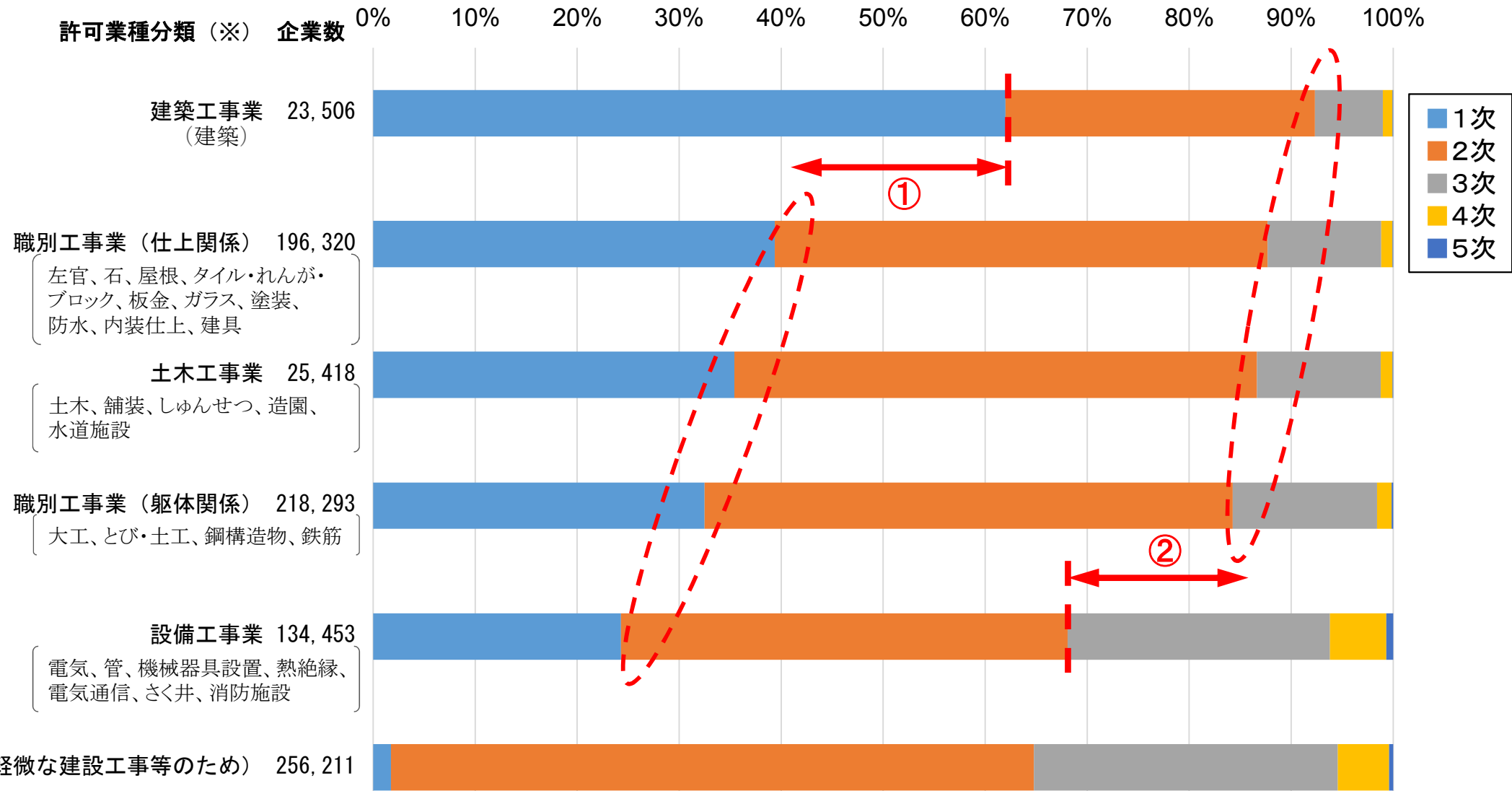


※施工に必要な建設業許可が複数となった場合は2業種まで登録可能であるため、一部重複がある。

注) 数値等は重層下請構造実態調査の調査中段階のものであり、今後変動する可能性がある。

- ① 建築工事業は他の業種分類よりも1次下請の割合が多い。
- ② 設備工事業は他の業種分類よりも3次～5次下請の割合が多い。

下請企業の下請次数の分布(全現場の全下請企業合計)



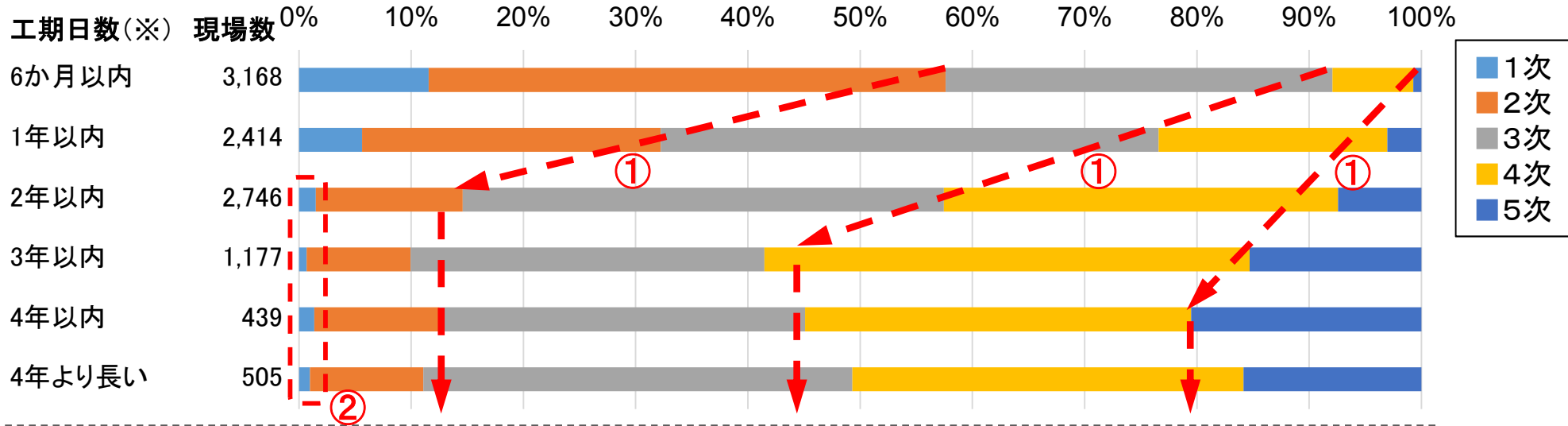
※ 分類方法: 建設業構造実態調査の分類方法を踏まえ、「土木工事業」、「建築工事業」、「職別工事業」(躯体関係)、「職別工事業」(仕上関係)、「設備工事業」に分類した。

注) 数値等は重層下請構造実態調査の調査中段階のものであり、今後変動する可能性がある。

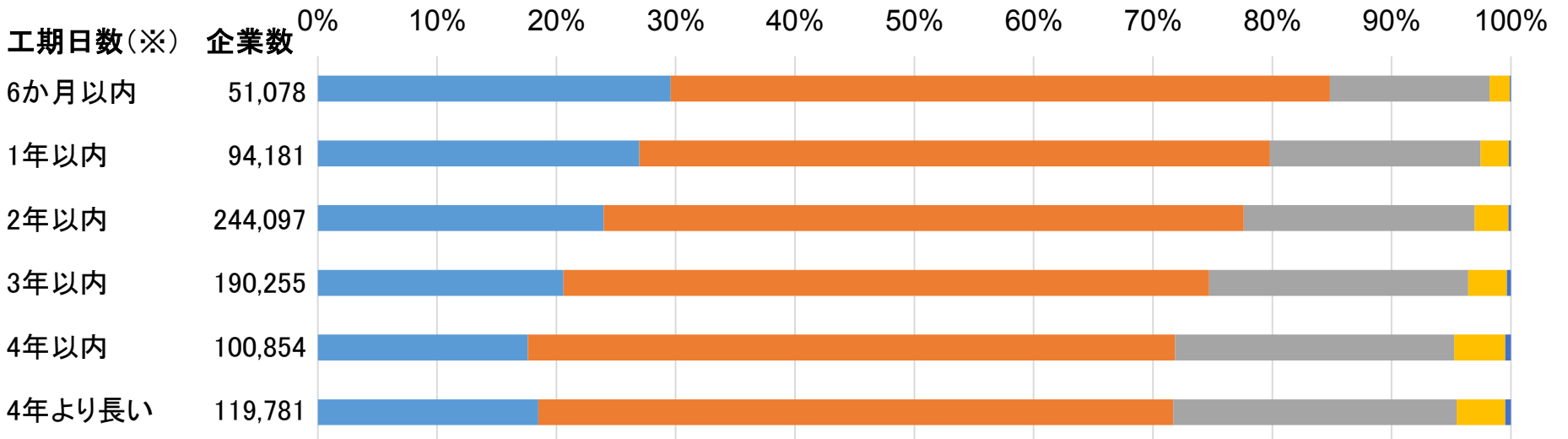
重層構造等の生産システム⑬：下請次数の分布(工期日数別)

- ① 工期日数が長くなると次数の大きい現場数も多くなるが、一定の工期日数以上になるとその関係は見られなくなる。
- ② 工期日数が長くなっても、1次や2次で完結する工事が存在する。

最大工事現場の下請次数の分布



下請企業の下請次数の分布 (全現場の全下請企業合計)

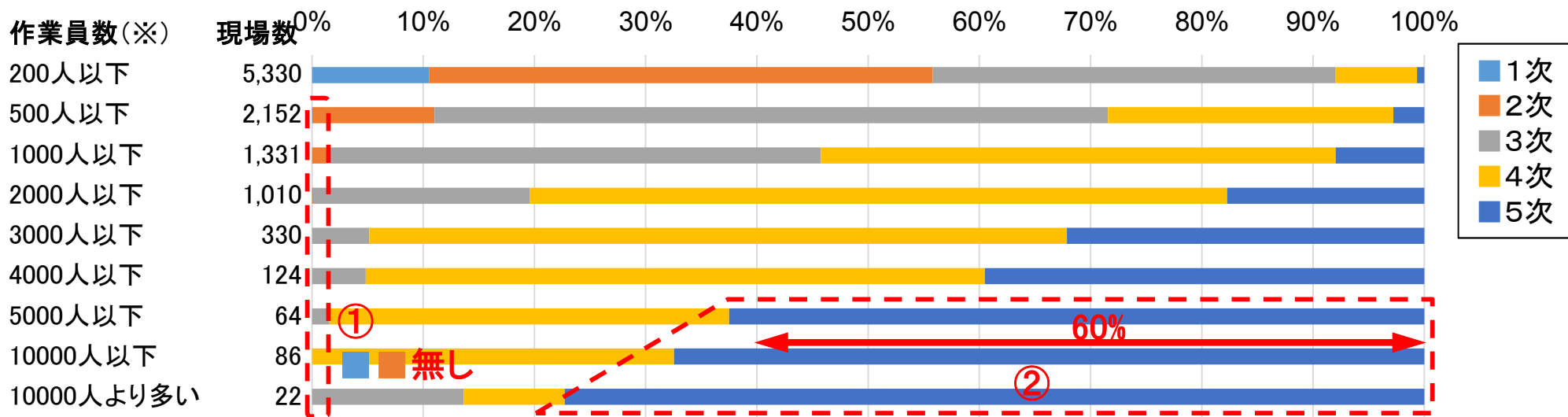


※ 工期日数:元請工事の日数であり、個々の下請工事の日数ではない。

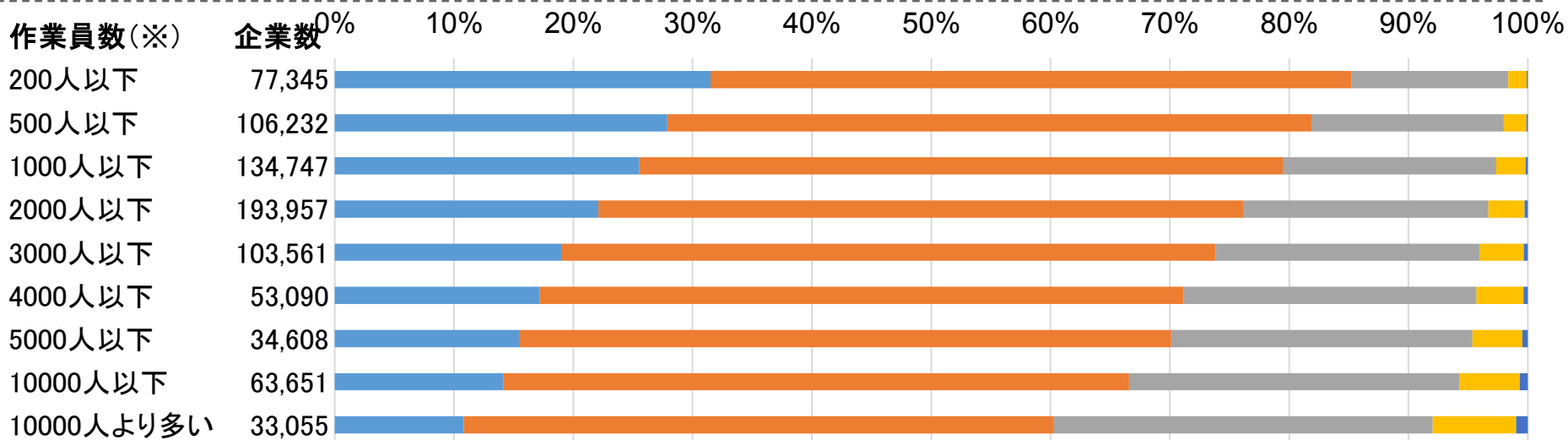
重層構造等の生産システム⑰：下請次数の分布(作業員数別)

- ① 作業員数が、200人を超える現場では1次下請で完結する工事はほぼ無く、また、1000人を超える現場では2次下請までで完結する工事はほぼ無い。
- ② 作業員数が、4000人を超える現場では60%以上の現場で最大下請次数は5次以上となる。

工事現場の最大下請次数の分布



下請企業の下請次数の分布(全現場の全下請企業合計)



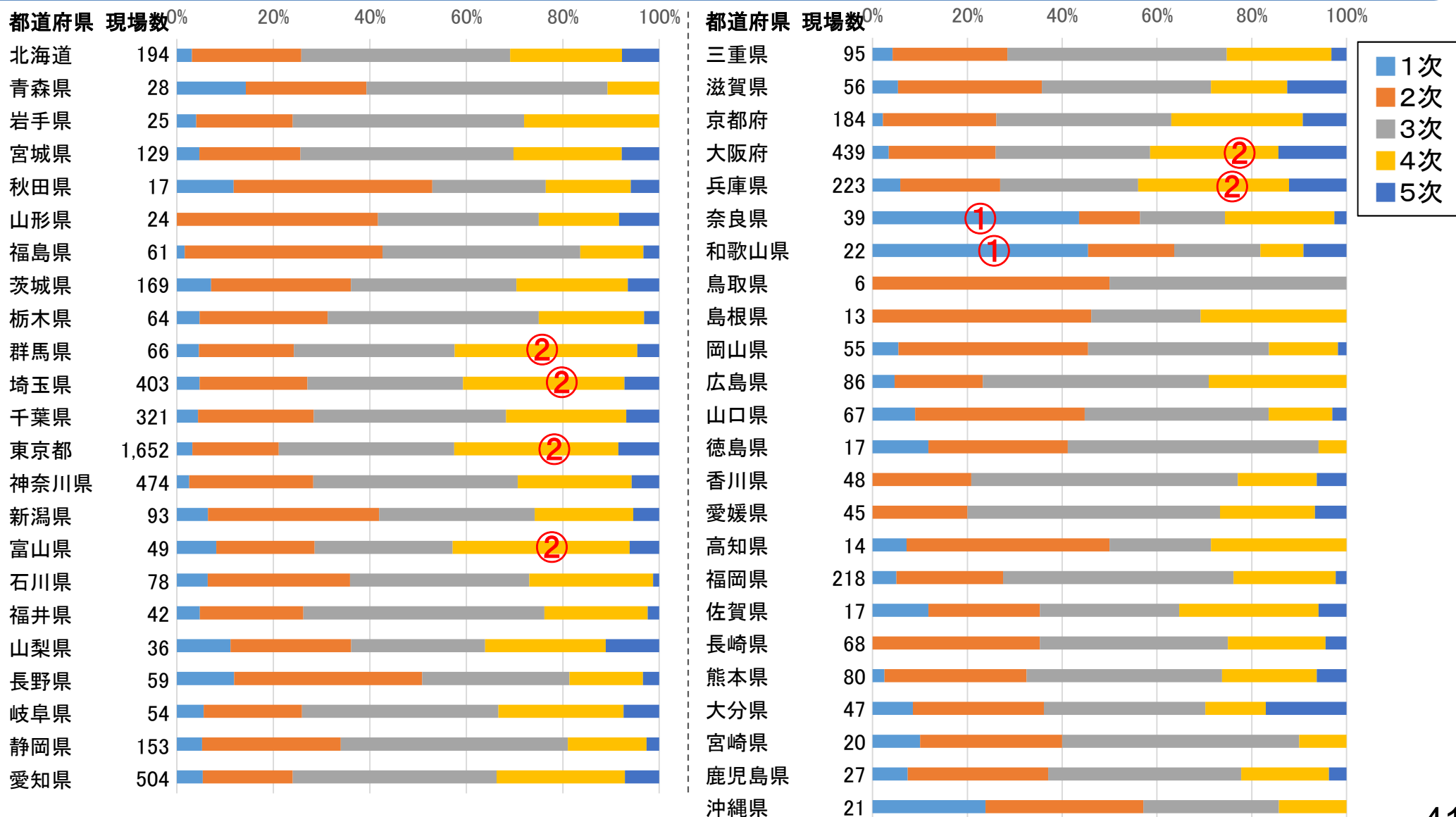
※ 作業員数: 作業員名簿に記載された人数の合計であり、一日あたりの従事作業員数や工事中の延べ作業員数ではない。

注) 数値等は重層下請構造実態調査の調査中段階のものであり、今後変動する可能性がある。

重層構造等の生産システム⑱：下請次数の分布(現場住所別)

- ① 1次で完結する現場数の割合が比較的多いのは、「和歌山県 (45%)」、「奈良県 (44%)」。
- ② 4次以上の下請企業が存在する現場の割合が多いのは、「兵庫県 (44%)」、「富山県 (43%)」、「東京都 (42%)」、「群馬県 (42%)」、「大阪府 (41%)」、「埼玉県 (41%)」。

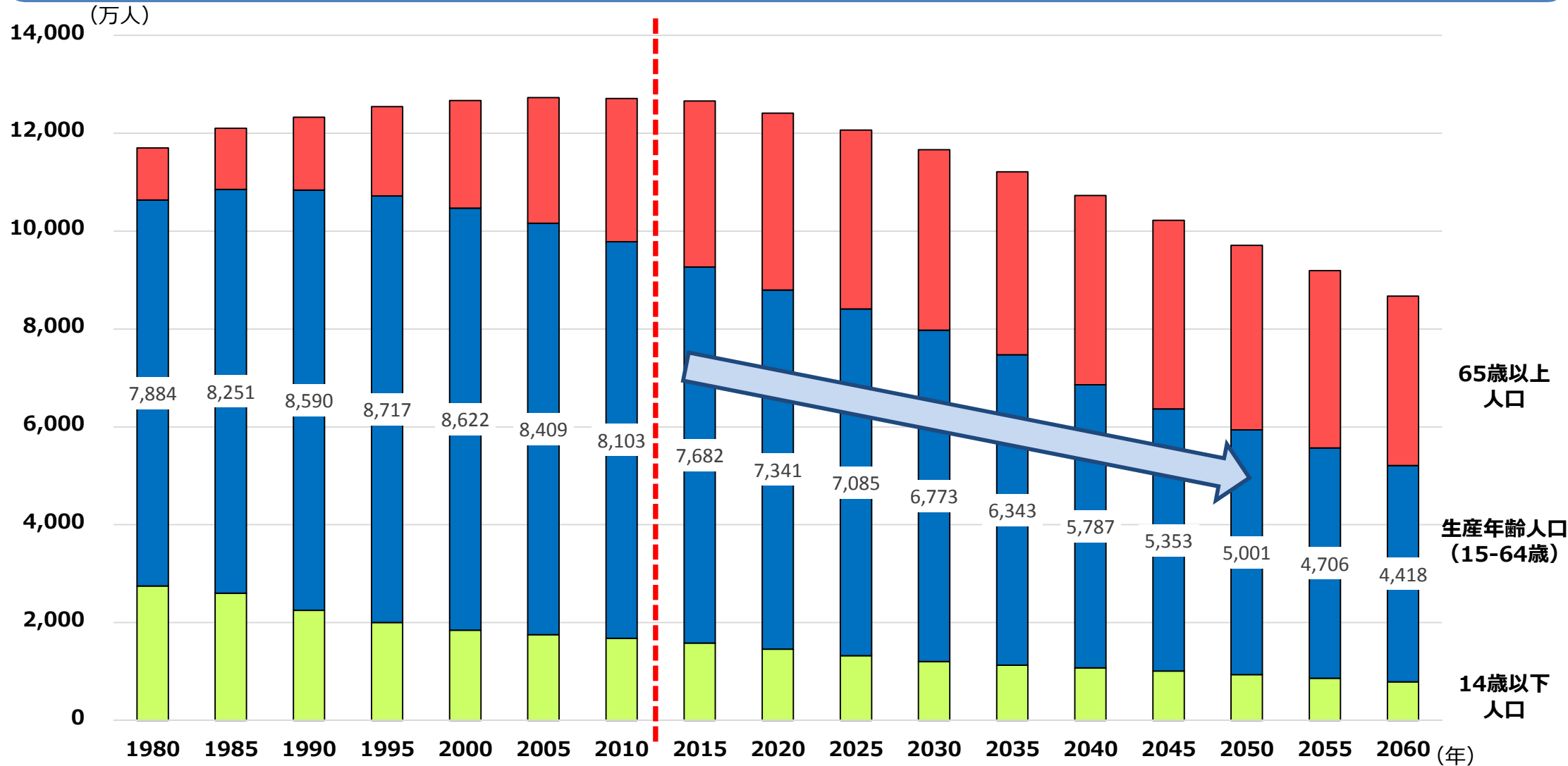
工事現場の最大下請次数の分布



注) 数値等は重層下請構造実態調査の調査中段階のものであり、今後変動する可能性がある。

担い手の状況①：我が国の労働力人口の将来推計

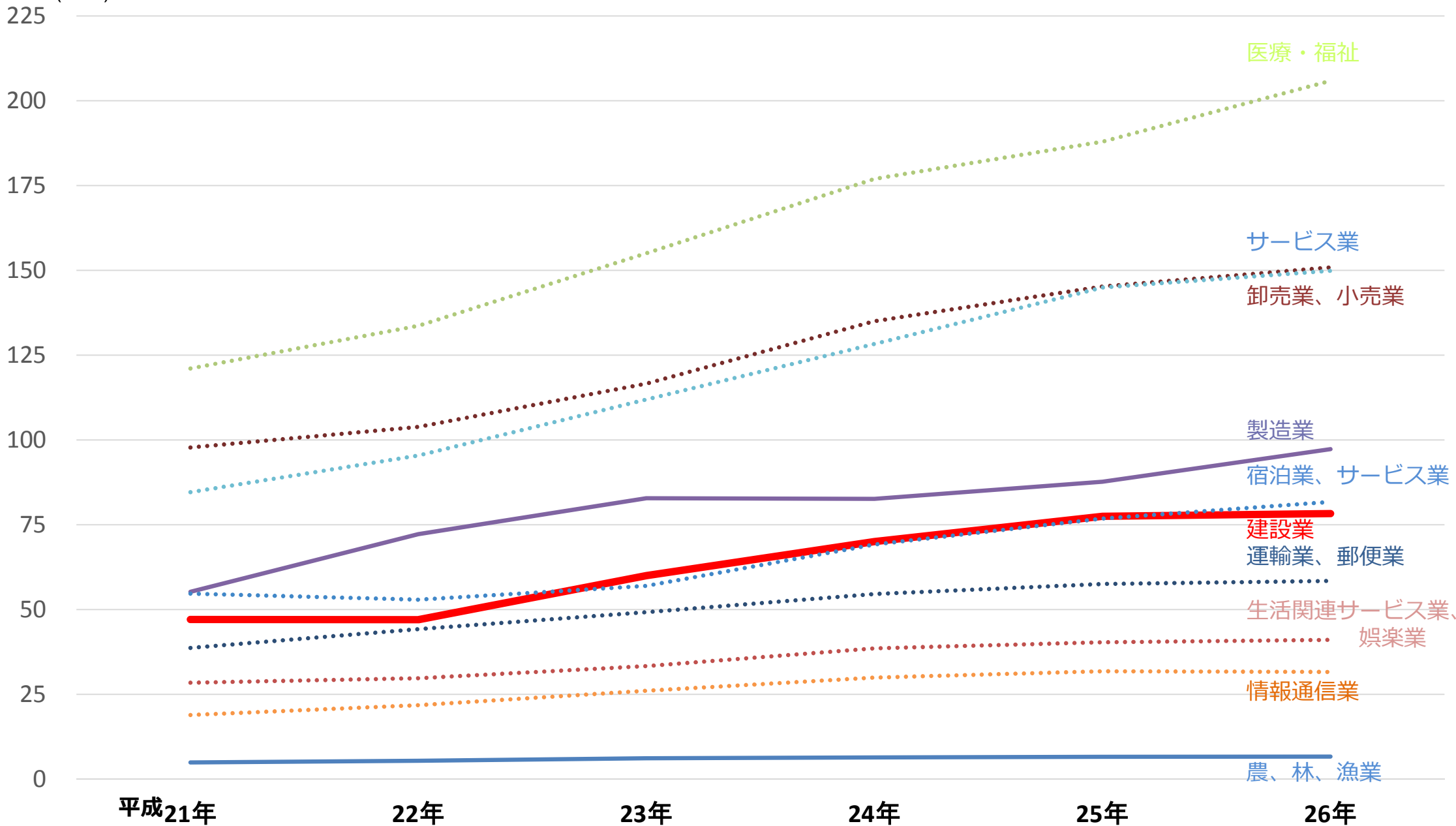
○ 我が国の生産年齢人口（15-64歳人口）は、2060年には4,418万人まで大幅に減少する見通し。



出所：2010年まで総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

担い手の状況②: 主な産業の新規求人数(平成21年~平成26年)

(万人)



出所: 厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」
 ※パートタイム含む

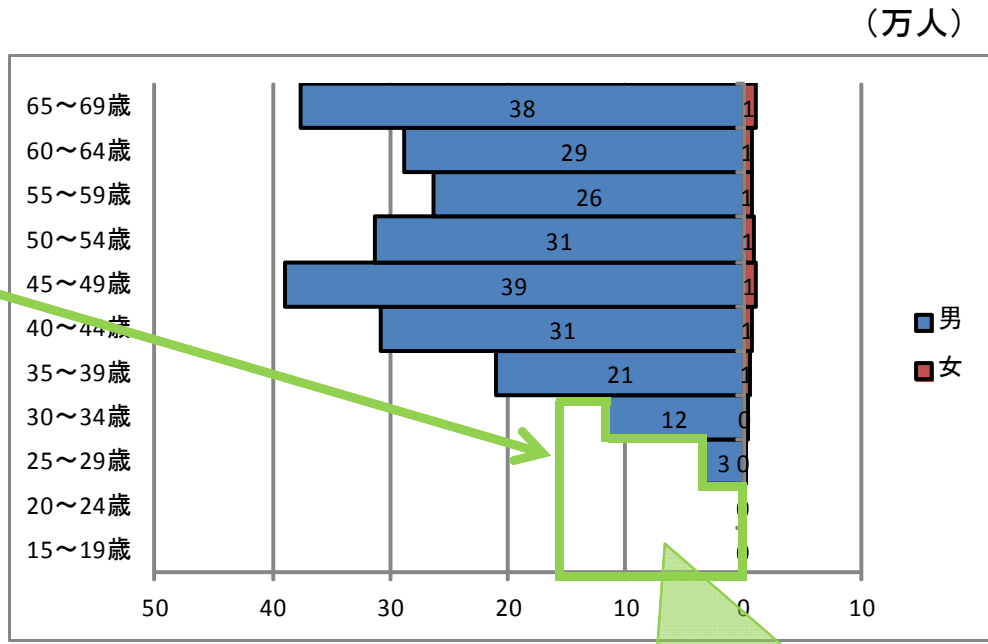
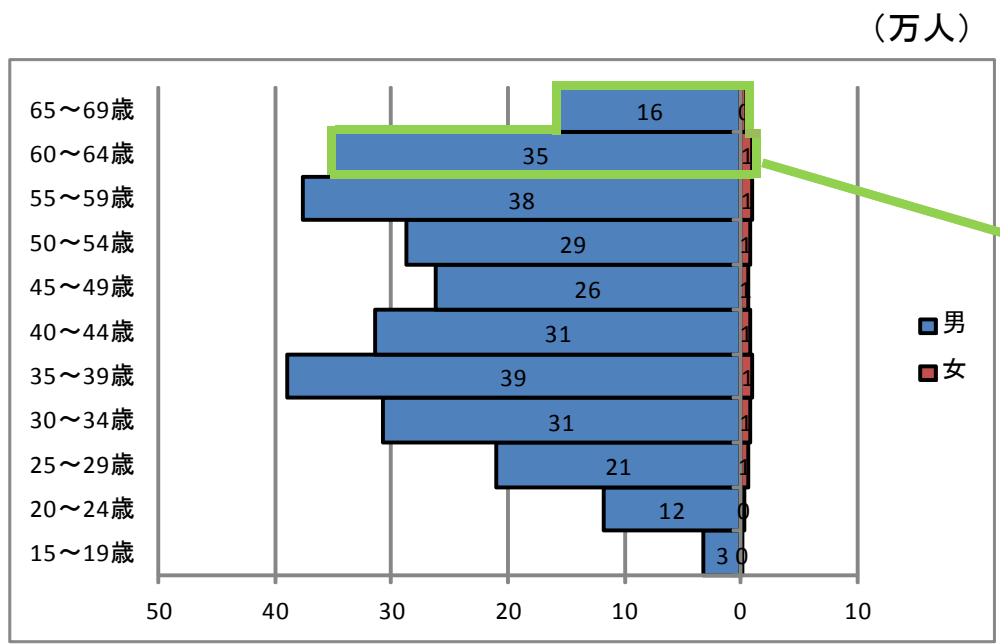
担い手の状況③：建設業における高齢者の大量離職の見通し 国土交通省

- 現在、**60歳以上**の建設技能労働者等は**52万人**存在し、全体の**約18%**に上る。
 - **今後も**引退による**労働者数の減少は続き**、**10年後**には、大半が**引退**することになる。
 - 他の年齢層においても年齢の上昇が見込まれる。→ **若年入職者の確保が課題**。
- ※ なお、一定の能力を備えた技能労働者等を育成するためには、職種にはよるものの、概ね10年程度の時間がかかると言われてている。

平成22年の
建設技能労働者等の人口ピラミッド

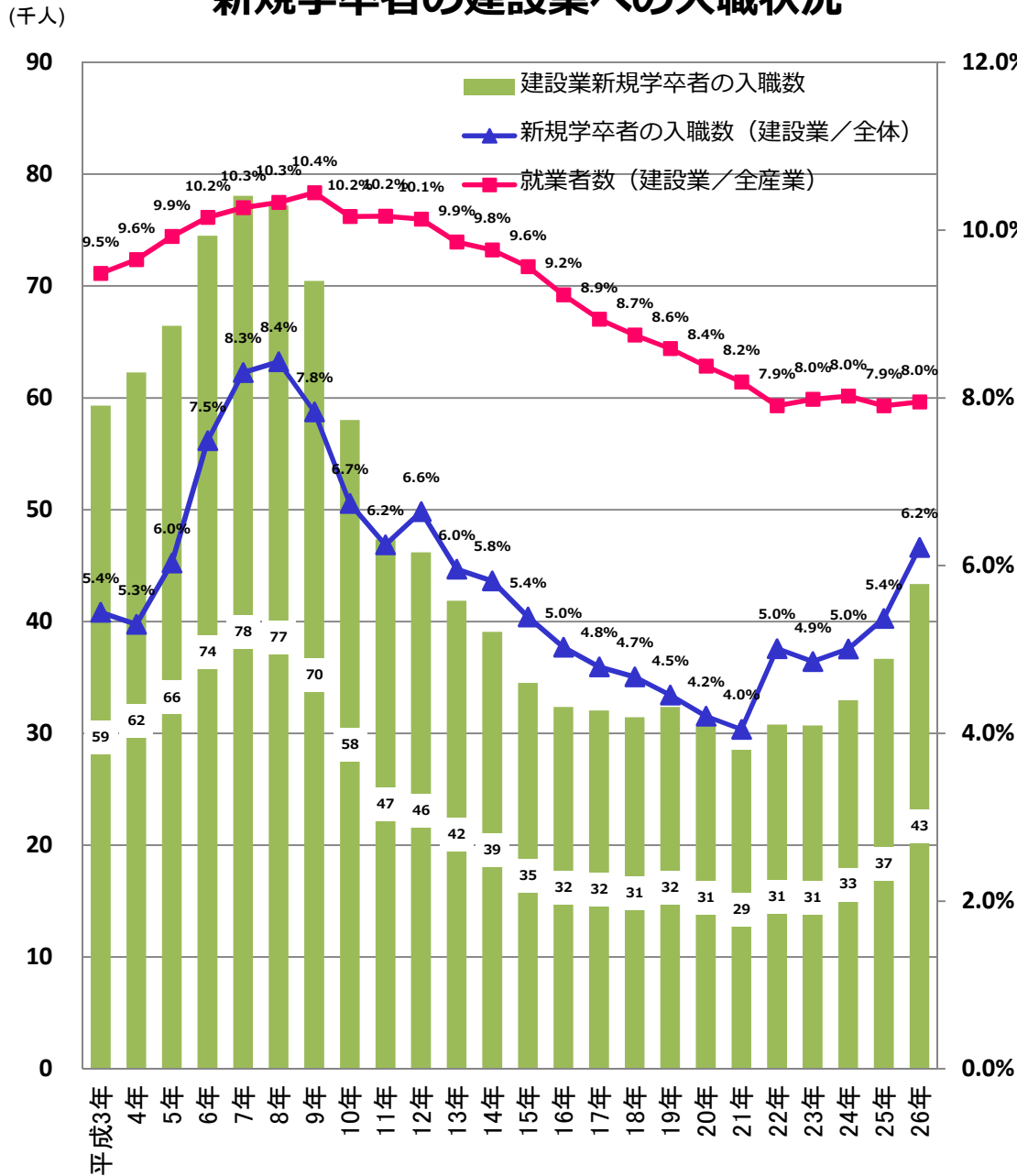


10年後の建設技能労働者等の
人口ピラミッド(想定)

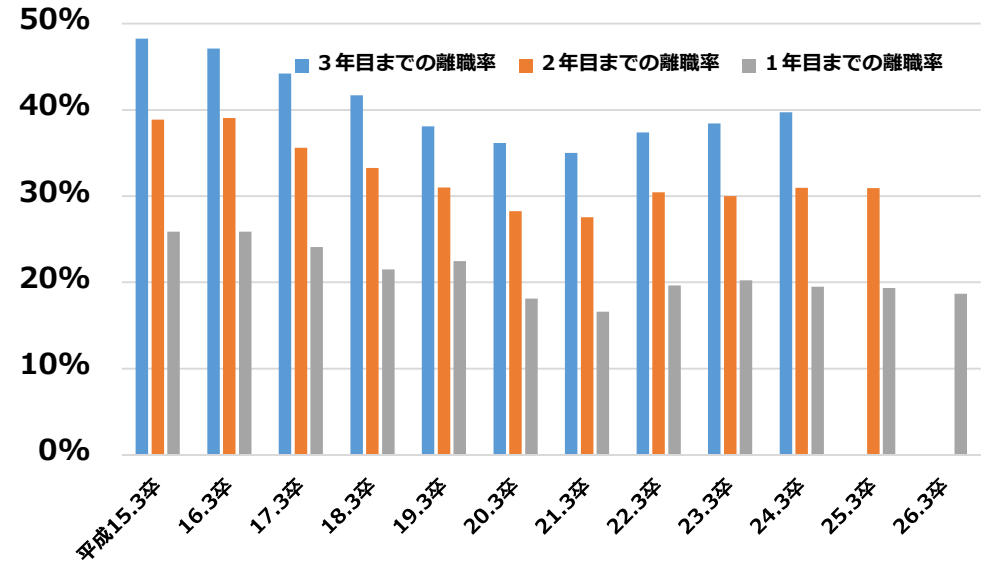


これだけの技能労働者を、
若年入職で補填しなくてはならない。

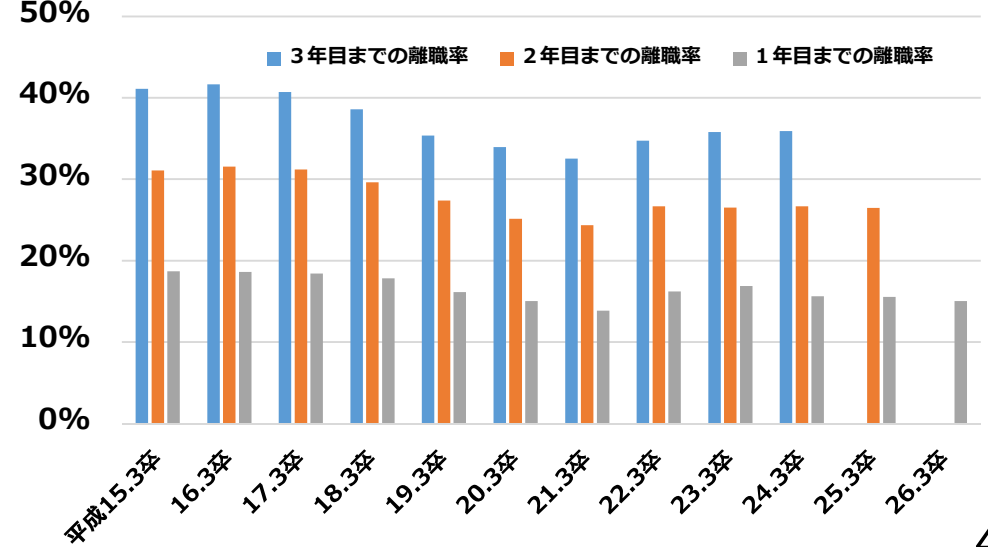
新規学卒者の建設業への入職状況



離職率の推移 (建設業)



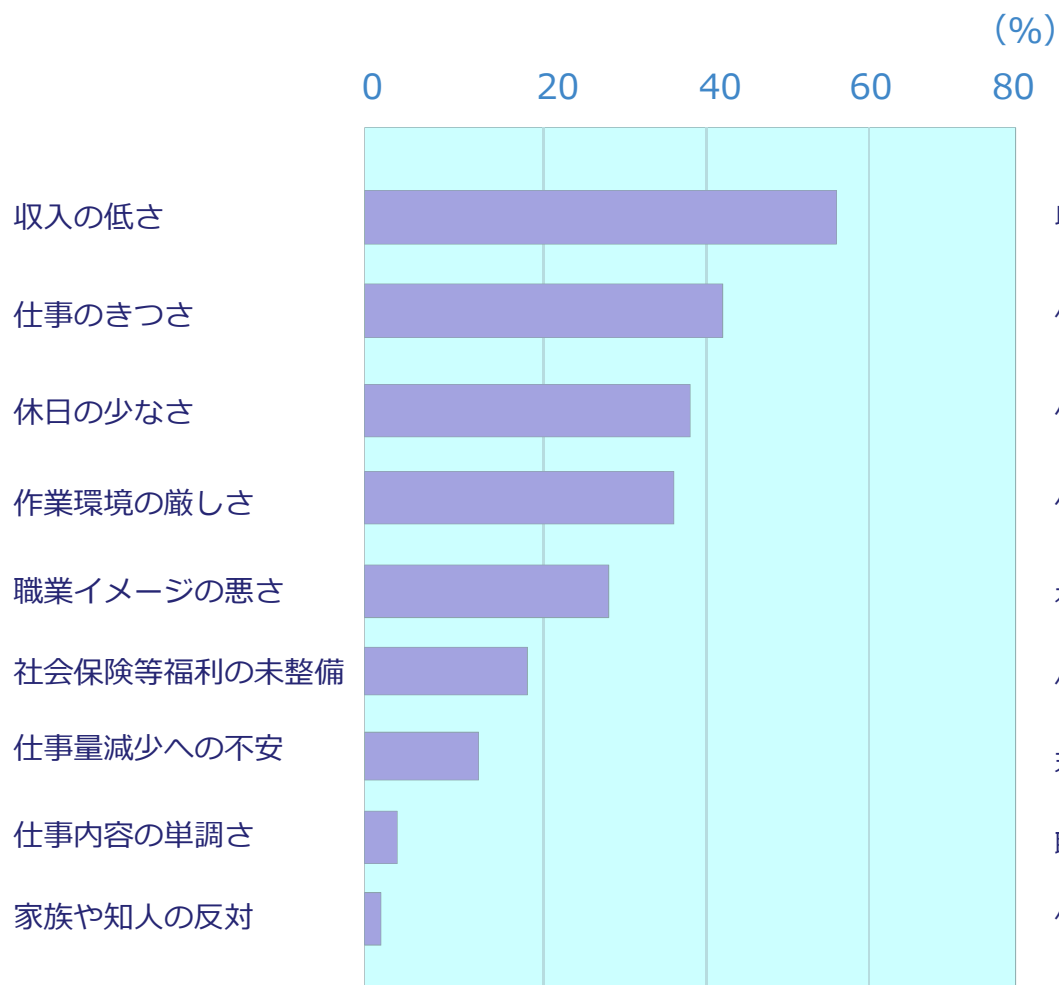
離職率の推移 (全産業)



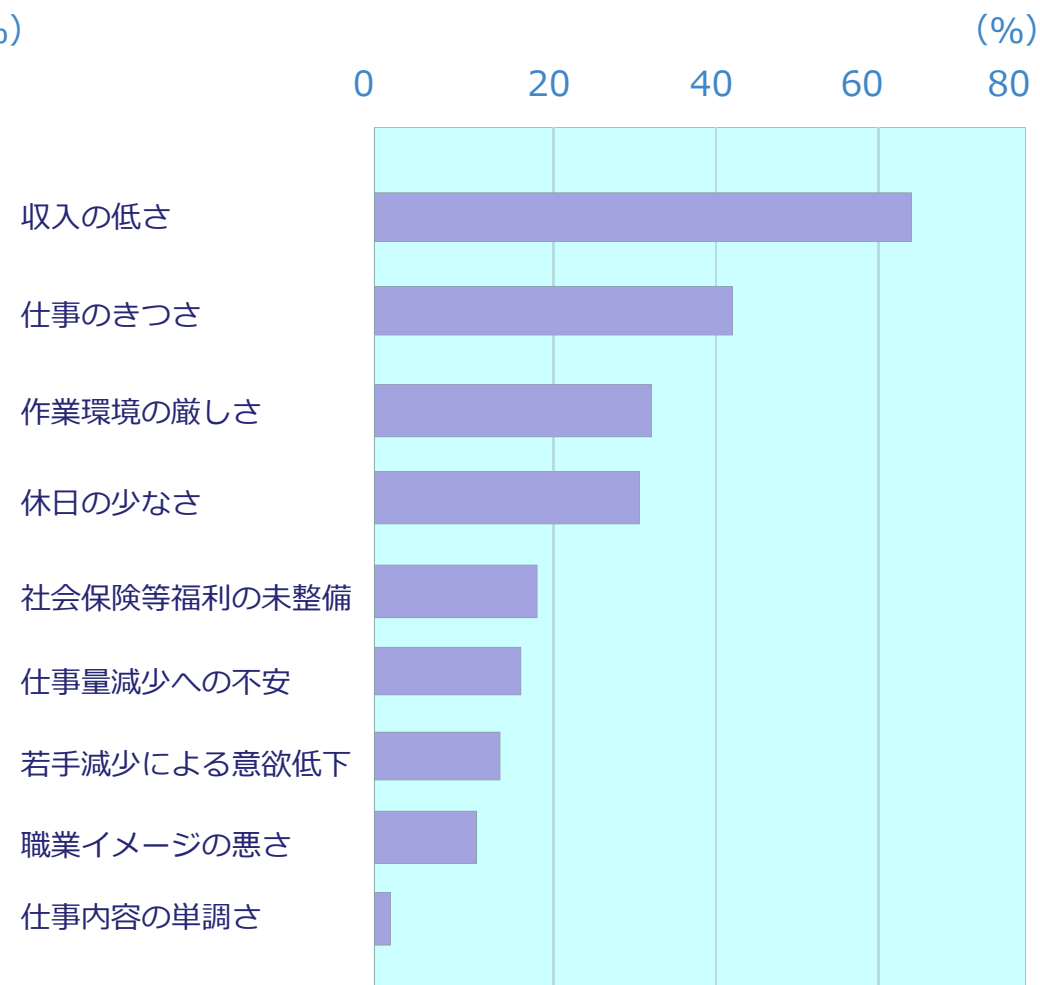
出所: 文部科学省「学校基本調査」及び総務省「労働力調査」

出所: 厚生労働省「新規学卒者の事業所規模別・産業別離職状況」

若手の技能労働者が入職しない原因



若手の技能労働者が離職する原因



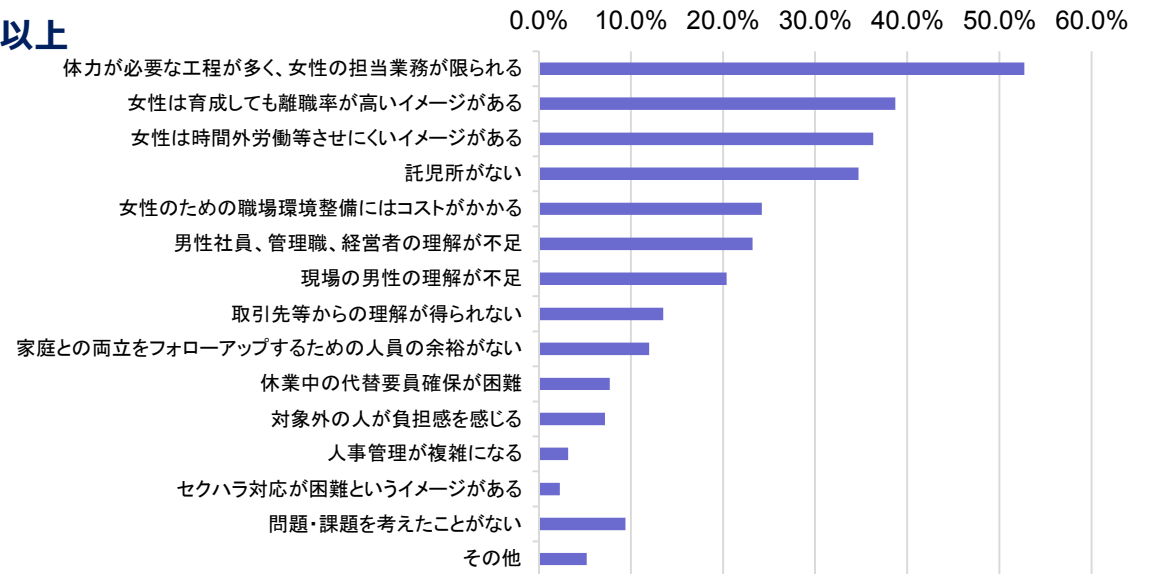
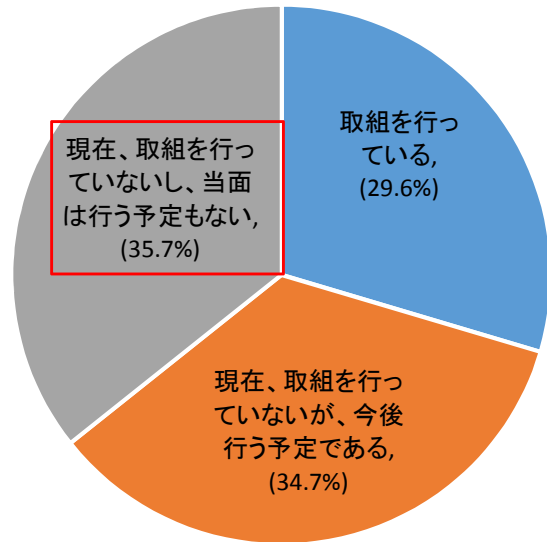
※アンケートは上位3項目まで回答

出所:建設産業専門団体連合会「建設技能労働力の確保に関する調査報告書」
(平成19年3月)

女性活躍支援に向けた取組の有無

女性活躍を推進する上での問題や課題

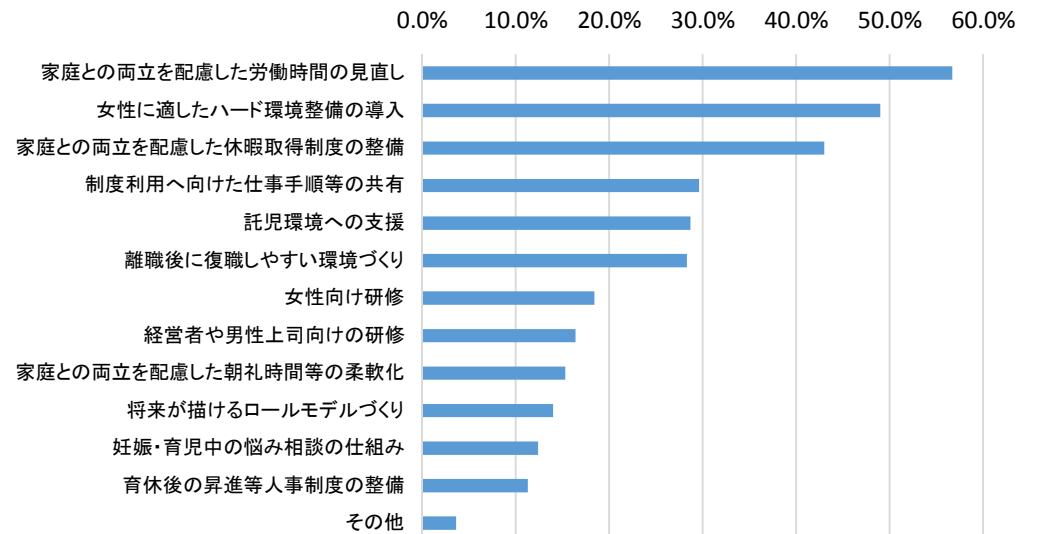
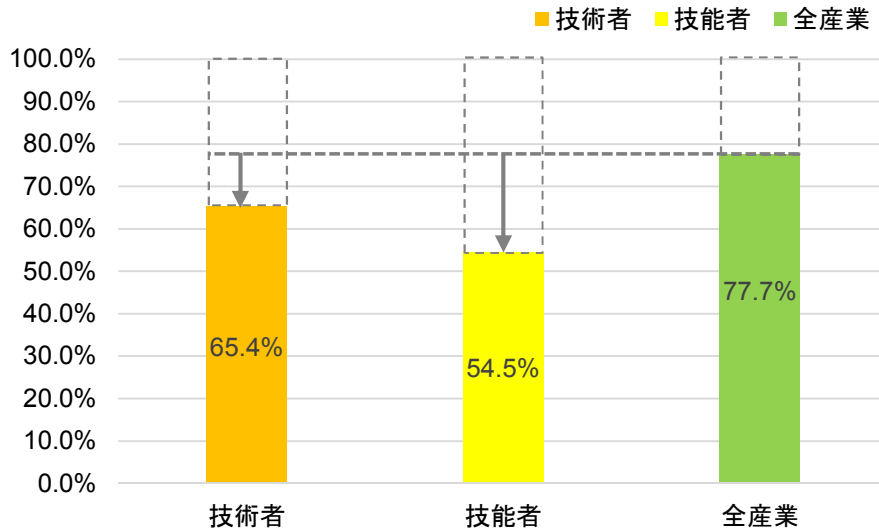
いまだ女性活躍推進への取組を行う予定のない企業が3割以上



出産後に復職した女性の割合

女性活躍を支援するために効果的だと思う取組

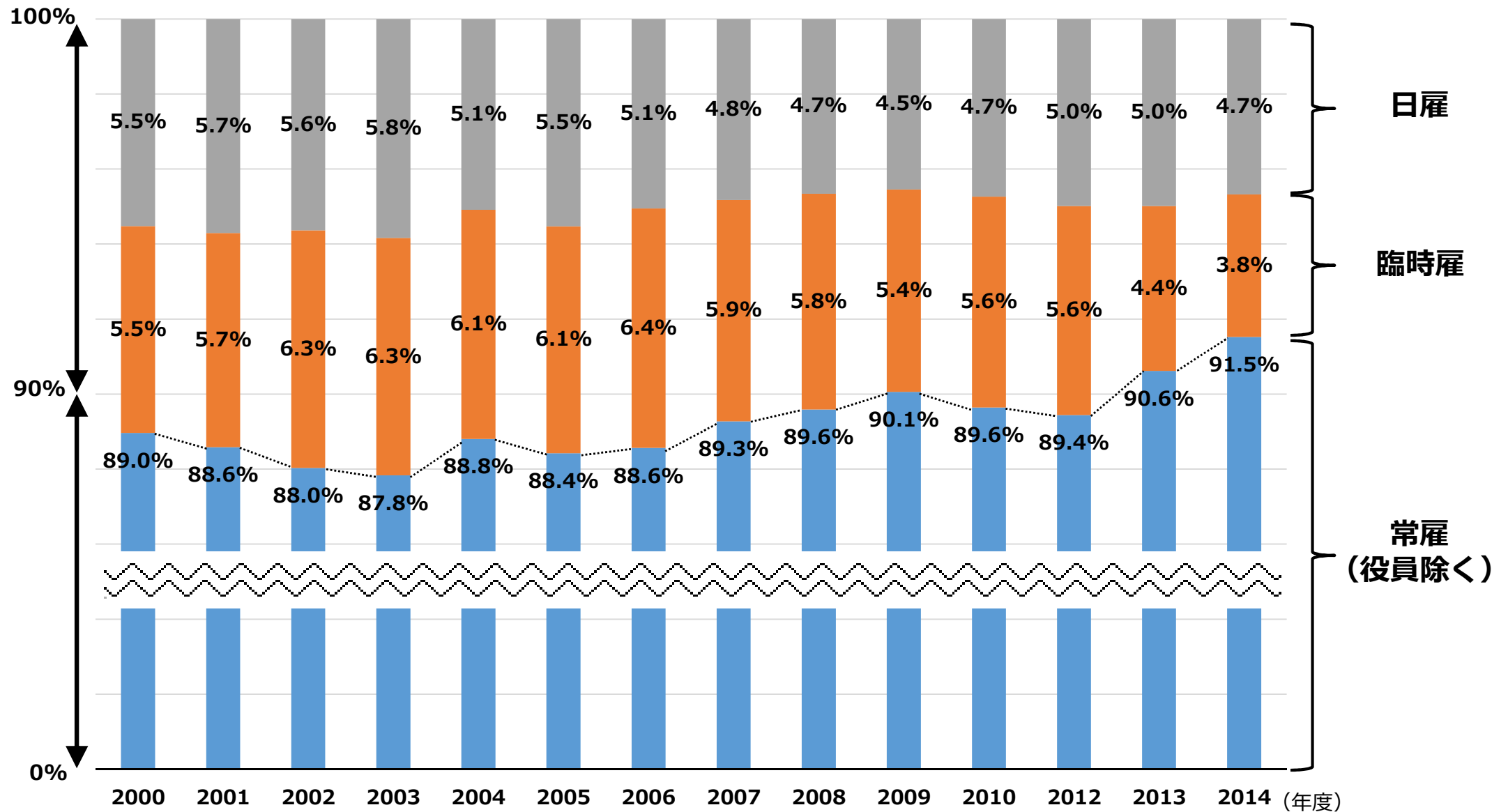
出産後、復職した女性の割合は、全産業平均を10~20%程度下回る状況



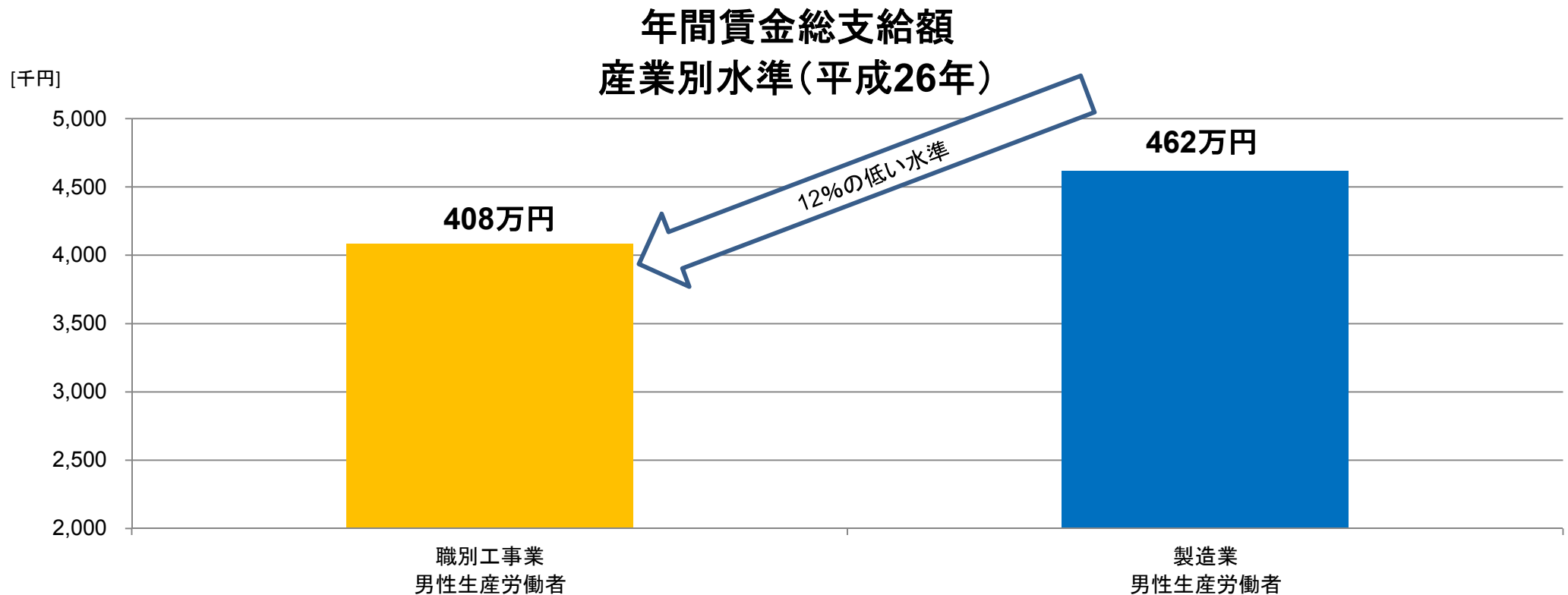
※ 全産業平均：平成24年雇用均等基本調査（厚生労働省）を基に国土交通省で計算

出所：国土交通省「建設業における女性の活躍推進に関する取組実態調査」（平成27年12月）

担い手の状況⑦：建設業雇用者の就労形態の推移



- 厚生労働省の平成26年賃金構造基本統計調査に基づいて試算した職別工事業の男性生産労働者の年間賃金総支給額の水準は製造業より12%の低い水準。



参考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

※「年間賃金総支給額産業別水準」、「年間賃金総支給額産業別伸率」：いずれも賃金構造基本統計調査より試算

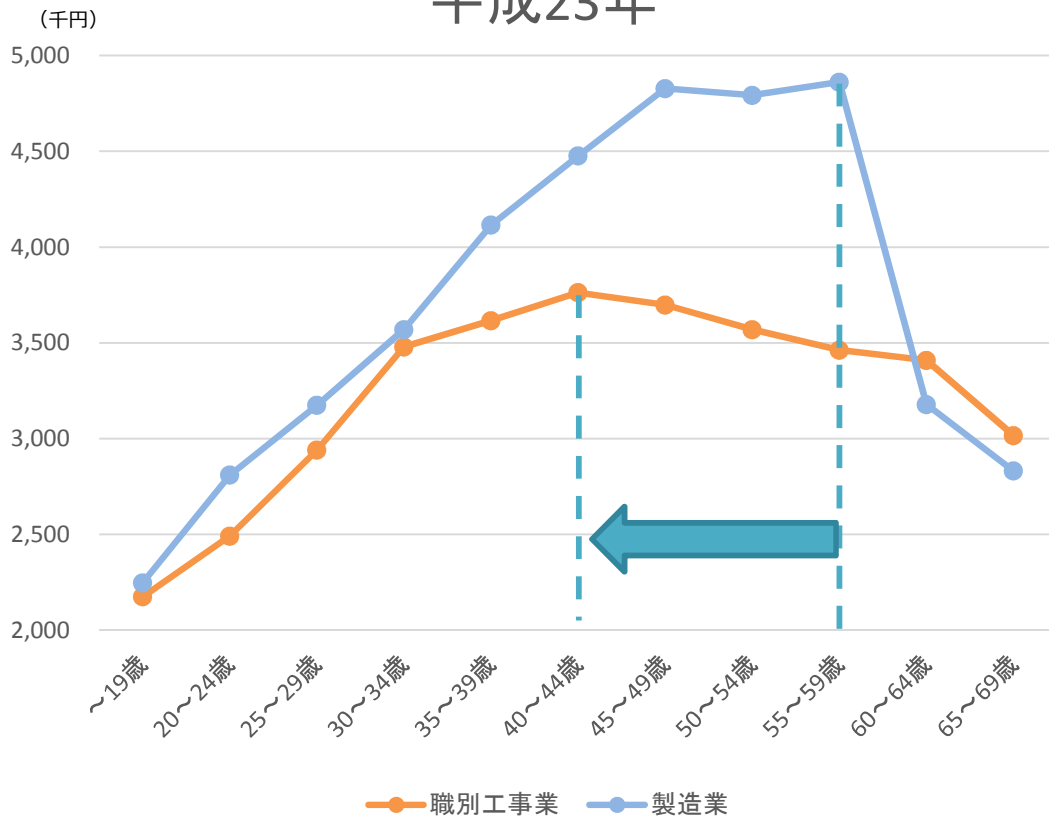
※年間賃金総支給額：きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

※職別工事業：大工・型枠・とび・鉄筋・左官・板金・塗装等

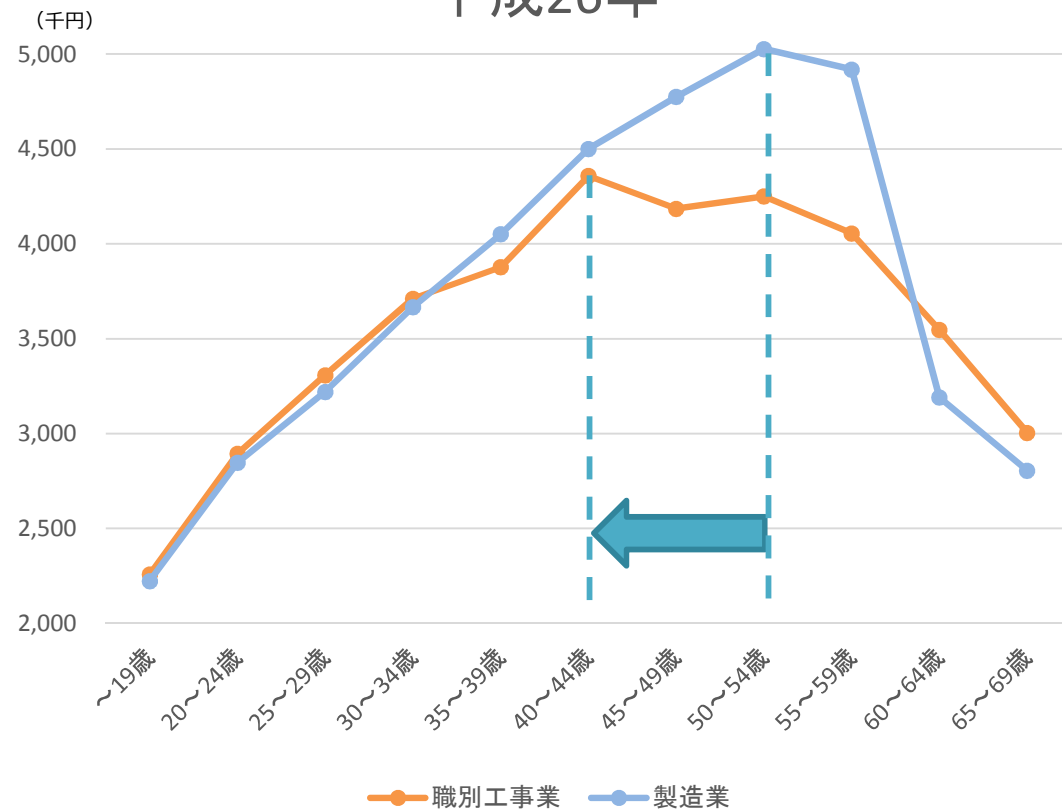
担い手の状況⑨：年齢階層別の賃金水準の推移

○ 年齢階層を問わず全体として賃金水準は増加しているが、賃金カーブのピーク時期は、依然として製造業よりも早く到来する傾向

平成23年



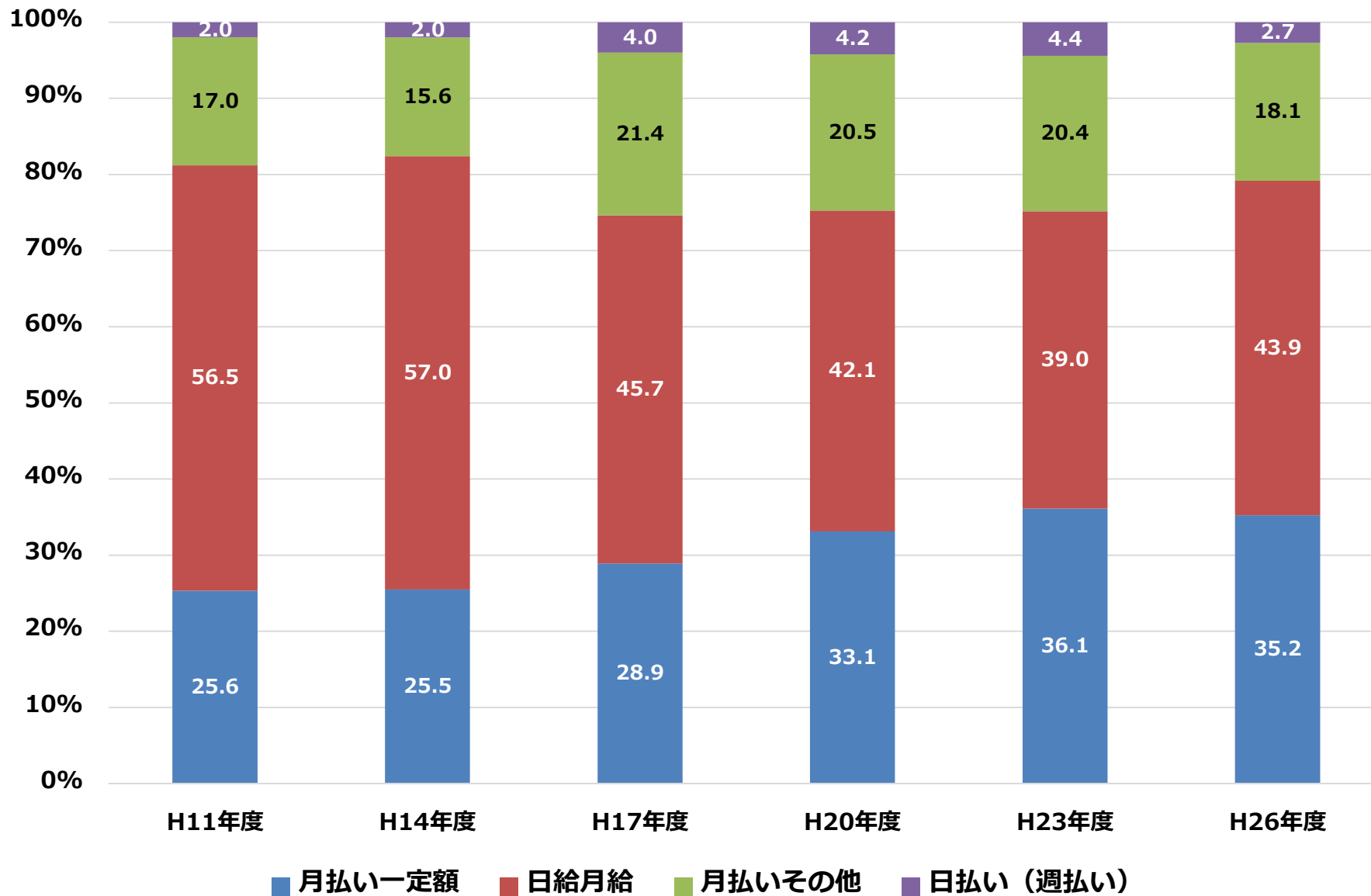
平成26年



H23	～19歳	～24歳	～29歳	～34歳	～39歳	～44歳	～49歳	～54歳	～59歳	～64歳	～69歳
職別工事業	2,175	2,492	2,940	3,479	3,616	3,763	3,698	3,570	3,462	3,409	3,017
製造業	2,247	2,810	3,174	3,570	4,115	4,476	4,828	4,793	4,862	3,178	2,832

H26	～19歳	～24歳	～29歳	～34歳	～39歳	～44歳	～49歳	～54歳	～59歳	～64歳	～69歳
職別工事業	2,258	2,894	3,308	3,711	3,878	4,359	4,186	4,250	4,055	3,547	3,004
製造業	2,223	2,847	3,220	3,668	4,051	4,501	4,775	5,028	4,919	3,191	2,805

常雇の現場労働者の給与支払形態の推移

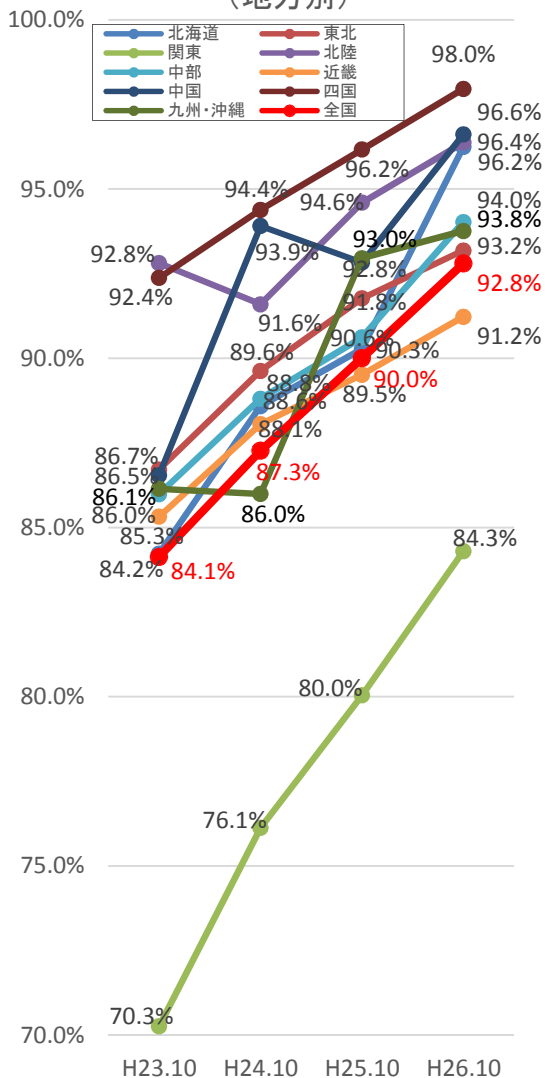


担い手の状況⑪：社会保険加入状況の推移

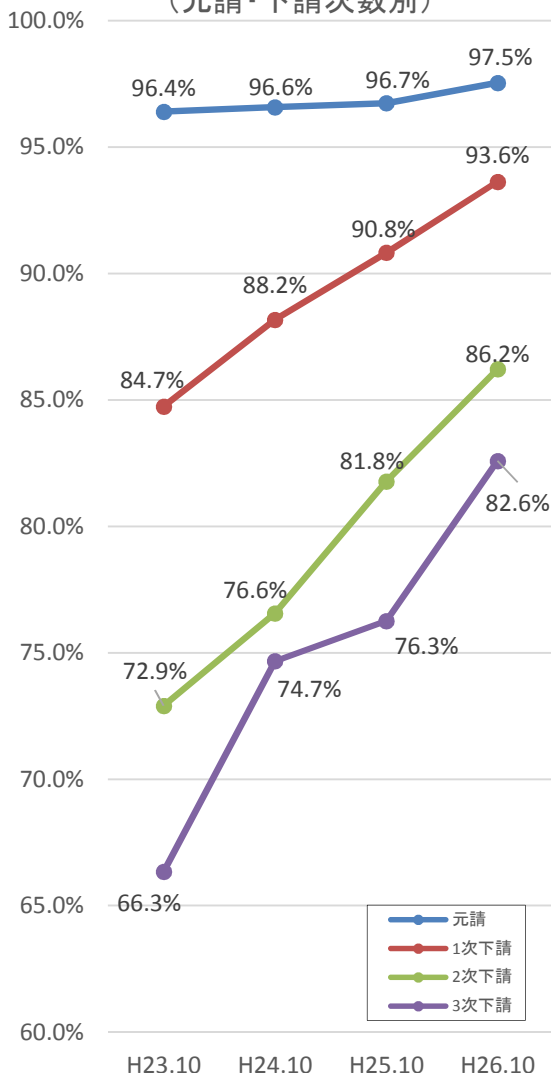
○ 公共事業労務費調査（平成23年10月調査、平成24年10月調査、平成25年10月調査、平成26年10月調査）における三保険加入状況をみると、全体的には加入割合は上昇傾向にあるが、他の地方と比較して関東、元請企業と比較して高次の下請企業の加入割合が低い傾向。

企業別

3保険加入割合 (地方別)

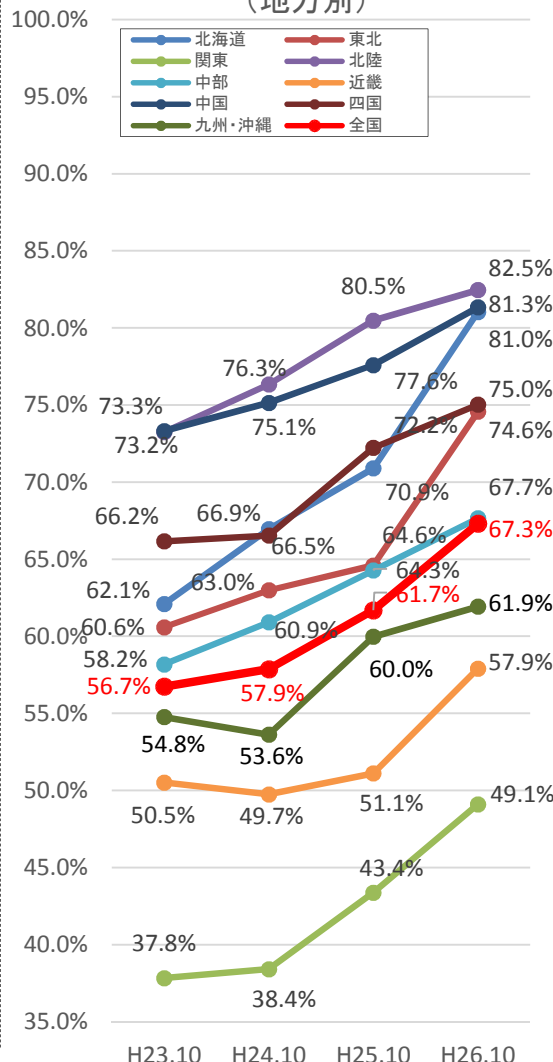


3保険加入割合 (元請・下請次数別)

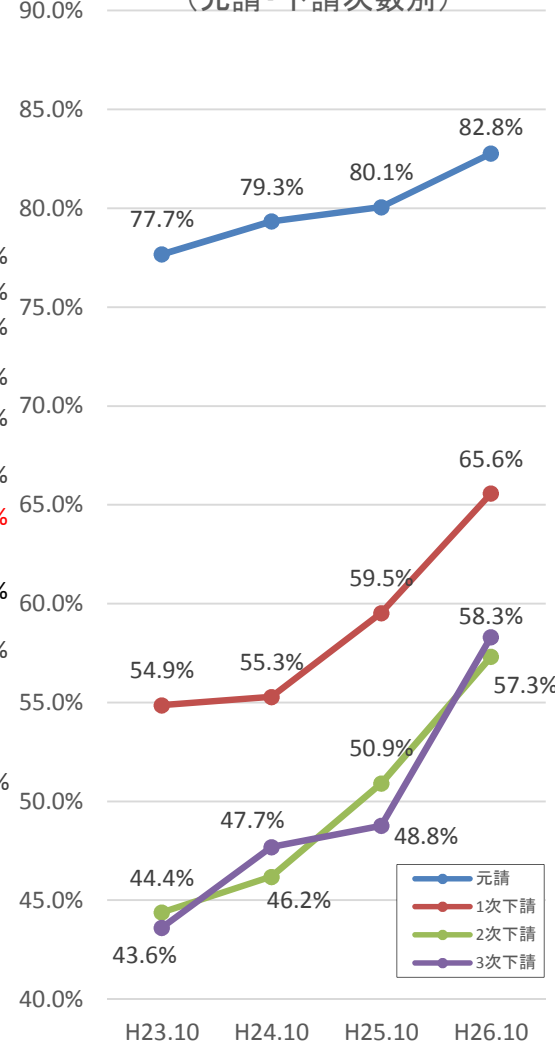


労働者別

3保険加入割合 (地方別)



3保険加入割合 (元請・下請次数別)



建設業法（昭和24年法律第100号）

- 建設工事の請負契約の原則として、建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない旨を規定（第18条）。
- 建設工事の請負契約の内容として記載すべき事項（例：工事内容、請負代金額、工期、設計変更等があった場合における工期や請負代金額の変更等の額の算定方法に関する定めなど）を規定（第19条第1項）。
- 注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用し、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない旨を規定（第19条の3）。

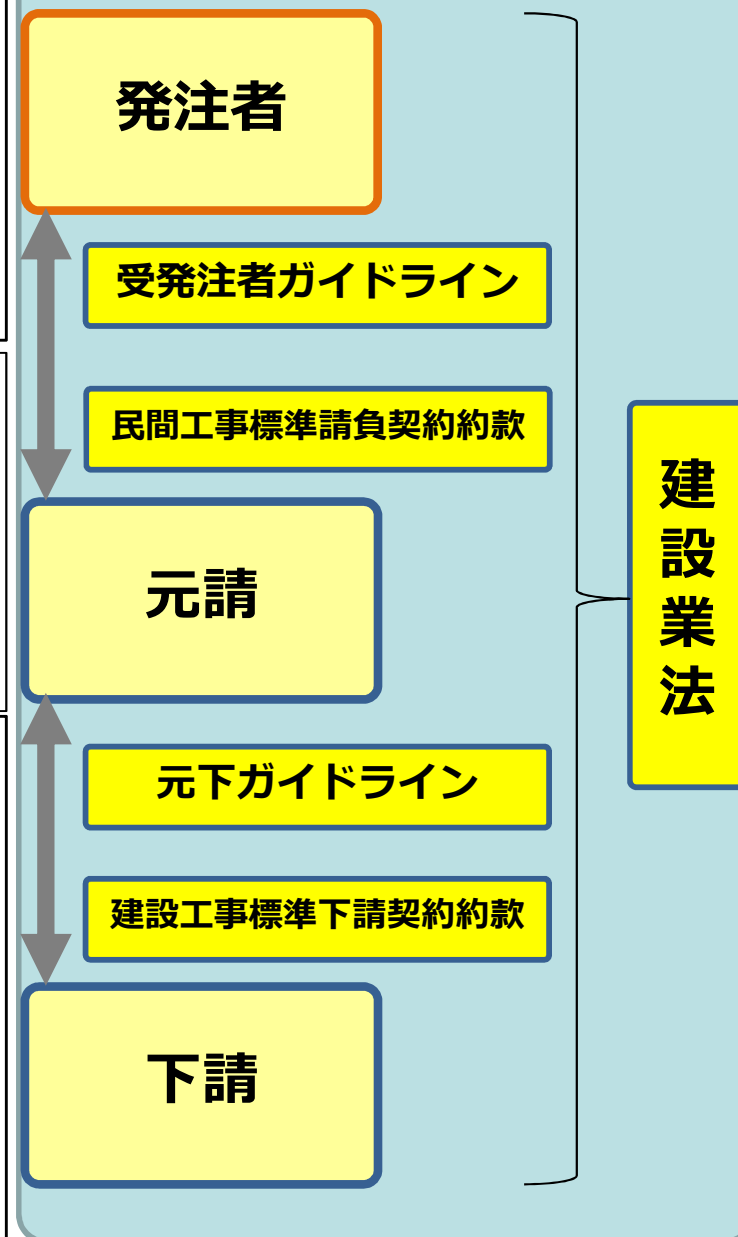
発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（平成23年8月 建設業課）

- 追加工事等の着工前に書面による契約変更を行うことが必要。
- 追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ。
- 工期変更についても書面による契約変更が必要。
- 工期の変更に伴う費用を受注者に一方的に負担させることは、不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ。
- 不当に低い請負代金の禁止（建設業法第19条の3）は変更契約にも適用。

民間工事標準請負契約約款（甲）（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）

- 発注者は、必要があると認めるときは、工事の追加・変更ができるとともに、受注者に工期の変更を求めることができる（第31条第1項・2項）。
- 受注者は、発注者に対して、工事内容の変更及び当該変更に伴う請負代金の増減額を提案することができる（第31条第3項）。
- 受注者は、工事の追加・変更等の正当な理由があるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を請求することができる（第31条第5項）。
- 発注者又は受注者は、工事の追加又は変更があったときや工期の変更があったとき等の場合は、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる（第32条第1項）。
- 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については監理者の確認を受けた請負代金内訳書の単価により、増加部分については時価による（第32条第2項）。

工事請負契約と諸制度の適用関係

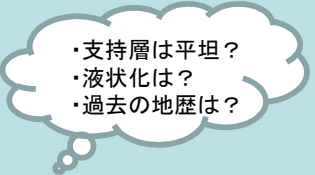


※この他、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款などにおいても、民間工事における工期や設計変更等に関する規定がある。

建築工事に係る地盤調査から基礎工事までの大まかな流れは以下のとおり。

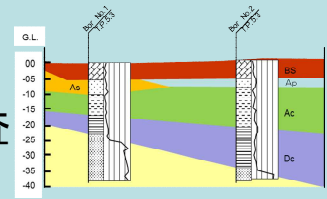
1. 条件整理

- ・ 構造物の場所、規模、重要度の調査
- ・ 既往資料の調査・分析



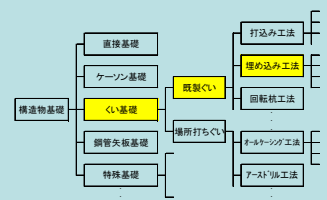
2. 地盤調査等

- ・ 基礎の設計・施工時に必要な検討項目の調査
- ・ 設計に必要な土質定数の条件の調査
- ・ 土壌環境の条件の調査



3. 基礎工法、杭工法の選定

- ・ 形状、構造物荷重
- ・ 地盤条件による選定
- ・ 作業敷地とその立地による選定
- ・ 工費と工期による選定



4. 杭の設計

- ・ 構造物の規模・用途・地盤・敷地環境・施工法を考慮した設計
- ・ 安全性と経済性を考慮した設計
- ・ 諸規定を遵守した設計



5. 杭の施工

- ・ 施工計画、仮設・準備工事、杭施工

①. 設計仕様書の把握

- ・ 支持力
- ・ 工法
- ・ 杭形状及び配置 等

②. 現場の調査

- ・ 隣接構造物
- ・ 機械・資材の搬入・出路 等

③. 施工計画の作成

- ・ 工程
- ・ 使用機械
- ・ 仮設計画 等

④. 仮設・準備

- ・ 整地及び仮囲い
- ・ 杭心測量及び位置表示
- ・ 電力・給水設備 等

⑤. 試験杭

- ・ 試験杭位置確認
- ・ 機械据付、打ち込み
- ・ 管理値設定 等

⑥. 施工

- ・ 杭搬入
- ・ 杭打ち込み 等

⑥-1. 工程・品質管理

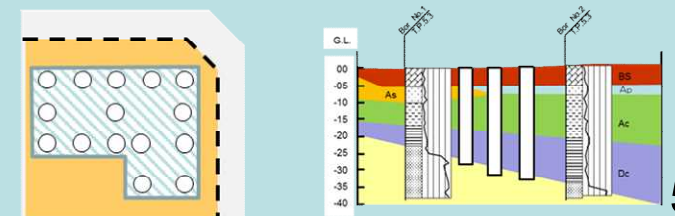
- ・ 進捗状況把握
- ・ 杭基準高
- ・ 根入長
- ・ 偏心量 等

⑥-2. 安全管理

- ・ 安全衛生管理体制
- ・ 安全点検 等

⑥-3. 環境保全対策

- ・ 騒音対策
- ・ 振動対策 等



○民間の建築工事の場合、事前の地盤調査は以下のように行われている(関係団体の聴き取り等)

① 地盤調査内容について

- ・一般的に、地盤調査内容(ボーリングの地点や本数等)は、発注者の依頼を受けて設計者が決定するケースが多いと考えられる。
- ・調査内容の決定に際しては、主に『建築基礎設計のための地盤調査計画指針』(日本建築学会)が用いられているが、これを踏まえ、敷地面積や既往の地盤情報、支持層の不陸等、予定建築物の形状等を総合的に勘案して決定している。

② 設計者と元請の間における地盤調査結果の共有について

- ・調査結果の内容については、関係者間で必要な情報共有はなされていると考えている。
- ・設計施工が分離の場合と一体の場合とで、情報伝達の方法に違いが生じる場合がある。

③ 追加の調査が必要となる場合の対応について

- ・施工側が必要と判断する場合は必ず調査を申し入れることとしている。
- ・設計施工一体の場合、施工部門と設計部門が協議して追加調査の必要性を判断することが多い。

【建築基礎設計のための地盤調査計画指針(日本建築学会編)】

<設計のための地盤調査の規模>

①調査本数について

- ボーリング調査本数の検討の目安として、地層が変化していると想定される場合は1本/100㎡、地層構成が推定できない場合は1本/300㎡、地層構成に変化がない場合は1本/500㎡が示されている。ただし、建築面積が小さい場合でも、2本以上とすることを原則とし、建物形状を考慮し、建物範囲が効果的に含まれるよう、端部及び建物内部に配置することが望ましい。

②調査位置について

- 建物範囲が効果的に含まれる配置で行うが、地形的要因や事前調査結果なども考慮して判断することとされている。

③調査深さについて

- 一般的に、基礎形式に直接基礎を想定する場合は、支持層として想定される地層が確認できる深さまで、杭基礎を想定する場合は、支持層として想定される地層が5~10m以上確認できる深さまでとされている。また、基礎形式に関わらず、支持層以深に沈下が懸念される層の存在が想定される場合、そのような層の有無が確認できる深さまで調査することとされている。

<施工性確認のための地盤調査の規模>

- 施工のための地盤調査を追加で実施するのではなく、初期段階から施工計画にも配慮した地盤調査計画とし、調査規模を決定することが望ましいとされている。

(参考) 施工の段階では国土交通省の公共工事標準仕様書に準じて管理が行われていることが多い。(関係団体の聴き取り等)

【公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(官庁営繕部編)】

<4章 地業工事(既製コンクリート杭地業等)>

①施工一般について

- 次のいずれかに該当する場合等は、監督職員と協議することとされている。
 - (1) 予定の深さまで到達することが困難な場合
 - (2) 予定の掘削深度になっても、支持地盤が確認できなかった場合
 - (3) 予定の支持地盤への所定の根入れ深さを確認できなかった場合
 - (4) 所定の長さを打ち込んで、設計支持力が確認できなかった場合

②試験一般について

- 工事の適切な時期に、設計図書に定められた杭又は支持地盤の位置及び種類について、原則として監督職員の立会いを受けて試験を行い、支持力又は支持地盤の確認を行うとともに、その後の施工の指示を受けるとされている。
- 試験杭の位置、本数及び寸法等は、設計図書によることとされている。

建設工事は着手後に様々なリスクが発現し、工期や費用が変動するおそれがある。

<地盤関連>

- 杭を打設したが、**想定深度で支持地盤に到達しなかった**ため、再設計と既製杭の再注文が必要となった。
- **地下水位が想定よりも浅く、水圧が高い**ため、鋼矢板の打設長が変わり、使用するクレーンも変更となった。
- **軟弱地盤の沈下が想定した期間で収まらなかった**ため、次工程の着手が遅れた。



<設計、資材関連>

- 設計図書に示された**管路が所定の空間に入らなかった**ため、ルート変更が生じた
- **意匠設計と構造設計の調整が不十分**で、修正設計の必要が生じた。
- 使用予定の**資材が必要な時期に必要な数量搬入されなかった**ため、工期が遅れた。



<地中埋設物関連>

- **既存地下埋設物の位置が想定と異なっていた**ため、設置予定の構造物と干渉することが判明し、再設計を余儀なくされた。
- **地中から産業廃棄物が発見**され、廃掃法に則った処理が必要となった。



<近隣、事故等>

- **近隣住民から振動や騒音に対するクレーム**があり、作業時間を短縮せざるを得なくなった。
- 作業員が怪我をしたため、関係機関への報告や再発防止策の徹底により**工事が一時中断**した。
- **掘削残土搬出先の受入条件が変わった**ため、運搬距離や時期が変更となった。



工事着手後に発生する可能性のある施工上のリスクに円滑に対応するためには、

- 予め関係当事者間で情報共有、協議し、各々の役割、責任の分担や協議ルールを明確化しておくことが必要
- 合意された責任分担については、契約書等に位置づけることで紛争の発生を防止する効果が期待

工事着手後に設計変更が必要となる場合や、変更の要否について判断が必要な場合の協議の進め方や判断事例が明確になっていない。

＜設計変更が必要と考えられる場合の例＞

- ・設計図書の表示が不明確であったり、不整合がある場合
 例) 図面の記載内容が不十分であったり、不確定部分がある場合
 建築、電気設備、機械設備の各分野の設計内容が互いに整合せず、そのままでは施工できない場合
- ・設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
 例) 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なることが判明した場合
 設計図書に示されていないアスベスト含有建材が発見され、調査及び撤去が必要となった場合
- ・予期することの出来ない特別な支障が施工中に生じた場合
 例) 施工中に地中障害物を発見し、当初の設計に支障が生じる場合



＜設計変更までは要さないと考えられる場合の例＞

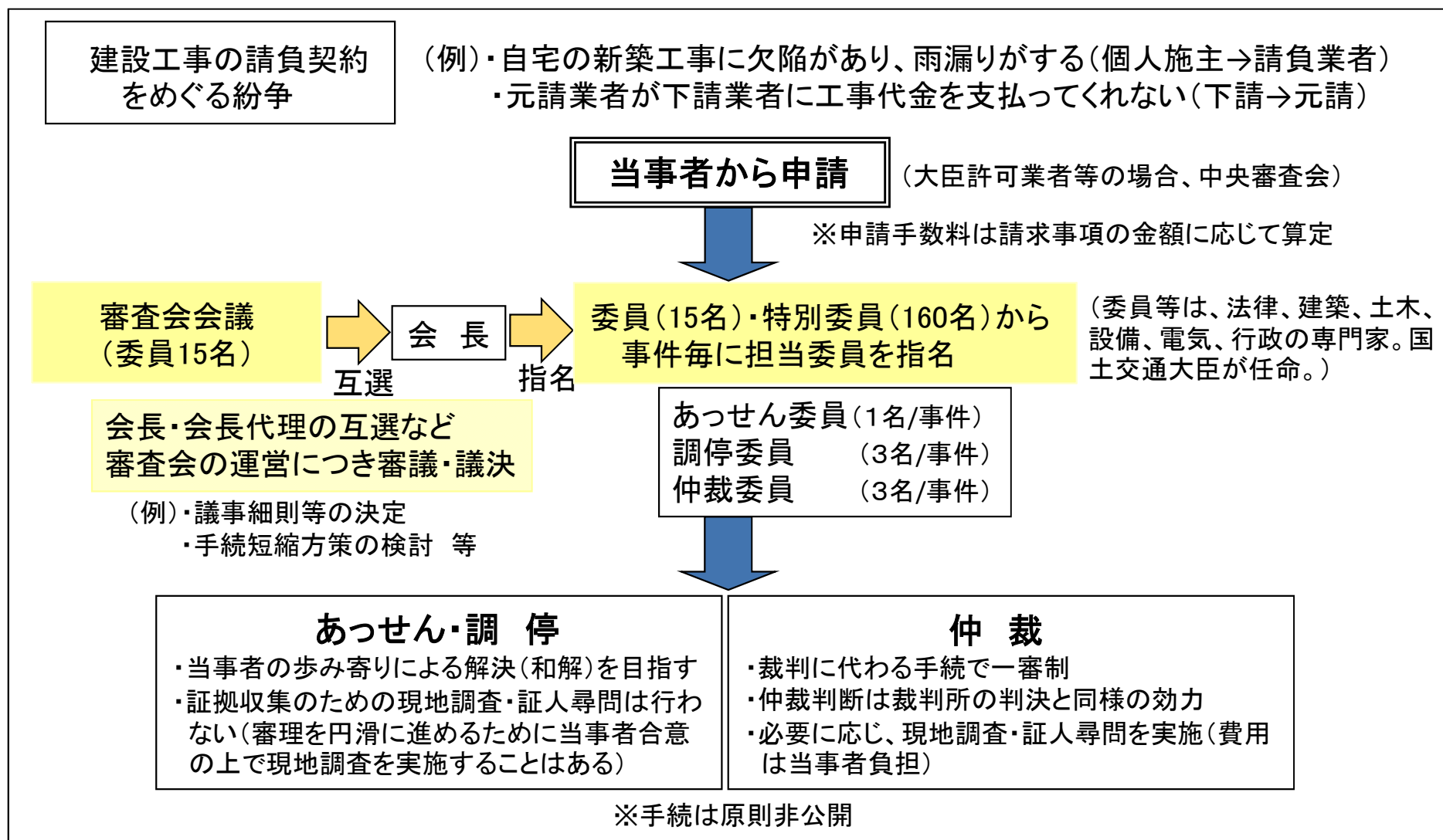
- ・設計図書に定めのない事項で、発注者との協議や指示等がない中、受注者の独自の判断で施工を実施した場合※
 例) 設計図書に品質が定められていない製品を、受注者の都合で独自に選定して使用
- ・工事手法(仮設・施工方法)について、特記仕様書に特別の定めがないものを受注者が変更した場合
 例) 地下埋設物の設置に当たり、発注者は土留めを用いない掘削を見込んでいたが、
 受注者は土留めとして矢板を設置して掘削を実施(発注者の想定が合理的ではないことが判明した場合等を除く。)

※受注者の独自の判断で施工することを認めるものではない。

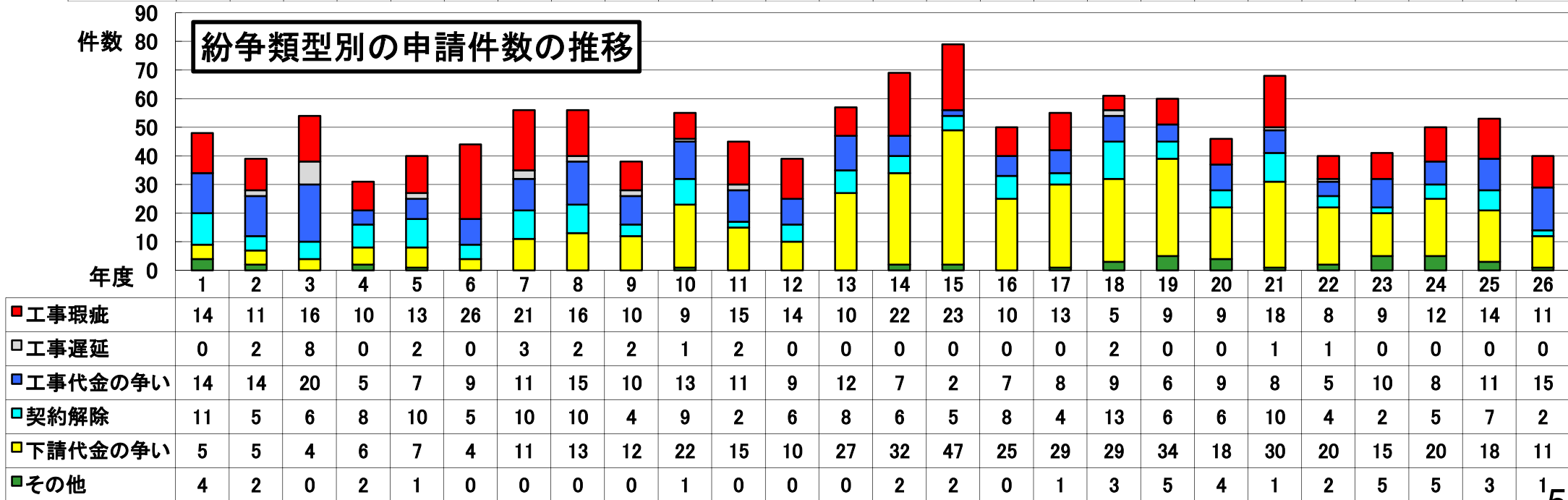
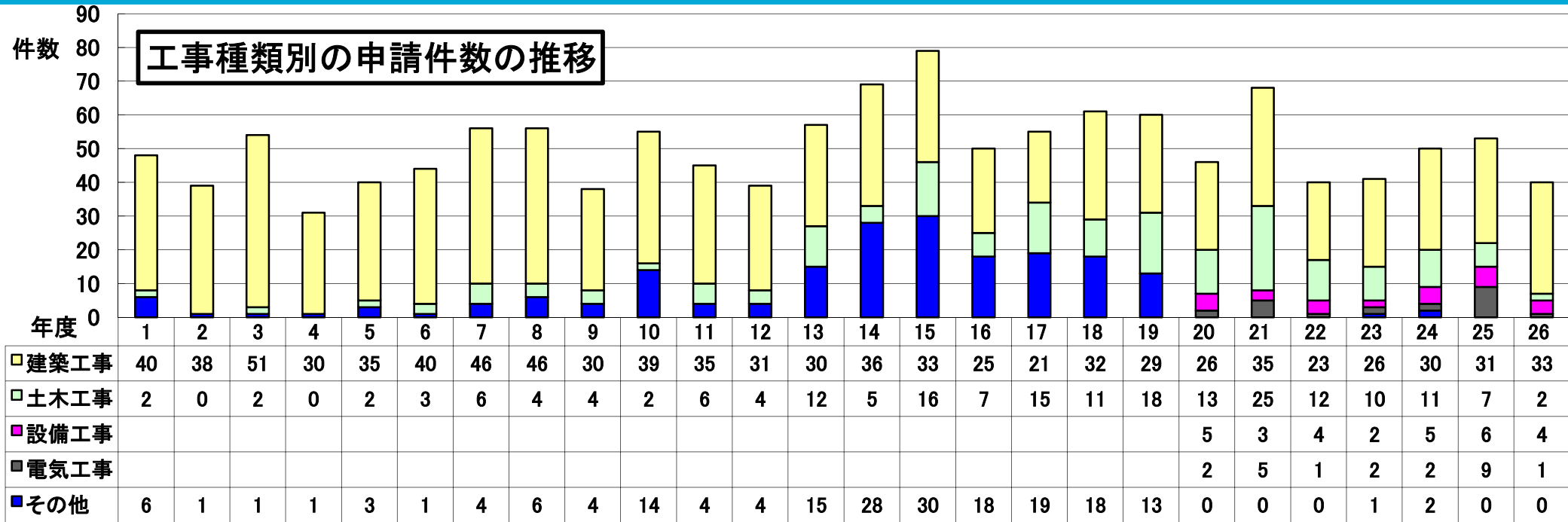


発注者と受注者がともに設計変更が必要なケースや協議の進め方等について十分理解しておくことにより、円滑な工事の施工が期待

- 建設工事の請負契約に関する紛争を簡易・迅速に解決するためのADR機関(裁判外紛争処理機関)。
- 建設業法に基づき、国土交通省(中央審査会)及び各都道府県に設置。
- 昭和31年設立。
- 中央審査会においては毎年度50件程度、各都道府県審査会においては毎年度合計100件程度を処理。



民間工事の契約等の実態⑦：建設工事紛争審査会の概要(2)



※対象は公共工事及び民間工事。

出所：国土交通省「建設工事紛争取扱状況について(平成26年度)」

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法^{※1}」を中心に、密接に関連する「入契法^{※2}」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布) ※1:公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法の改正 (H26.6.4施行)

<目的> 公共工事の品質確保の促進

- 基本理念の追加：**将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等**

基本理念を実現するため

- 発注者の責務(基本理念に配慮して発注関係事務を実施)を明確化
- 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正

基本方針 (H26.9.30閣議決定)

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務【通知 H26.10.22】

運用指針 (H27.1.30関係省庁申合せ)

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

- **ダンピング対策の強化**
- **契約の適正な履行(=公共工事の適正な施工)を確保**

適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

- ダンピング対策の強化、歩切りの根絶、適切な設計変更の実施等について明記
- 発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務【要請通知 H26.10.22】

建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業は公布から2年以内に施行)

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

- **建設工事の担い手の育成・確保**
- **適正な施工体制確保の徹底**

建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)

- 技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

- 経営事項審査で若手技術者等の確保状況や機械保有の状況等を評価 等

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- 国は、**本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

必ず実施すべき事項

実施に努める事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

⑤ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

⑦ 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

⑧ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

「歩切り」に関する地方公共団体への個別理由等の聴取結果について

平成27年7月1日時点で「慣例、自治体財政の健全化等のため、設計書金額から減額して予定価格を決定している場合がある」と回答した団体(100団体)のうち、「見直しに向けて対応を検討」(34団体)または「その他」(16団体)のいずれかを回答した団体(計50団体)に個別理由等を聴取した結果(平成27年11月1日時点の状況)は以下のとおり。

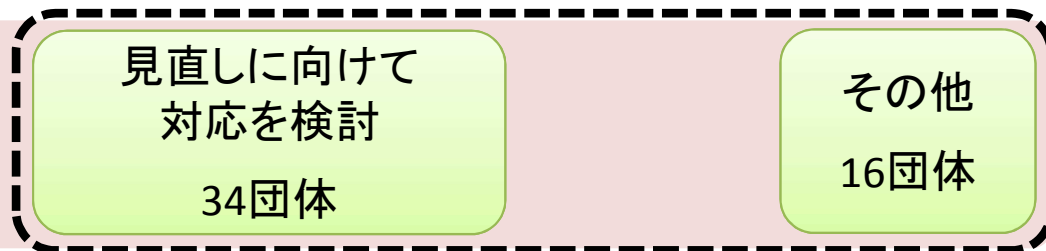
- ① 32団体が平成27年度内に「歩切り」を廃止
(うち、16団体が平成27年11月までに歩切りを廃止済み)
 - ② 8団体が見直しに向けて対応を検討中
 - ③ 7団体が端数程度を減額する方法に変更
 - ④ 3団体が見直しを行う予定なし
- ④の団体等については、国と都道府県が連携して直接働きかけを実施するなどにより、改善を促進。

＜前回実施したフォローアップ調査の結果＞

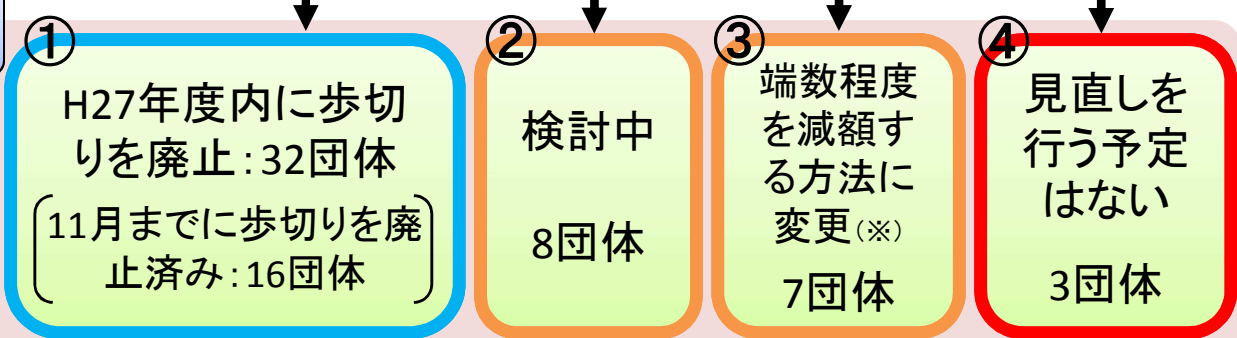


※黒点線枠内が今回個別に理由等を聴取した団体

聴取対象団体



聴取結果



＜ブロック別の聴取結果＞

ブロック	①	②	③	④
北海道(0)	-	-	-	-
東北(12)	10[6]	1	1	0
関東(13)	7[4]	2	2	2
北陸(3)	2[1]	1	0	0
中部(6)	3[1]	2	0	1
近畿(3)	1[1]	1	1	0
中国(0)	-	-	-	-
四国(3)	0	1	2	0
九州(6)	5[2]	0	1	0
沖縄(4)	4[1]	0	0	0
全国(50)	32[16]	8	7	3

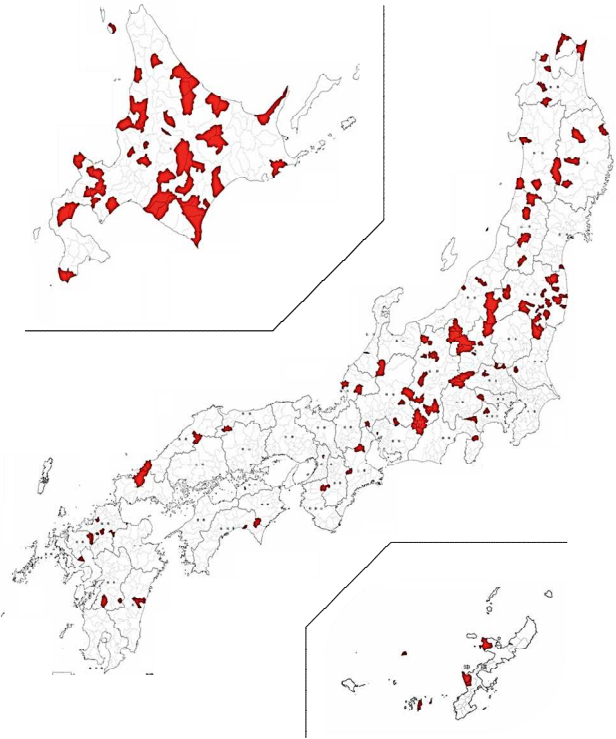
(※)「従前は数%程度を減額していたが、端数程度に変更」や「ランダム係数(99.900~100.000%)を乗じる制度に変更」等

(注)ブロック列の括弧内は聴取対象団体数
①列の括弧内は11月までに歩切りを廃止済みの団体数

最低制限価格制度等の導入状況 ～200団体が未導入～

	都道府県		指定都市		市区町村	
	H25.9.1時点	H26.4.1時点	H25.9.1時点	H26.4.1時点	H25.9.1時点	H26.4.1時点
両制度を併用	43	44	20	20	471	483
	91.5%	93.6%	100.0%	100.0%	27.4%	28.0%
低入札価格調査制度のみ導入	4	3	0	0	140	132
	8.5%	6.4%	0%	0%	8.1%	7.7%
最低制限価格制度のみ導入	0	0	0	0	904	907
	0%	0%	0%	0%	52.5%	52.7%
いずれも未導入	0	0	0	0	207	200
	0%	0%	0%	0%	12.0%	11.6%

<いずれも未導入の自治体>



最低制限価格等の公表時期 ～導入済の団体の1割前後は事前公表～

	最低制限価格の事前公表		基準価格の事前公表	
	H25.9.1時点	H26.4.1時点	H25.9.1時点	H26.4.1時点
都道府県	2	2	2	2
	4.7%	4.5%	4.3%	4.3%
指定都市	1	1	0	0
	5.0%	5.0%	0.0%	0.0%
市区町村	181	173	58	59
	13.2%	12.4%	9.5%	9.6%
合計	184	176	60	61
	12.8%	12.1%	8.8%	8.9%

最低制限価格等の算定式の見直し

H23.4～

【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10
 【計算式】 ・直接工事費×0.95
 ・共通仮設費×0.90
 ・現場管理費×0.80
 ・一般管理費等×0.30
 上記の合計額×1.05

H25.5.16～現在

【範囲】 予定価格の7.0/10～9.0/10
 【計算式】 ・直接工事費×0.95
 ・共通仮設費×0.90
 ・現場管理費×0.80
 ・一般管理費等×0.55
 上記の合計額×1.08

～都道府県における取組事例～

◆石川県…最低制限価格について、一部市町に関して最新の中央公契連モデル以下または未導入が確認されたため、直接見直しを要請。その結果、平成26年度内に全市町が最新の中央公契連モデル以上に移行する予定。
 (平成26年12月24日県建設業協会と知事との懇談会にて表明)

○ 地方公共団体における土木部門の職員数は、建設投資ピーク時（H4年度）から約26%減。

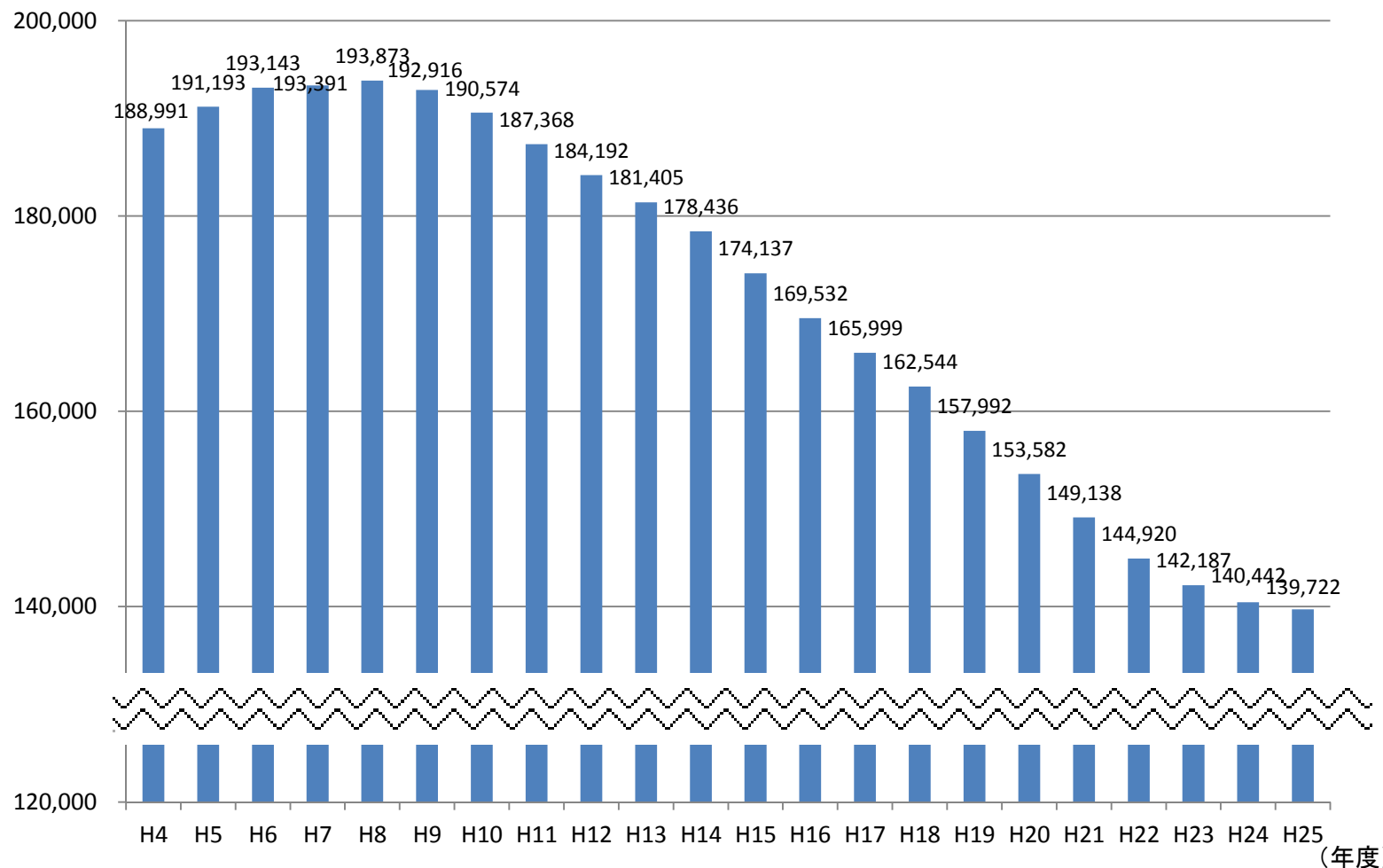
※各年度の職員数はその年度の4月1日現在の職員数

部門別の職員数と増減状況

区分	平成6年度	平成25年度 (H6年度比)
普通		
一般行政【うち土木】	1,174,514 【193,143】	909,340 (▲23.6) 【139,722】 (▲28.7)
会計		
教育	1,281,001	1,037,527 (▲20.0)
警察	253,994	283,644 (11.7)
消防	145,535	158,948 (9.2)
計	2,855,044	2,389,459 (▲16.3)
公営企業等会計	437,448	363,025 (▲17.0)
合計	3,282,492	2,752,484 (▲16.1)

(人)

土木部門職員数推移(H4～H25)



※「一般行政」…総務・企画、税務、農林水産、土木、福祉関係(民政、衛生)等
 ※「公営企業等会計」…病院、水道、下水道、交通等

概要

- 改正公共工事品質確保促進法（平成17年法律第18号）を踏まえ、発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、他の地方公共団体のモデルとなる発注者への支援を行う。
- 具体的には、新たな入札契約方式の導入を目指す地方公共団体に、国土交通省が専門的知見を有する支援事業者を派遣するとともに、有識者の助言を得てその発注事務への支援を行い、支援の成果を他の地方公共団体に展開する。

<地方公共団体の課題と対応する入札契約方式のイメージ>

防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中、地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、地域生活の維持に支障が生じる恐れがある。

地域における社会資本の維持管理に資する方式
(複数年契約、包括発注、共同受注(地域維持型JV、事業協同組合))

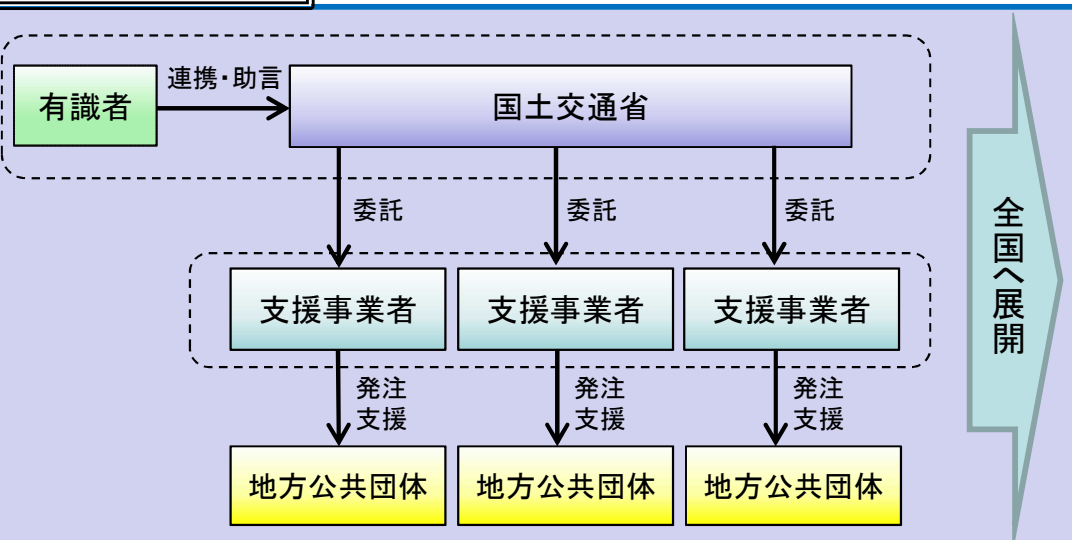
既存構造物の補修において、その補修の設計段階では対象構造物の損傷状況等の詳細が把握できないために工事の仕様・数量が確定できず、施工段階となって工事の設計変更の対応が多くなる。

設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする
設計段階から施工者が関与する方式(ECI方式)

発注者の能力を超える一時的な事業量の増加や発注頻度が低く技術的難易度が高い工事への対応等により、適切な発注関係事務の実施が困難となる。

工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する**CM方式**や、事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う**事業促進PPP方式**

支援スキーム



支援案件

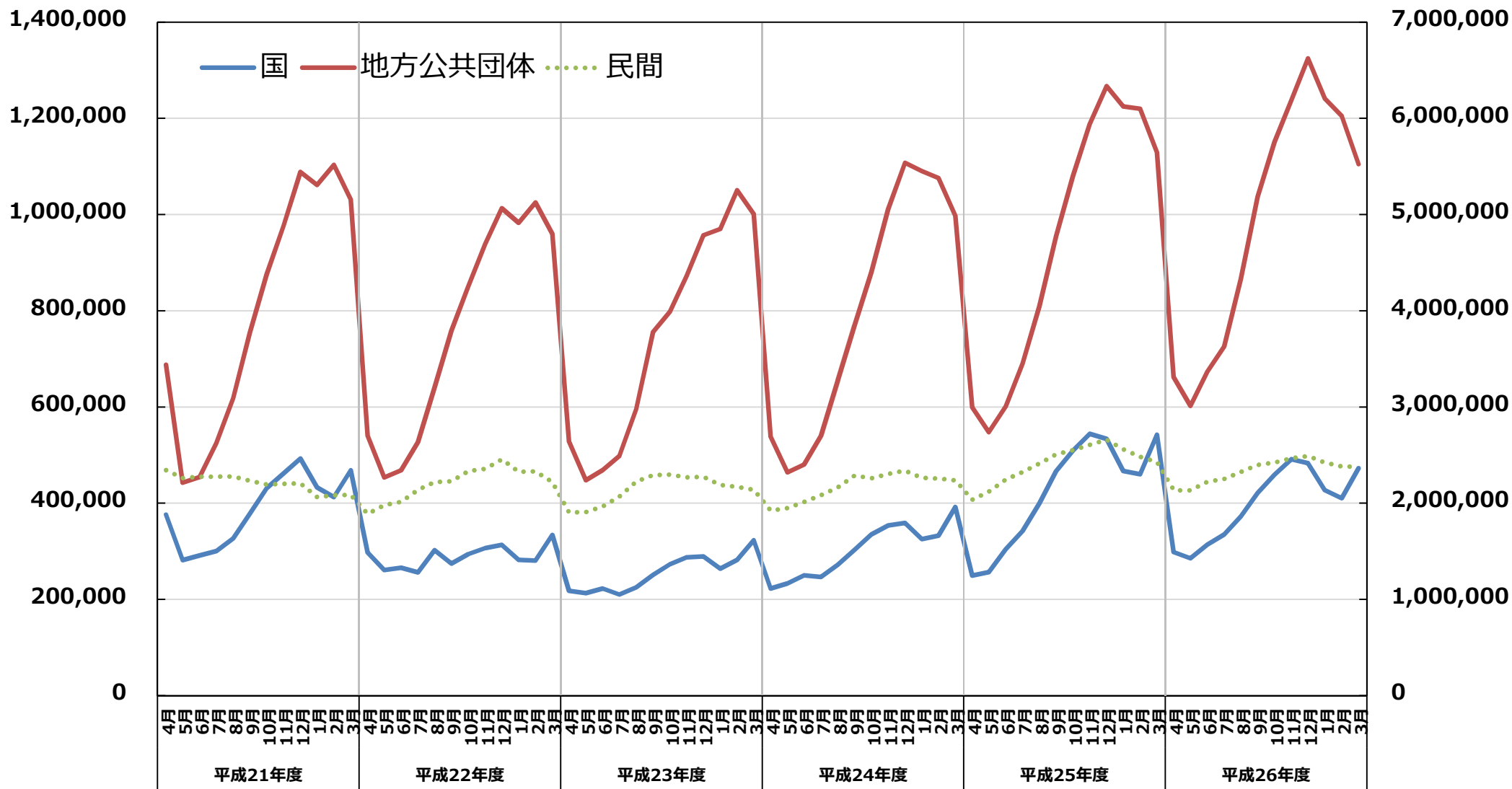
実施年度	地方公共団体	支援対象事業
平成26年度	大仙市(秋田県)	道路維持・除雪に係る事業
	宮城県	道路除雪に係る事業
	相模原市(神奈川県)	公共下水道整備に係る事業
	新城市(愛知県)	庁舎建設に係る事業
平成27年度	大阪府	建築物補修に係る事業
	水戸市(茨城県)	体育館建設に係る事業
	府中市(東京都)	庁舎建設に係る事業
	清瀬市(東京都)	庁舎建設に係る事業
	島田市(静岡県)	病院建設に係る事業
	四日市市(三重県)	体育館建設に係る事業

- 公共工事は民間工事と比べ、平準化が進んでいない。
- また、地方公共団体発注工事は、平準化の取組みにばらつきがある。

(単位：百万円)

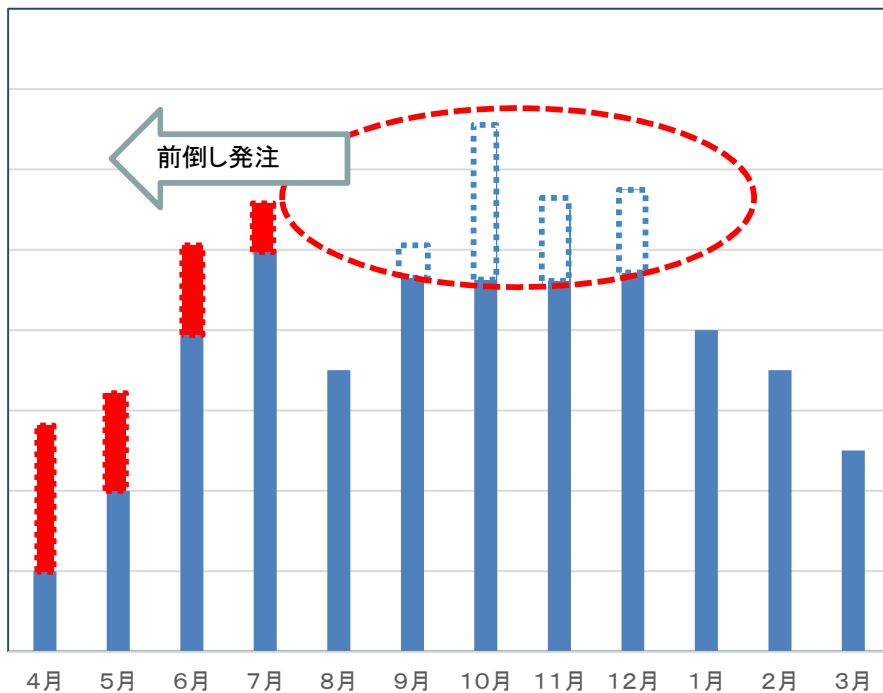
公共工事

民間工事

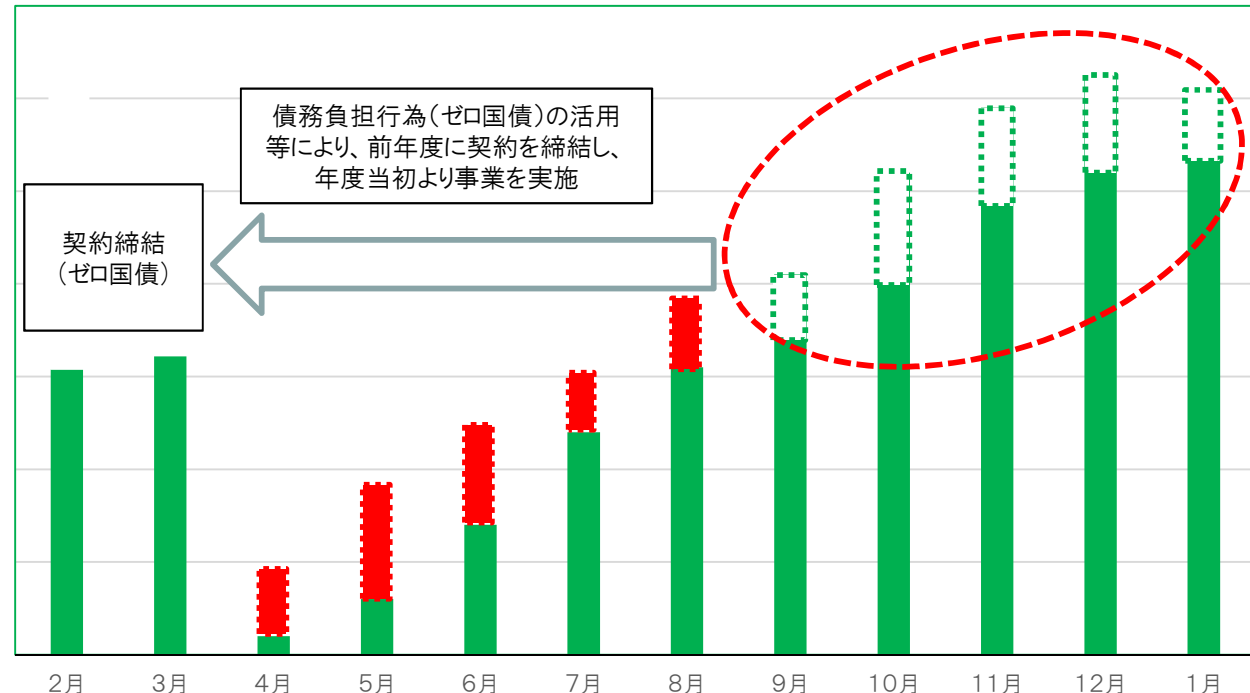


- 公共工事は、予算成立後に入札契約手続きを行うことが一般的であり、4－6月期は工事が減り、年度末に工期末が集中する。
- 発注の前倒しや債務負担行為（ゼロ国債等）の活用等により、ピーク時の工事稼働件数をシフトすることで施工時期等の平準化の推進に寄与。

公共工事の毎月の発注件数の現状と、
発注時期の前倒しによる平準化のイメージ

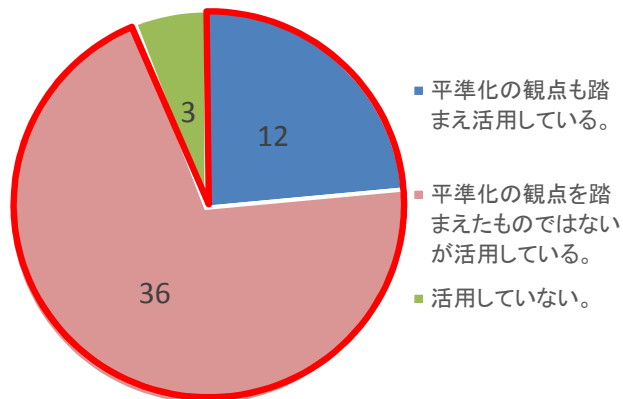


公共工事の毎月の稼働件数の現状と、
債務負担行為（ゼロ国債）の活用等による平準化のイメージ



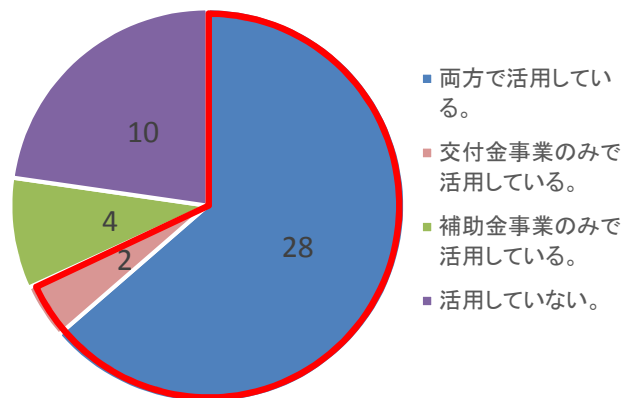
○ 平成27年下期ブロック監理課長等会議において、事前に都道府県に対して平準化に関するアンケートを行い、債務負担行為又は翌債（繰越制度）の活用状況について調査。

1. 説明可能な工事について、債務負担行為の活用状況

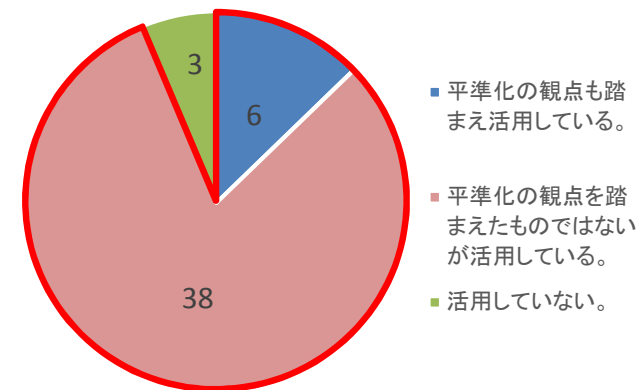


(注)複数回答の都道府県あり

2. 1.のうち、補助金・交付金事業における債務負担行為の活用状況。



4. 平準化の観点も踏まえて、翌債（繰越制度）の活用を行っていますか。



1. 債務負担行為を活用していると回答した地方公共団体は44団体。そのうち、**平準化の観点も踏まえて債務負担行為を活用している地方公共団体は12団体。**
2. 債務負担行為を活用している地方公共団体のうち、**補助金・交付金事業において債務負担行為を活用している地方公共団体は30団体。**
3. 翌債（繰越制度）を活用している地方公共団体は44団体。そのうち、**平準化の観点も踏まえて翌債（繰越制度）を活用している団体は6団体。**

※ 国、都道府県担当部局で構成するブロック監理課長等会議において、債務負担行為の積極的な活用等による適切な工期設定、市区町村の発注・施工時期等の平準化に向けた助言等の支援等に関する申し合わせを行い共通認識を促進